

平成20年2月15日(金)開催

総務委員会会議順序

開議時刻 午前10時30分
会議室 総務委員会室

○ 開 会

1 付託事件

2 協議又は報告事項

- (1) 平成20年2月定例会主要事項について
- (2) 県民局・支局の再編について
- (3) チボリ・ジャパン社取締役会の概要について
- (4) 岡山市の行政区画の名称について
- (5) 北京・大連線の週3往復運航への増便について
- (6) 香港との間の定期路線の開設計画について
- (7) 「岡山空港開港20周年記念祭」の開催について
- (8) 太陽光発電システムの完成について
- (9) その他

○ 次回の委員会

・平成20年2月21日(木) 午前10時30分～

○ 閉 会

平成20年度当初予算の概要

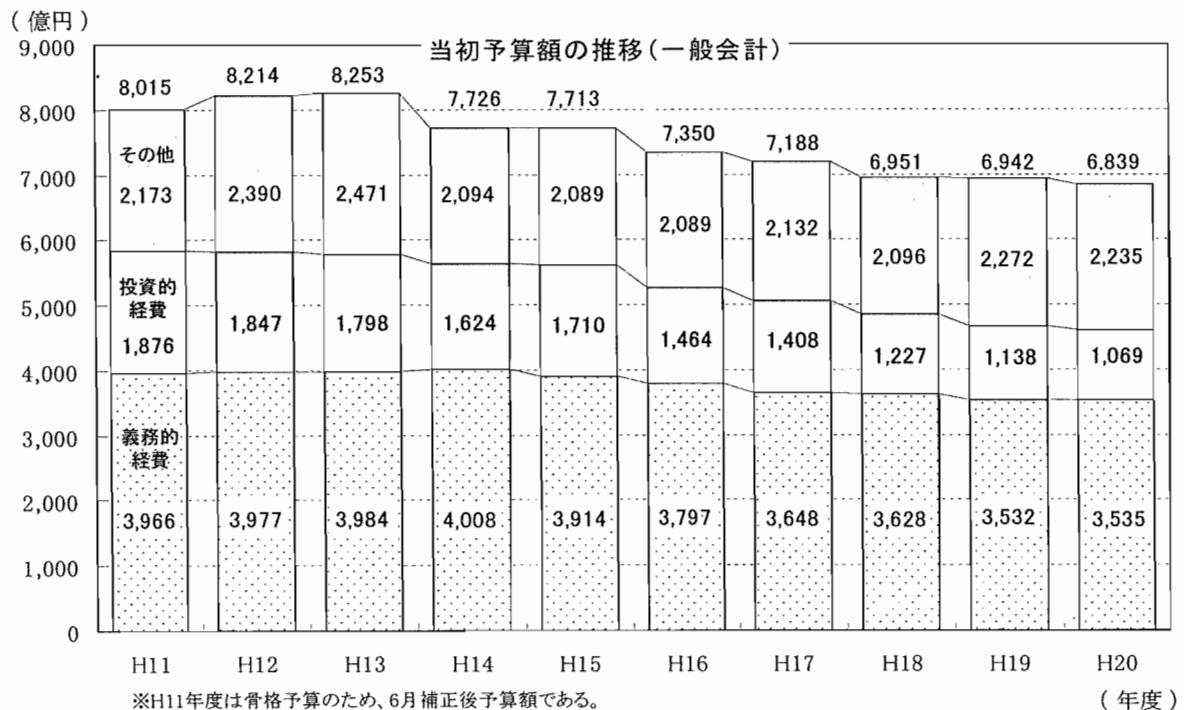
1 予算の規模

(単位：百万円)

区 分	19年度当初予算額 A	20年度当初予算額 B	B/A(%)
一般会計	694,180	683,863	98.5
特別会計	262,692	273,980	104.3
計	956,872	957,843	100.1
企業会計	14,830	12,787	86.2

【予算編成の基本的な考え方】

20年度当初予算については、厳しい財政状況を踏まえ、改訂第3次行財政改革大綱に基づき、着実な歳出削減を行う一方で、事業の「選択と集中」をより一層加速させることにより、今後の本県の実現にとって必要性・緊急性の高い施策は積極的に推進し、21世紀の夢と希望にあふれる「快適生活県おかやま」を実現していくこととした。



2 歳出の状況

ア 義務的経費

(単位：百万円)

区 分	平成19年度 当初予算額 A	平成20年度 当初予算額 B	B/A (%)
人 件 費	237,817	236,814	99.6
扶 助 費	12,966	12,942	99.8
公 債 費	102,380	103,741	101.3
小 計	353,163	353,497	100.1

イ 投資的経費

(単位：百万円)

区 分	平成19年度 当初予算額 A	平成20年度 当初予算額 B	B/A (%)
普通建設事業費	109,063	103,418	94.8
うち補助	47,387	42,759	90.2
単 独	45,404	44,027	97.0
災害復旧事業費	4,722	3,498	74.1
小 計	113,785	106,916	94.0

ウ その他の経費

(単位：百万円)

区 分	平成19年度 当初予算額 A	平成20年度 当初予算額 B	B/A (%)
貸 付 金	6,934	6,275	90.5
補 助 費 等	169,190	168,328	99.5
物 件 費	27,230	27,473	100.9
投資・出資金	3,175	3,329	104.9
そ の 他	20,703	18,045	87.2
小 計	227,232	223,450	98.3

歳 出 計	694,180	683,863	98.5
-------	---------	---------	------

3 歳入の状況

(単位：百万円)

区 分		平成19年度 当初予算額 A	平成20年度 当初予算額 B	B/A (%)
一般財源	県 税	265,134	264,949	99.9
	うち 法人関係税	95,360	93,564	98.1
	その他の税目	169,774	171,385	100.9
	地方消費税清算金	35,873	34,289	95.6
	地方譲与税	4,290	4,339	101.1
	地方特例交付金	1,769	2,978	168.3
	地方交付税等	169,800	171,700	101.1
	うち 地方交付税	149,500	147,000	98.3
	臨時財政対策債	20,300	24,700	121.7
	そ の 他	8,294	7,782	93.8
	※特定目的基金・企業会計からの借入、遊休土地の売却	19,328	18,600	96.2
小 計	504,488	504,637	100.0	
特定財源	国庫支出金	81,426	75,751	93.0
	県 債	66,391	66,453	100.1
	うち 行政改革推進債	12,261	12,338	100.6
	そ の 他	40,348	36,858	91.4
	※長期投資準備基金からの繰入	1,527	164	10.7
小 計	189,692	179,226	94.5	
合 計	694,180	683,863	98.5	

※は臨時的歳入対策で、計 18,764百万円

【県債の状況（一般会計）】

(単位：百万円)

区 分	19年度末残高見込 (12月補正後) A	20年度借入額 B	20年度元金償還額 C	20年度末残高見込 A+B-C
県 債	1,229,044	91,206	82,514	1,237,736
臨時財政対策債	175,043	24,700	6,211	193,532
臨時財政対策債 以外	1,054,001	66,506	76,303	1,044,204

4 「平成20年度政策重点指針」に基づく重点化事業の状況

「新おかやま夢づくりプラン」を推進し「快適生活県おかやま」を実現していくため、平成20年度における県政推進に当たっての重点的な推進方向を示すものとして策定した「平成20年度政策重点指針」に基づく重点化事業の状況は、次のとおり。

(単位:百万円)

	事業数	事業費
新おかやま夢づくりプランの基本戦略ごとの政策の推進		
○ 子どもを健やかに生み育てる環境づくりと将来を担う人づくり ・ 子育て応援事業 (588百万円) ・ 特別支援学校教育体制整備事業 (209百万円) ・ 岡山県学力向上アクションプラン (17百万円) 等	12	1,491
○ 子どもや高齢者等が安全で安心して暮らせる地域社会づくり ・ 消防防災ヘリコプター整備事業 (1,816百万円) ・ 学校等における子どもの安全対策等支援事業 (115百万円) ・ 医師確保総合対策事業 (106百万円) ・ ストップ温暖化! 推進事業 (22百万円) 等	26	9,457
○ 海外を視野に入れた産業の振興と交流の推進 ・ ミクロものづくり岡山創成事業 (421百万円) ・ 農林水産物ブランド化推進事業 (31百万円) 等	18	1,049
地方分権改革及び横断的政策の推進		
○ 地方分権型行政システムの確立 ・ 道州制・中四国州構想推進事業 (13百万円)	1	13
○ 誰もが活躍できる多様な機会を提供する社会づくり ・ 団塊世代就労支援事業 (16百万円) 等	3	44
○ 地域の特色ある資源等を生かしたまちづくり・むらづくり ・ 中山間地域等特別支援事業 (1,000百万円) ・ “おかやま晴れの国ぐらし” 魅力発信事業 (14百万円) 等	6	1,035
○ 岡山からの情報発信と拠点性の向上 ・ 全国都市緑化フェア開催事業 (513百万円) ・ 瀬戸大橋開通20周年記念事業 (70百万円) 等	11	950
合 計	77	14,039

5 行財政改革による歳出削減の効果

○公共事業の削減

(単位：百万円、%)

区 分	19年度予算額	20年度予算額	増 減	増減率
公 共 事 業 計	73,823	65,782	△ 8,041	△ 10.9
うち地方負担額	37,464	33,718	△ 3,746	△ 10.0

※公共事業の内訳（一般公共事業、交付金事業、単独公共事業）

一般財源削減効果額 308百万円

○一般施策の削減

(単位：百万円、%)

区 分	19年度予算額	20年度予算額	増 減	増減率
一 般 施 策 計	84,767	83,498	△ 1,269	△ 1.5
うち一般財源	46,245	44,946	△ 1,299	△ 2.8

※一般財源は行政改革推進債・長期投資準備基金充当前

一般財源削減効果額 1,299百万円

○内部管理経費の削減

〃

597百万円

※一般財源は行政改革推進債・長期投資準備基金充当前

○独自の給与カット

〃

4,810百万円

○職員定員の削減

〃

496百万円

一般財源削減効果額計 7,510百万円

6 収支状況等

(1) 収支状況

(単位：百万円)

区 分	予 算 ベ ー ス	う ち 一 般 財 源	独自の給与カット及び行革 推進債発行を除いた額
歳 入 A	665,099	486,037	473,699
歳 出 B	683,863	504,801	509,611
収 支 A-B	△ 18,764	△ 18,764	△ 35,912

< 予算ベースでの収支不足（35,912百万円）に対する対策 >

○独自の給与カット 4,810百万円

○行政改革推進債の発行 12,338百万円

○臨時的歳入対策 18,764百万円

(内訳)

- ・ 財源調整用基金の取崩し 164百万円
- ・ 遊休土地の売却 1,000百万円
- ・ 特定目的基金からの借入 13,600百万円
- ・ 企業会計からの借入 4,000百万円

【参考】平成19年度当初予算

(単位：百万円)

区 分	予 算 ベ ー ス	う ち 一 般 財 源	独自の給与カット及び行革 推進債発行を除いた額
歳 入 A	673,325	485,160	472,899
歳 出 B	694,180	506,015	510,894
収 支 A-B	△ 20,855	△ 20,855	△ 37,995

(2) 当面の財政見通し
 20年度当初予算をベースに21年度以降の収支を試算すると、次のとおりである。

(単位：億円)

	H20	H21	H22
歳入歳出差引収支 A	△359	△294	△277
独自の給与カット効果額 B	48	48	
行革推進債発行効果額 C	123	109	109
A+B+C	△188	△137	△168

※独自の給与カット効果額については、改訂第3次行革大綱の推進期間である21年度まで計上

【試算に当たっての主な前提条件】

下記の前提条件で試算した上で、改訂第3次行財政改革大綱による効果額及び岡山市の政令市移行に伴う影響額（県市連絡会議(H19.11)における試算額）を反映。

○歳入
 県税

H20当初予算をベースに、
 ・名目経済成長率に弾性値(1.1)を乗じた伸率で試算。制度改正を加味
 名目経済成長率 H20：2.1%、H21：2.5%
 (参考：日本経済の進路と戦略(内閣府参考試算))

地方交付税
 地方債

H20当初予算をベースに試算
 歳出に連動して試算

○歳出
 人件費
 公債費
 扶助費
 普通建設事業費

給与改定率0.5%、平均昇給率0.3%
 新規借入利率2.0%
 H20当初予算をベースに、過去の実績等を勘案して試算
 個別積算事業を除き、H20当初予算と同額で試算
 <個別積算事業>
 県庁耐震改修、防災情報ネットワーク等

補助費等

税関係交付金は県税収入等をもとに試算
 介護保険等は、H20当初予算をベースに、過去の実績等を勘案して試算

【参考】名目経済成長率を0%とした場合の試算

(単位：億円)

	H20	H21	H22
歳入歳出差引収支 A	△359	△304	△298
独自の給与カット効果額 B	48	48	
行革推進債発行効果額 C	123	109	109
A+B+C	△188	△147	△189

※独自の給与カット効果額については、改訂第3次行革大綱の推進期間である21年度まで計上

(3) 実質公債費比率・経常収支比率の見通し

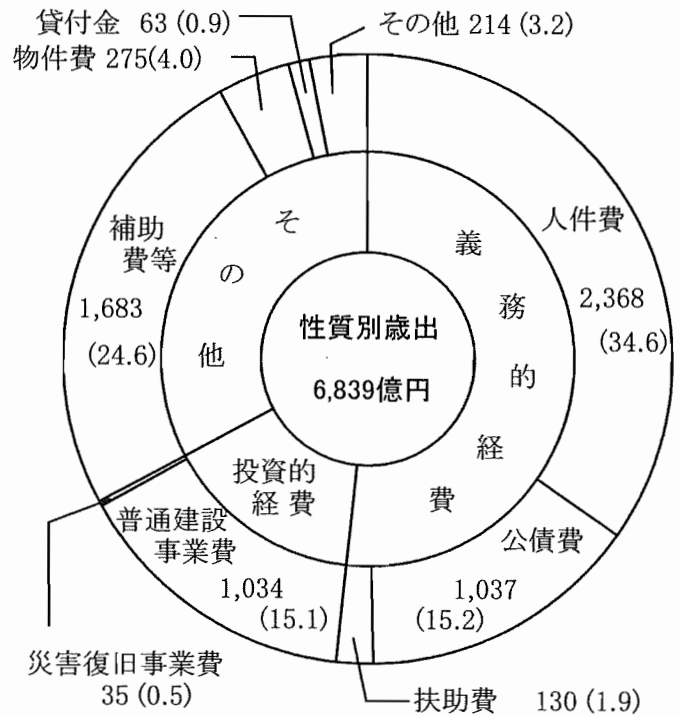
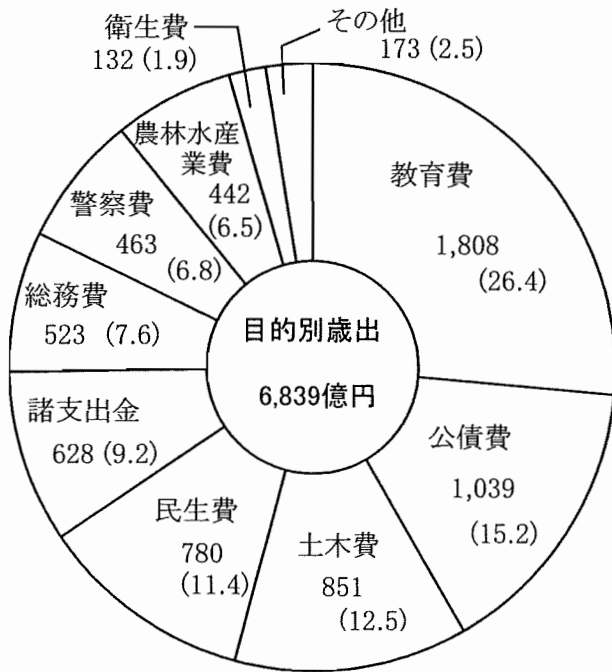
(単位：%)

	H19	H20	H21	H22
実質公債費比率	17.8	16.0	14.8	14.9
経常収支比率	98.8	98.0	96.6	96.2

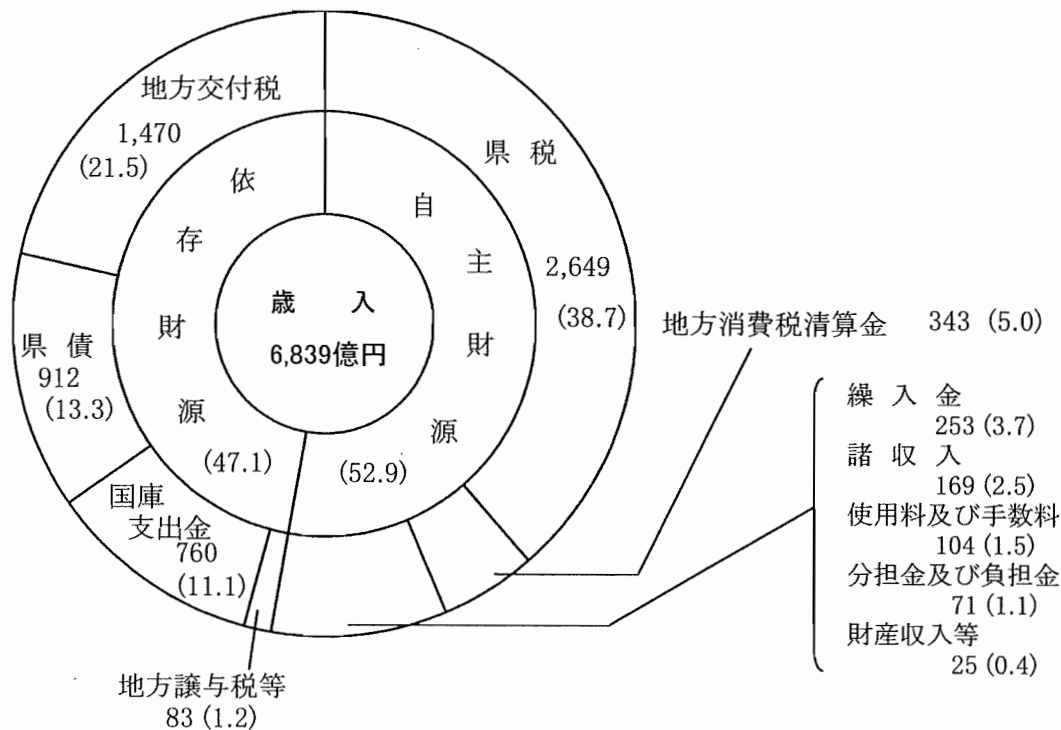
※H19年度の経常収支比率は、12月補正予算後の見込み

平成20年度岡山県一般会計予算

(歳出の内訳)



(歳入の内訳)



単位： 億円
 () は構成比, %

平成20年度当初予算額一覧表

(単位：百万円)

区 分		平成19年度当初 予算額 (A)	平成20年度当初 予算額 (B)	増 減 額 (B) - (A)	(B) / (A) (%)	
一 般 会 計	A 義務的経費	(232,226) 241,114	(235,234) 243,084	(3,008) 1,970	(101.3) 100.8	
	B 公 共 事業費	一般公共	(1,703) 42,354	(1,517) 37,407	(△186) △4,947	(89.1) 88.3
		災害復旧	(252) 4,456	(17) 3,551	(△235) △905	(6.7) 79.7
		国直轄	(4,496) 16,272	(4,458) 16,632	(△38) 360	(99.2) 102.2
	C 国庫補助事業費	(6,745) 21,890	(7,196) 21,481	(451) △409	(106.7) 98.1	
	D 基 準 行 政 運 営 費	人件費	(194,146) 236,770	(191,987) 235,606	(△2,159) △1,164	(98.9) 99.5
		運営費	(25,225) 30,863	(25,178) 30,344	(△47) △519	(99.8) 98.3
	E 単 県 行 政 施 策 費		(39,695) 100,461	(39,050) 95,758	(△645) △4,703	(98.4) 95.3
		一般会計の計	(504,488) 694,180	(504,637) 683,863	(149) △10,317	(100.0) 98.5
	特別会計の計		262,692	273,980	11,288	104.3
合 計		(504,488) 956,872	(504,637) 957,843	(149) 971	(100.0) 100.1	
企業会計の計		14,830	12,787	△2,043	86.2	

() は一般財源

平成20年度当初予算額の内訳（一般会計）

（単位：百万円）

区 分	平成19年度当初 予算額 (A)	平成20年度当初 予算額 (B)	増 減 額 (B) - (A)	(B) / (A) (%)
総 務 部	(194,834)	(194,804)	(△30)	(100.0)
	204,794	206,780	1,986	101.0
企 画 振 興 部	(8,683)	(9,009)	(326)	(103.8)
	17,088	17,403	315	101.8
生 活 環 境 部	(5,970)	(5,825)	(△145)	(97.6)
	6,572	6,392	△180	97.3
保 健 福 祉 部	(77,459)	(79,348)	(1,889)	(102.4)
	89,633	90,815	1,182	101.3
産 業 労 働 部	(9,271)	(8,527)	(△744)	(92.0)
	13,127	12,040	△1,087	91.7
農 林 水 産 部	(20,531)	(19,701)	(△830)	(96.0)
	51,647	45,290	△6,357	87.7
土 木 部	(17,596)	(17,527)	(△69)	(99.6)
	91,048	85,802	△5,246	94.2
警 察 本 部	(42,239)	(41,698)	(△541)	(98.7)
	47,799	46,266	△1,533	96.8
教 育 委 員 会	(124,850)	(125,064)	(214)	(100.2)
	169,406	169,931	525	100.3
諸 局	(3,055)	(3,134)	(79)	(102.6)
	3,066	3,144	78	102.5
合 計	(504,488)	(504,637)	(149)	(100.0)
	694,180	683,863	△10,317	98.5

() は一般財源

平成20年度一般会計款別歳入予算額一覧表

(単位：百万円，%)

款別	区分	平成19年度		平成20年度		比較 (B)/(A)	備考
		当初予算額 (A)	構成比	当初予算額 (B)	構成比		
県	税	265,134	38.2	264,949	38.7	99.9	
	地方消費税清算金	35,873	5.2	34,289	5.0	95.6	
	地方譲与税	4,289	0.6	4,339	0.7	101.2	
	地方特例交付金	1,769	0.3	2,978	0.4	168.3	
	地方交付税	149,500	21.5	147,000	21.5	98.3	
	交通安全対策特別交付金	1,000	0.1	900	0.1	90.0	
	分担金及び負担金	8,890	1.3	7,100	1.1	79.9	
	使用料及び手数料	10,500	1.5	10,396	1.5	99.0	
	国庫支出金	81,834	11.8	76,024	11.1	92.9	
	財産収入	1,369	0.2	2,512	0.4	183.5	
	寄附金	5	0.0	5	0.0	100.0	
	繰入金	30,348	4.4	25,326	3.7	83.5	
	諸収入	16,974	2.4	16,839	2.5	99.2	
	県債	86,695	12.5	91,206	13.3	105.2	
合	計	694,180	100.0	683,863	100.0	98.5	

平成20年度一般会計款別歳出予算額一覧表

(単位：百万円，%)

款別	区分	平成19年度		平成20年度		比較 (B)/(A)	備考
		当初予算額 (A)	構成比	当初予算額 (B)	構成比		
議	会費	1,719	0.2	1,647	0.2	95.8	
総	務費	52,007	7.5	52,246	7.6	100.5	
民	生費	76,032	11.0	77,968	11.4	102.5	
衛	生費	13,988	2.0	13,162	1.9	94.1	
労	働費	1,649	0.2	1,319	0.2	80.0	
農	林水産業費	49,931	7.2	44,219	6.5	88.6	
商	工費	11,085	1.6	10,396	1.5	93.8	
土	木費	89,392	12.9	85,101	12.5	95.2	
警	察費	47,799	6.9	46,266	6.8	96.8	
教	育費	180,667	26.0	180,826	26.5	100.1	
災	害復旧費	4,748	0.7	3,758	0.5	79.1	
公	債費	102,509	14.8	103,922	15.2	101.4	
諸	支出金	62,454	9.0	62,833	9.2	100.6	
予	備費	200	0.0	200	0.0	100.0	
合	計	694,180	100.0	683,863	100.0	98.5	

使用料及び手数料の改定について

1 使用料・手数料を改定するもの

- (1) 改定件数 2 件
- (2) 改定時期 平成20年4月1日
- (3) 減収見込額 187 百万円
- (4) 改定事項

使用料・手数料の名称	単位	現行単価 (円)	改定予定単価 (円)
・介護サービス情報の報告の受理及び公表	事業所	17,000	14,000
・道路占用料(主なもの)			
(電柱)	本/年	770～ 2,700	530～ 1,400
(地下埋設管)	m/年	36～ 1,200	20～ 750

2 使用料・手数料を新設するもの

- (1) 新設件数 5 件
- (2) 適用時期 平成20年4月1日
- (3) 増収見込額 17 百万円
- (4) 新設する手数料

・登録販売者試験受験手数料	1 件	14,000円
・登録販売者販売従事登録申請手数料		
(試験合格者に係るもの)	1 件	7,100円
・登録販売者販売従事登録申請手数料		
(試験合格者以外の者に係るもの)	1 件	7,100円
・登録販売者販売従事登録証再交付申請手数料	1 件	2,900円
・登録販売者販売従事登録証書書換交付申請手数料	1 件	2,000円

平成20年度

重点施策別予算の概要

平成20年2月15日
財 政 課

目 次

○「教育と人づくりの岡山」の創造	
・子育て支援プログラム	1
・子ども教育プログラム	1
・青少年プログラム	2
・文化プログラム	3
・国民文化祭プログラム	3
○「安全・安心の岡山」の創造	
・安全・安心まちづくりプログラム	4
・暮らしと交通の安全プログラム	4
・災害対策・危機管理プログラム	5
・健康・医療プログラム	6
・福祉プログラム	6
・水と緑プログラム	7
・地球環境プログラム	7
・都市・農村景観プログラム	8
○「産業と交流の岡山」の創造	
・地域産業プログラム	9
・新産業プログラム	9
・戦略的企業立地プログラム	10
・観光プログラム	10
・農林水産業プログラム	10
・就労プログラム	11
・交通基盤プログラム	12
・ユビキタス実感プログラム	12
・まち・むら活性化プログラム	12
・国際化プログラム	13
○中四国州推進プロジェクト	14
○夢づくり県政の推進等	14
○その他	15

平成20年度重点施策別予算の概要

●印のついている事業については、財政課ホームページに「重点化事業調書」を掲載しております。
 財政課ホームページURL (<http://www.pref.okayama.jp/somu/zaisei/zaiseiy.htm>)

(単位：千円)

分類	事業名	平成19年度 当初予算額	平成20年度 当初予算額	説明
1. 基本戦略：「教育と人づくりの岡山」の創造 <戦略プログラム：子育て支援プログラム>				
● C E	子育て応援事業 《子育て支援課》	489,587	587,891	【将来を担う人づくり等関連】 放課後対策の充実や、地域子育て支援拠点活動の推進、「岡山子育て応援宣言企業」の登録推進などにより、地域、企業等との協働を図りながら、子どもを健やかに生み育てる環境の整備を促進する。
E	乳幼児医療対策費 《健康対策課》	1,212,237	1,027,661	【将来を担う人づくり等関連】 乳幼児の健康増進を図るため、乳幼児医療費公費負担制度を設ける市町村に対して補助する経費
● C	児童虐待防止事業 《子育て支援課》	3,640	8,254	【将来を担う人づくり等関連】 児童虐待防止対策を強力に推進するため、市町村職員の資質向上や、児童相談所における被虐待児童やその家族への適切な対応を推進する。
● C	安全で安心な妊娠・出産支援事業 《健康対策課》	0	11,276	【将来を担う人づくり等関連】 妊産婦に充実した医療・保健サービスを提供することにより、安心して子どもを生み育てることができる環境づくりを推進する。
● C	発達障害児（者）総合支援事業 《健康対策課、 障害福祉課、 子育て支援課》	0	33,024	【将来を担う人づくり等関連】 発達障害児の健全な発達を支援するための体制の整備を推進するとともに、保育士の研修や相談支援体制の充実に取り組む市町村を支援する。
<戦略プログラム：子ども教育プログラム>				
E	学校法人等運営費補助金 《総務学事課》	7,584,904	7,500,469	・経常費補助 7,166,281 ・教育改革等推進補助 115,485 ・授業料減免補助 218,703
● C	岡山県学力向上アクションプラン 《指導課》	7,623	17,336	【将来を担う人づくり等関連】 全国学力・学習状況調査の結果を踏まえ、小・中・高等学校を見通した学力向上施策の実施と検証を行う。 ・岡山県学力向上検討委員会の設置 ・小・中学校の授業改革の支援 ・高等学校の授業力向上の支援

分類	事業名	平成19年度 当初予算額	平成20年度 当初予算額	説明
● C	確かな学力向上推進事業 《教職員課、 指導課》	291,803	353,240	【将来を担う人づくり等関連】 「確かな学力の向上」を図るため、指導体制の充実や教員の指導力の向上等に取り組む。 ・学校の指導体制の充実 ・教員の指導力向上、教育内容の充実、学習意欲の向上
C	誕生寺養護学校校舎整備 《特別支援教育室》	695,879	619,270	【将来を担う人づくり等関連】 既設施設が狭隘かつ老朽化していることや、UD化が不十分であることから、プレハブで対応している肢体不自由棟の新築や既設建物の改築を行うとともに、施設全体の耐震化を図る。 ・H20：小学部棟改築、管理棟大規模改造
● C	特別支援学校教育体制整備 事業 《特別支援教育室》	0	209,447	【将来を担う人づくり等関連】 知的障害特別支援学校の児童生徒数の増加や職業自立のニーズに対応するため、比較的軽度の知的障害生徒を対象とした新しいタイプの高等特別支援学校を岡山・倉敷地域に新設する。
＜戦略プログラム： 青少年プログラム＞				
● E	青少年健全育成サポート事業（ユースチャレンジ21 会議関連事業） 《青少年課》	3,701	4,845	【将来を担う人づくり等関連】 ユースチャレンジ21会議の企画・立案を実践していく中で、新たに、高校生等を対象として、郷土への誇りと愛着を醸成するためのツアー（岡山の食、民話、環境の学習）を実施し、その成果をオリジナル紙芝居の作成や環境美化活動などの実践行動につなげる。
● E	学校等における子どもの安全対策等支援事業 《少年課》	63,064	115,332	【安全で安心して暮らせる地域社会づくり関連】 県下22警察署に26人の警察スクールサポーター（非常勤職員）を配置し、通学路等における児童生徒の安全確保対策等を強化するため、青色回転灯を装備した専用車両26台を整備し、街頭活動等の強化・充実を図る。
● C	心豊かなおかやまっ子育成 事業 《指導課》	0	10,725	【将来を担う人づくり等関連】 道徳教育に係る施策の充実や、社会性や豊かな人間性を育むための体験活動の推進、いじめ問題への対応の充実等を図る。 ・道徳教育の推進 ・豊かな体験活動の推進 ・生徒指導重点課題への対策
● C	教育相談体制等推進事業 《教職員課、 指導課》	199,516	211,150	【将来を担う人づくり等関連】 不登校や問題行動へ適切に対処するため、子どもたちの悩みや不安を受け止める相談体制等の一層の充実を図る。 ・教育相談体制の充実 ・不登校問題等への対応

分類	事業名	平成19年度 当初予算額	平成20年度 当初予算額	説明
● E	放課後子ども教室推進事業 《生涯学習課》	34,822	40,363	【将来を担う人づくり等関連】 放課後や週末等に、地域の方々の参画を得て、子どもたちと共に勉強やスポーツ、文化活動、地域住民との交流活動等に取り組む「放課後子ども教室」を実施する。 [19年度 100教室 → 20年度 140教室]
	＜戦略プログラム： 文化プログラム＞			
E	倉敷子ボリ公園事業促進費 《企画振興課》	1,196,293	893,560	倉敷子ボリ公園の運営に要する経費
● E	県立美術館ルネサンス事業 《文化振興課》	45,593	91,292	【岡山からの情報発信と拠点性の向上】 開館20周年と入館者数300万人達成という節目を「美術館ルネサンス」と位置づけ、展覧会に新機軸を打ち出して、20周年記念事業を実施するとともに、国民文化祭開催に向けて、文化拠点としての情報発信機能を充実・強化する。
● E	世界文化遺産登録推進事業 ～岡山から世界遺産を～ 《文化財課》	0	7,000	【岡山からの情報発信と拠点性の向上】 近世岡山の文化・土木遺産群の世界遺産登録に向け、県・関係市町・候補資産所有者が協働し調査・研究等に取り組む。 ・世界遺産検討委員会、専門委員会の開催 ・特別史跡旧閑谷学校保存管理計画の策定
	＜戦略プログラム： 国民文化祭プログラム＞			
● E	国民文化祭開催準備事業 《国民文化祭準備室》	16,790	36,848	【岡山からの情報発信と拠点性の向上】 平成22年秋に開催する国民文化祭に向けて、来年度は、事業別実施計画（案）を策定するとともに、市町村実行委員会の設立・運営を支援する。また、広く県民の参加を促すため効果的な広報を行う。
● E	おかやま県民文化祭開催事業 《文化振興課》	15,099	22,062	【岡山からの情報発信と拠点性の向上】 国民文化祭開催に向けて、本県文化のレベル向上と県民のさらなる参加を促すため、総合フェスティバルを2都市で開催する。また、（財）地域創造との共催により、県内6市町で出前コンサート等を実施する。
● E	全国警察音楽隊演奏会の開催 《県民応接課》	0	7,586	【岡山からの情報発信と拠点性の向上】 平成22年開催予定の「国民文化祭」のイベントとして、第49回全国警察音楽隊演奏会を岡山県で開催するための準備経費。

分類	事業名	平成19年度 当初予算額	平成20年度 当初予算額	説明
<p>2. 基本戦略：「安全・安心の岡山」の創造 <戦略プログラム：安全・安心まちづくりプログラム></p>				
● E	県民総ぐるみによる犯罪のない安全・安心岡山県づくり推進事業 《安全・安心まちづくり推進室》	22,644	13,491	【安全で安心して暮らせる地域社会づくり関連】 県民総ぐるみの安全・安心まちづくりを推進するため、引き続き自主活動団体への支援を行うとともに、新たに次の事業を実施する。 ・情報紙「安全・安心通信（仮称）」の創刊 ・県内一斉「犯罪ゼロの日」の実施 ・大学生自主活動団体への支援
● E	地域の絆で守る！子どもや高齢者の安全・安心推進事業 《安全・安心まちづくり推進室》	5,324	4,337	【安全で安心して暮らせる地域社会づくり関連】 市町村、学校、警察、保護者及び地域団体等が連携して、学校、通学路等における児童等の安全を確保する。 ・子ども110番の家・セーフティコーン設置 ・地域安全マップづくり普及促進 ・「おはよう」運動の実施 ・小学校区を中心とした安全・安心研究
● E	官民協働！犯罪に強い社会環境づくり推進事業 《安全・安心まちづくり推進室》	1,082	1,337	【安全で安心して暮らせる地域社会づくり関連】 公共施設や住宅の防犯指針の普及促進を図るため、商業施設や住宅展示場で防犯キャンペーンを実施する。また、事業所ごとの防犯責任者の設置を推進するとともに、講習会の開催などによりその活動を支援する。
<p><戦略プログラム：暮らしと交通の安全プログラム></p>				
● C	全国都市緑化フェア関連交通安全施設整備事業 《交通規制課》	0	137,585	【岡山からの情報発信と拠点性の向上】 全国都市緑化フェアの開催に先立ち、会場周辺の重点的な渋滞緩和対策を講じておくとともに、「環境にやさしい暮らし」への提案として会場周辺の信号灯器のLED化や交通安全施設のバリアフリー化を進めるなど、環境に配慮した施策を推進する。
● E	「心と命の教育活動」推進事業 《県民応接課》	0	3,162	【将来を担う人づくり等関連】 若年層の社会規範意識の向上を図り、犯罪を起こさない環境づくりを推進するため、小学生・中学生・高校生等の若い世代を対象として、「子どもたちを被害者にも加害者にもしないための授業」を行う。
● E	ITを活用した警察情報の高度化 《情報管理課》	12,389	51,426	【安全で安心して暮らせる地域社会づくり関連】 警察活動の質的強化を図るため、各種照会を行う携帯端末の更新にあわせて、盗難車両等のリアルタイム照会、行方不明者等の一斉手配、警察官の位置情報の送信など様々な機能を付加した新型携帯端末を開発し、地域警察官に携帯させることにより、各種犯罪被害の防止を図る。

分類	事業名	平成19年度 当初予算額	平成20年度 当初予算額	説明
●	E シルバー・セーフティ・サポート事業 《交通企画課》	30,151	31,831	【安全で安心して暮らせる地域社会づくり関連】 高齢者専門の交通指導員（シルバー・セーフティ・サポーター）が、高齢者宅を訪問して交通安全指導等を行う出前方式の取組を行うとともに、高齢者の視点に立った自転車の安全運転教育を行うことにより、今後、増加が懸念される自転車乗車中の交通事故抑止を図る。
●	E 警察署耐震改修工事 《会計課》	175,290	225,518	【安全で安心して暮らせる地域社会づくり関連】 岡山県耐震改修促進計画に基づき、平成25年度末を目途に、防災拠点（災害警備本部）となる警察署の耐震改修工事を実施する。
＜戦略プログラム： 災害対策・危機管理プログラム＞				
●	E 防災・危機管理体制強化事業 《危機管理課》	0	26,073	【安全で安心して暮らせる地域社会づくり関連】 台風や地震をはじめとした各種災害の発生時に重要となる初動対応を迅速かつ的確に行えるよう、危機管理員及び防災担当管理職員による365日24時間即応型の体制整備を行う。
	E 安全・安心おかやま地域防災力強化事業 《危機管理課、 消防保安課、 保健福祉課、 農政企画課、 監理課》	1,000,000	1,000,000	【安全で安心して暮らせる地域社会づくり関連】 災害に強い県土づくりを推進するとともに、災害時に県民・行政が的確に対応できるようハード・ソフトの両面から重点的・効果的に地域防災力を強化する。 ・女性消防団員等の確保、自主防災活動の活性化、災害支援物資の備蓄等 ・土木施設、農林水産関連施設等の整備
●	E 消防防災ヘリコプター整備事業 《消防保安課》	0	1,816,342	【安全で安心して暮らせる地域社会づくり関連】 東南海・南海地震の発生確率が高まる中、大規模災害時におけるヘリコプターの有用性が認識されていることから、空中消火・救急救助・災害情報収集等に対応できる消防防災ヘリコプターとその関連施設設備の整備を行う。
●	E 県庁舎耐震・UD化等整備事業 《管財課》	3,435	119,756	【安全で安心して暮らせる地域社会づくり関連】 東南海・南海地震等（震度6以上）の大規模災害時に防災拠点施設となる県庁舎の耐震化整備をUD化等に配慮しながら整備するための実施設計費等
	E 県民局庁舎整備費 《企画振興課》	253,649	443,217	【安全で安心して暮らせる地域社会づくり関連】 備前県民局耐震改修工事費に要する経費
●	E 岡山県ため池整備・保全構想策定事業 《耕地課》	0	5,059	【安全で安心して暮らせる地域社会づくり関連】 ため池を適正に将来に引き継ぐため、整備・保全等の県基本方針を定めるとともに、ため池の防災・減災対策や地域ぐるみでの管理体制強化などの取組を支援する。

分類	事業名	平成19年度 当初予算額	平成20年度 当初予算額	説明
● E	道路施設長寿命化対策事業 《道路建設課》	0	88,000	【安全で安心して暮らせる地域社会づくり関連】 道路施設が高齢化する中で、道路交通の安全・安心を確保するために行っている橋りよの点検の結果、緊急に対策が必要と判断された施設について、補修・補強・更新等の対策を早急を実施する。
● E	学校施設等の耐震化 《財務課、 生涯学習課》	2,625,431	2,764,596	【安全で安心して暮らせる地域社会づくり関連】 児童生徒等が一日の大半を過ごす学校や大勢の人が利用する社会教育施設の安全・安心の確保、また、災害発生時における地域防災拠点としての機能を確保するため、施設の耐震化を進める。
＜戦略プログラム：健康・医療プログラム＞				
● C	医師確保総合対策事業 《施設指導課》	0	106,045	【安全で安心して暮らせる地域社会づくり関連】 地域における医師の偏在や産科、小児科等の診療科の医師不足を解消し、地域医療を支える総合的な施策を実施する。
● C E	分野別医療提供体制確保事業 《施設指導課、 健康対策課、 医薬安全課》	7,962	19,810	【安全で安心して暮らせる地域社会づくり関連】 本県の死亡原因の約3割を占めるがんへの総合的な対策や感染症対策など、医療各分野における喫緊の課題への対応を図る。
C	肝炎治療助成事業 《健康対策課》	0	625,625	国内最大の感染症である肝炎について、肝がんへの進行予防、治療の効果的推進を図るため、B型・C型肝炎患者のインターフェロン治療費に対する助成や専門医療機関での検査の無料化等を行う。
C	特定疾患対策費 《医薬安全課》	1,823,482	1,857,864	難病患者の生活の質（QOL）の向上を図るため、医療費の公費負担や在宅医療の支援を行う経費
＜戦略プログラム：福祉プログラム＞				
● C E	特定健診等医療費適正化推進事業 《長寿社会対策課、 健康対策課》	210,314	203,201	【安全で安心して暮らせる地域社会づくり関連】 来年度から始まる医療保険者による特定健診・保健指導の効果的な実施が行われるよう経費の一部を保険者に補助する。また、持続可能な医療保険制度を堅持するため、医療費の適正化を推進する経費の一部を補助する。
● C E	障害者就労促進・就業自立支援事業 《障害福祉課》	0	22,999	【安全で安心して暮らせる地域社会づくり関連】 障害者の地域生活と自立の促進を推進するため、一般就労の促進と授産施設等における工賃倍増計画を推進するとともに、第Ⅱ期障害福祉計画を策定する。

分類	事業名	平成19年度 当初予算額	平成20年度 当初予算額	説明
● C	地域ケア体制整備推進事業 《長寿社会対策課》	0	170,394	【安全で安心して暮らせる地域社会づくり関連】 療養病床の再編を円滑に進めるとともに、第4期高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画を策定する。
● C	認知症高齢者等地域生活支援事業 《保健福祉課、 長寿社会対策課》	69,794	109,388	【安全で安心して暮らせる地域社会づくり関連】 認知症の人や家族の支援体制の構築や、独居高齢者等の孤立防止を推進し、安心して安全に生活できるよう、支援を行う。
● C E	障害者地域生活移行促進事業(精神) 《健康対策課》	11,674	53,827	【安全で安心して暮らせる地域社会づくり関連】 地域の受入条件が整えば退院可能な精神障害者の地域生活移行を促進するため、退院から地域定着に向けた総合的な支援体制を構築する。
E	重度心身障害者医療費特別措置費 《障害福祉課》	1,074,619	1,040,742	【安全で安心して暮らせる地域社会づくり関連】 重度心身障害者の医療費の一部を助成する心身障害者医療費公費負担制度に要する経費
A C	障害者自立支援関連事業費 《障害福祉課》	3,742,815	3,821,699	【安全で安心して暮らせる地域社会づくり関連】 障害者自立支援法に基づき障害者・障害児が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な福祉サービスを給付するための県負担に要する経費及び市町村が実施するための経費
＜戦略プログラム： 水と緑プログラム＞				
● E	【森づくり県民税】 森林保全再生事業 《治山課》	317,508	352,031	【安全で安心して暮らせる地域社会づくり関連】 森林の有する公益的機能を発揮させるため、国庫補助対象とならない奥地林等の間伐や作業道の整備等を引き続き推進するとともに、新たに未整備森林の重点的な解消に取り組む。
＜戦略プログラム： 地球環境プログラム＞				
● E	【一部産廃税】 ストップ温暖化！推進事業 《環境政策課、 環境管理課》	19,298	21,815	【安全で安心して暮らせる地域社会づくり関連】 「新潟山県環境基本計画」を受けて、引き続き地球温暖化対策に取り組む中で、省エネルギー対策を重点的に推進するため、新たに、中小事業所の省エネ診断や温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度の創設などの取組を行う。
● E	【一部産廃税】 環境学習協働推進事業 《環境政策課、 循環型社会推進課》	6,774	12,292	【安全で安心して暮らせる地域社会づくり関連】 「新潟山県環境基本計画」を受けて、新たに「環境学習推進プログラム(仮称)」を策定し、NPO等との協働などにより、環境学習を効果的、総合的に推進する体制を整備する。

分類	事業名	平成19年度	平成20年度	説明
		当初予算額	当初予算額	
	<戦略プログラム：都市・農村景観プログラム>			
● E	基幹水利施設等ストックマネジメント緊急調査事業 《耕地課》	0	7,035	【安全で安心して暮らせる地域社会づくり関連】 県営で造成した基幹水利施設（ダム、用排水路等）のほぼ半数が更新時期を迎えていることから、現状の調査を行い、データベースを構築することにより、補修等の最適な時期や更新の優先順位等を検討し、長寿命化を図る。
● E	全国都市緑化フェア開催事業 《都市緑化フェア推進室》	83,324	513,204	【岡山からの情報発信と拠点性の向上】 第26回全国都市緑化おかやまフェアを県民との協働で開催することにより、県民の緑化意識・環境保全意識の向上や県民とのパートナーシップの構築を図るとともに、緑豊かな岡山の魅力を全国に発信する。
● E	全国都市緑化祭推進事業 《都市計画課》	0	4,059	【岡山からの情報発信と拠点性の向上】 全国都市緑化おかやまフェア開催期間中に、全国都市緑化祭を緑化フェアの中心的な行事として開催するための準備を行う。

分類	事業名	平成19年度 当初予算額	平成20年度 当初予算額	説明
3. 基本戦略：「産業と交流の岡山」の創造 ＜戦略プログラム： 地域産業プログラム＞				
E	建設業支援対策事業費 《新産業推進課》	41,921	41,631	【産業の振興と交流の推進関連】 建設業者等に対する経営・雇用相談の体制整備、新分野への進出支援等のために要する経費
● C E	繊維産業ルネサンスプロジェクト 《産業振興課、 工業技術センター》	71,783	44,176	【産業の振興と交流の推進関連】 本県繊維産業の総合的な活性化を図り復興を進めるため、新商品・新技術の開発、経営力等を強化するための研修会の開催、販路開拓や人材育成への補助等を行う。
● E	シニアパワー等を活用した ものづくり産業現場活性化 推進事業 《労政・雇用対策課》	18,211	18,973	【多様な機会を提供する社会づくり】 熟練技能者OB等のシニア世代の技能・技術等を効果的に活用し、本県のものづくり産業の発展・拡大を図る上で不可欠な人材の確保・育成を進める。 ・小中学生を対象としたものづくり教室の開催 ・中小企業向け技術講習会の開催 等
＜戦略プログラム： 新産業プログラム＞				
● C E	マイクロものづくり岡山創成 事業 《産業振興課、 経営支援課、 工業技術センター》	365,852	421,149	【産業の振興と交流の推進関連】 ブランド戦略で示されたマイクロものづくり岡山の発展の方向性を踏まえ、4分野（航空機、自動車、高度医療、ロボット）の重点的育成を図る。 ・航空機部品の販路拡大の支援 ・次世代自動車開発に関連する技術開発の支援 ・産業用ロボットの開発支援 ・医療現場のニーズを踏まえた県内企業の医療機器分野への参入支援
● C	メディカルテクノバレー構 想推進事業 《産業振興課》	34,000	45,427	【産業の振興と交流の推進関連】 本県医療の先進性を生かした医療産業集積を実現するため、メディカルベンチャーのネットワーク化や可能性調査への支援等を行う。
● E	【一部産廃税】 グリーンバイオ・プロジェ クト推進事業 《新産業推進課》	17,921	72,173	【産業の振興と交流の推進関連】 バイオマス由来の資源・エネルギーの活用を促進するため、バイオマスプラスチックを活用した新製品の開発やバイオエタノールの事業化を推進するとともに、バイオマスエネルギー等次世代エネルギーの研究を進める。
● E	【産廃税】 循環型産業クラスター形成 促進事業 《新産業推進課》	159,297	158,947	【産業の振興と交流の推進関連】 県内産業廃棄物排出企業の循環型産業への参入を促進するため、民間主導による取組を支援する。 ・循環型産業の技術開発等への支援 ・3R関連企業等を集めたメッセ開催

分類	事業名	平成19年度 当初予算額	平成20年度 当初予算額	説明
	＜戦略プログラム： 戦略的企業立地プログラム＞			
E	物流対策推進費 《企業立地・物流推進課》	253,810	262,986	「岡山県物流ビジョン」に基づき、先進物流拠点の形成、国際航空貨物の集積及び物流の効率化等を図るために要する経費
	＜戦略プログラム： 観光プログラム＞			
● E	「吉備の国岡山」観光立県 戦略（仮称）策定事業 《観光物産課》	0	4,966	【産業の振興と交流の推進関連】 本県が今後戦略的な観光振興に取り組むための指針となる「吉備の国岡山」観光立県戦略（仮称）を策定する。
● E	「吉備の国岡山」情報発信 事業 《観光物産課》	0	8,206	【産業の振興と交流の推進関連】 岡山県への観光の動機付けを促進するため、戦略的・効果的な情報発信を行う。 ・ペイド・パブリシティ（雑誌記事）の実施 ・ポータルサイトの構築 ・東京、大阪での「観光岡山情報交換サロン」（仮称）の開催
	＜戦略プログラム： 農林水産業プログラム＞			
● C	乳牛快適生産性向上対策事業 《畜産課》	0	3,850	【産業の振興と交流の推進関連】 乳牛の快適性を確保した環境改善の整備に積極的に取り組み、健康な乳牛から高品質でおいしい牛乳の生産を推進し、産地間の競争力向上を図る。
● E	新規就農者等の確保・育成 事業 《農業経営課》	174,944	190,409	【産業の振興と交流の推進関連】 就農希望者に対して、相談会や技術習得研修など支援制度の充実を図る。
● E	企業の農業参入促進事業 《農業経営課、 組合指導課》	0	3,601	【産業の振興と交流の推進関連】 多様な担い手の確保に向けて、市町村が設定した特定法人貸付事業の実施区域に参入する企業に対し、営農開始に必要な簡易な基盤整備の助成等により支援する。
● C E	集落営農の組織化・法人化 《農業経営課》	37,000	40,000	【産業の振興と交流の推進関連】 小規模農家が参加できる集落営農の育成に向けて、集落営農推進員の設置等の支援体制の整備や、機械整備の助成など、集落の発展段階に応じた支援を行い、集落営農の組織化・法人化を進める。
● E	元気お宝発掘支援事業 《農政企画課》	0	9,966	【まちづくり・むらづくり】 活力が低下している農山漁村において、地域ならではの素材、資源を発掘・評価し、商品づくりを進め、地域活性化の拠点である直売所の魅力アップを図り、地域の元気づくりを推進する。

分類	事業名	平成19年度 当初予算額	平成20年度 当初予算額	説明
●	E 農林水産物ブランド化推進事業 《農政企画課》	32,804	30,886	【産業の振興と交流の推進関連】 農林水産物のブランド化を推進するため、取組方針に基づき、首都圏では岡山屋に加えて新たにプロモーションを実施するほか、海外では東アジア等での販路拡大対策やPRなどの取組により、攻めの農政を積極的に展開する。
●	E 農林水産業強化対策費 《農政企画課》	570,337	570,141	市町村等が実施する時代のニーズに適合したソフト的事業に対して支援する。
●	E 日本一の「おかやま黒まめ」ブランド強化事業 《生産流通課》	0	10,900	【産業の振興と交流の推進関連】 作付面積・生産量ともに日本一を誇る本県産黒大豆について、省力化機械の導入による枝豆の生産拡大に取り組むとともに、シンボルマークの作成など日本一の「おかやま黒まめ」ブランドとして全国に情報発信を行う。
●	E くだもの王国おかやま確立事業 《生産流通課》	151,945	154,157	【産業の振興と交流の推進関連】 くだもの王国おかやまを多彩で個性豊かに発展させるため、次世代フルーツとして「おかやま夢白桃」「オーロラブラック」の生産拡大を進めるとともに、白桃、マスクット、ピオーネなど岡山を代表する高品質くだものさらなるブランド化と需要拡大を推進する。
●	E 水田を活用！高品質畜産物生産対策事業 《畜産課》	0	7,658	【産業の振興と交流の推進関連】 県南の豊富な水田資源を活用して生産した良質な粗飼料を県北へ供給する体制を確立し、高品質な畜産物の生産を推進する。
●	E 海の幸ブランド化推進事業 《水産課》	0	6,009	【産業の振興と交流の推進関連】 三大河川からの豊富な栄養塩に恵まれ岡山の海で育つノリの品質向上やブランド化を推進し、また、新たな特産品としてのハマグリ資源回復に努める。
●	E 農林水産業基盤整備費	0	98,554	市町村が実施する公共事業の中で、重点支援項目に資する整備内容に対して支援する。
●	C 低コスト森林整備促進事業 《林政課》	7,000	15,500	【産業の振興と交流の推進関連】 森林施業の生産性及び収益性の向上を図るため、施業区域の団地化・集約化を進め、規模の拡大を図り、県産材の安定供給体制づくりを行うとともに、担い手の確保・育成、美作材の生産振興を図る。
＜戦略プログラム： 就労プログラム＞				
●	E 地域若者サポートステーション連携事業 《労政・雇用対策課》	0	9,064	【多様な機会を提供する社会づくり】 若年無業者（ニート）の職業的自立を支援するため、国と連携し、予防発見のための出張出前講座、各種セミナー、自宅訪問支援及び体験型セミナー等を実施する。

分類	事業名	平成19年度 当初予算額	平成20年度 当初予算額	説明
● E	団塊世代就労支援事業 《労政・雇用対策課》	12,432	15,770	【多様な機会を提供する社会づくり】 今後順次に退職を迎える団塊世代の持つ優れた技術・技能等を県内産業の活性化に結びつけるため、県南・県北で就職面接会を開催し、県内企業とのマッチングを図るとともに、団塊世代等に対するフォローアップ調査を実施する。
	＜戦略プログラム： 交通基盤プログラム＞			
C	空港整備費 《航空企画推進課》	0	562,000	岡山空港における滑走路及び誘導路の舗装改良に要する経費
	＜戦略プログラム： ユビキタス実感プログラム＞			
● E	情報システム最適化事業 《情報政策課》	0	29,914	情報システム運用の見直しや大型汎用機のダウンサイジング等を内容とする情報システムの再構築に向けた具体的な取組計画、システム調達のためのガイドライン等の策定、システム評価の導入等により、情報システム全体の最適化を進め、効率的な電子県庁を目指す。
	＜戦略プログラム： まち・むら活性化プログラム＞			
● E	“おかやま晴れの国ぐらし” 魅力発信事業 《地域振興課》	0	14,176	【まちづくり・むらづくり】 関西圏に居住する都市住民に対して岡山県の魅力を発信するため、交流・定住フェア、交流・体験モデルツアーの実施、PR用映像ツールの作成などにより、交流の活発化、ひいては二地域居住や定住に結びつけ、中山間地域の活性化を図る。
● E	ふるさと回帰促進事業 【地域間交流促進モデル事業】 《地域振興課》	5,500	6,415	【まちづくり・むらづくり】 過疎化・高齢化が進展する中山間地域の活性化のため、県民局単位でワーキンググループを設置し、地域資源を活用した都市住民との交流・体験メニュー策定や受入体制の整備を行う。また、市町村と住民が協働で行うモデル的・先導的な取組への支援等を実施する。
● E	中山間地域等特別支援事業 《地域振興課、 交通対策課、 農政企画課、 監理課》	0	1,000,000	【まちづくり・むらづくり】 限界集落問題などの課題を有する中山間地域の活性化を図るため、集落機能の再編・強化のためのモデル事業や地域に適した交通手段の導入、地域の創意工夫を生かした活性化の取組を支援するとともに、地域住民の生活・交流基盤の整備を進め、ソフト・ハードの両面から重点的・効果的に施策を推進する。
● E	おかやま農村里地サポート 事業 《農村振興課》	0	2,687	【まちづくり・むらづくり】 担い手不足や高齢化が著しく支援を求める農村集落と里地に関心のある都市住民との仲介調整機能を持つ「里地サポート組織」を公募・選定し、市町村と連携しながら里地支援活動を推進する。

分類	事業名	平成19年度 当初予算額	平成20年度 当初予算額	説明
● E	おかやまグリーン・ツーリズム応援事業 《農村振興課》	2,150	1,978	【まちづくり・むらづくり】 ゆとりある生活や自然を求める動きが強まっているため、グリーン・ツーリズムの実践者と参加者からなるネットワークを構築し、実践指導者の育成や会員相互の交流や情報交換等を図る。
<戦略プログラム：国際化プログラム>				
● E	中国市場開拓瀬戸内連携事業 《産業企画課》	0	6,043	【産業の振興と交流の推進関連】 中国市場において販路開拓、拡大を目指す県内企業を支援するため、瀬戸内海を共有資源として持つ各県が連携して、中国で県産品展示商談会を合同開催する。

分類	事業名	平成19年度 当初予算額	平成20年度 当初予算額	説明
	4. 中四国州推進プロジェクト			
● E	道州制・中四国州構想推進事業 《政策審議監》	13,072	12,520	【地方分権型行政システムの確立】 道州制の導入と中四国州の実現に向けて、シンポジウム・講演会等を通じて、積極的な情報発信を行うとともに、大学等の研究機関と連携した調査研究を進める。また、様々な媒体を活用した広報活動や、中四国州構想の理解者・応援者となる「中四国州倶楽部（仮称）」を設置する。
● E	コンベンション誘致・開催 “拠点力”強化事業 《企画振興課》	0	6,948	【岡山からの情報発信と拠点性の向上】 国際会議や全国大会等の誘致・開催の拡大・促進に向けて、産・学・官・民が一体となった推進協議会を設置し、啓発資材やキーパーソンへの働きかけ、国際ミーティング・エキスポへの参加など、県を挙げての取組をより一層強力に推進し、中四国における本県の拠点性の更なる向上を図る。
● E	瀬戸大橋開通20周年記念事業 《監理課》	2,027	69,541	【岡山からの情報発信と拠点性の向上】 開通20周年記念事業を実施することにより、瀬戸大橋の利用促進とともに、人・物・情報の交流促進、中四国の一体感の醸成及び岡山県からの情報発信を図る。 ・オープニングイベント ・橋上イベント（マラソン、ジョギング） ・スプリングイベント等
	5. 夢づくり県政の推進等			
● E	首都圏イメージアップ事業 《公聴広報課》	0	53,697	【岡山からの情報発信と拠点性の向上】 岡山県の認知度・好感度を高めるため、首都圏においてJR山手線の広告電車等複数の媒体で「くだもの王国おかやま」など本県の魅力をアピールし、観光客誘致や農産物の販売促進、企業誘致等に結びつけるとともに、情報発信等を行う拠点のあり方について検討を行う。

分類	事業名	平成19年度 当初予算額	平成20年度 当初予算額	説明
	○ その他			
E	岡山県職員住宅購入 《人事課》 [債務負担行為]	[期 間] 平成21年度 ～36年度	[限 度 額] 地方職員共済組合岡山県支部が767,406千円を限度として借り入れる投資不動産資金の償還金及び利息相当額等の合計額	地方職員共済組合の投資不動産資金で建設する職員寮及び公舎建設費の償還に要する経費
E	地方公営企業等金融機構出資金 《財政課》	0	141,000	公営企業金融公庫の後継組織として設立される地方公営企業等金融機構への出資金
A	県知事選挙執行費	0	870,444	県知事選挙（20年11月11日任期満了）に要する経費
E	県知事選挙臨時啓発費 《市町村課》			
E	岡山県市町村合併支援特別交付金 《市町村課》	2,380,000	2,380,000	合併に際して発生する臨時的な経費に対する特別交付金（17市町）
A	児童手当費 《子育て支援課》	3,621,825	3,950,474	児童手当法に基づき市町村が児童手当を支給するのに必要な費用の県負担に要する経費
A	児童保護費 《子育て支援課》	5,720,168	5,127,182	要保護児童について心身とも健全な育成を図るため、その保護措置に要する経費
A	老人医療費 《長寿社会対策課》	15,231,863	1,280,511	老人保健法に基づき市町村が行う医療給付事業に要する経費
A	後期高齢者医療費 《長寿社会対策課》	0	16,716,697	高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、岡山県後期高齢者医療広域連合が行う医療給付、保険料軽減等に要する経費
A	岡山県後期高齢者医療財政安定化基金積立金 《長寿社会対策課》	0	428,789	岡山県後期高齢者医療広域連合の財政の安定化を図り、一般会計からの安易な繰入を回避させることを目的とした財政安定化基金を県に設置する。
A	介護給付費負担金 《長寿社会対策課》	17,658,138	18,011,676	介護保険法に基づき介護給付及び地域支援事業に必要な費用の県負担に要する経費
A	国民健康保険費 《長寿社会対策課》	12,960,930	12,131,532	国民健康保険制度の運営の安定を図るために要する経費
D	博物館UD化推進事業 《文化財課》	0	52,841	本県のユニバーサルデザイン推進指針に基づき県立博物館のUD化を図るためエレベーターを整備する。
●	E 総務事務システム整備事業 《会計課》	0	177,199	民間委託推進計画に基づき、人事管理、給与、旅費等の総務事務について全庁的な集中処理を行う総務事務システムを整備し、総務事務に係るコスト削減・効率化を図る。



平成20年度 当初予算のあらまし

岡山県
(平成20年2月)

◆ 目 次

一般会計当初予算の規模	1
予算編成の基本方針	1
当初予算額の推移	1
歳出予算の概要	2
①歳出予算の内訳	
②歳出予算の推移	
歳入予算の概要	4
①歳入予算の内訳	
②歳入予算の推移	
③県税の推移	
④県税・地方交付税等の推移	
県民1人あたりの歳出・歳入予算	6
行財政改革への取組	7
収支の状況と財政見通し	8
①平成20年度における収支の状況	
②当面の財政見通し	
財政指標の推移	10
①実質公債費比率・起債制限比率の推移	
②県債残高の推移	
平成20年度的主要事業	11
おかやま夢づくりカレンダー	28



一般会計当初予算の規模

一般会計 約 6,839 億円 (対前年度比▲103 億円、▲1.5%)

特別会計 約 2,740 億円 (対前年比+113 億円、+4.3%)

企業会計 約 128 億円 (対前年比 ▲20 億円▲13.8%)

※「一般会計」と「特別会計」

一般会計とは、県の基本的な経費を経理する会計で、会計の中心をなすものです。また、特別会計とは、特定の事業を行うために、特定の歳入・歳出を一般会計と区別して経理をするための会計で、岡山県では母子寡婦福祉資金貸付金特別会計や後樂園特別会計など全部で18の特別会計があります。



予算編成の基本方針

➤「快適生活県おかやま」の実現

事業の選択と集中をより一層加速させ、本県の発展にとって必要性・緊急性の高い施策は積極的に推進し、21世紀の夢と希望にあふれる「快適生活県おかやま」を実現します。

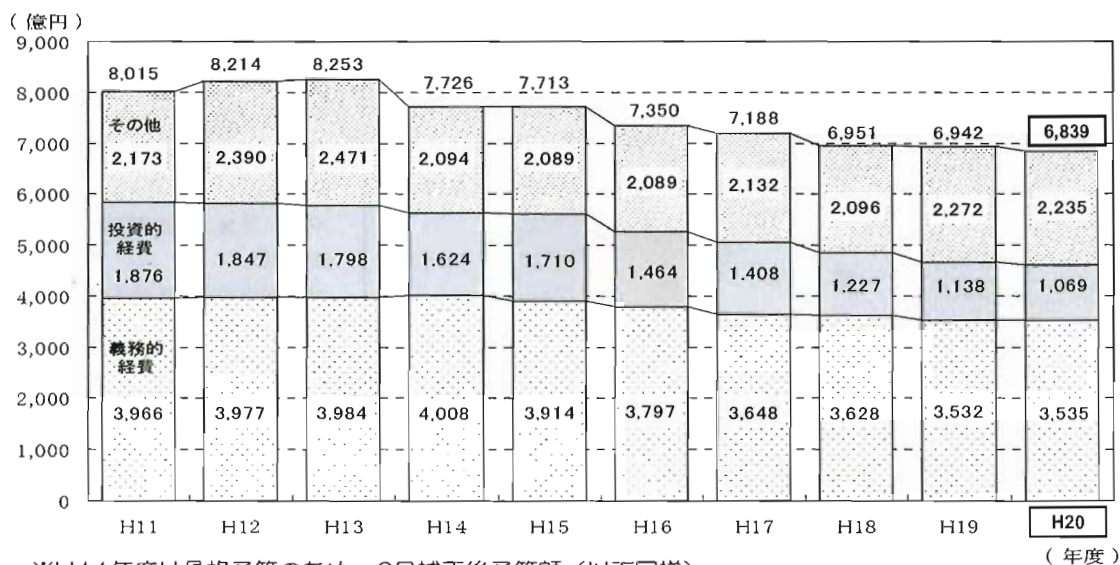
➤行財政改革の着実な実施

厳しい財政状況を踏まえ、改訂第3次行財政改革大綱（平成17年12月策定）に基づき、着実な歳出の削減に取り組みます。



当初予算額の推移

➤一般会計当初予算は、平成14年度以降、7年連続の減となっています。



※H11年度は骨格予算のため、6月補正後予算額（以下同様）

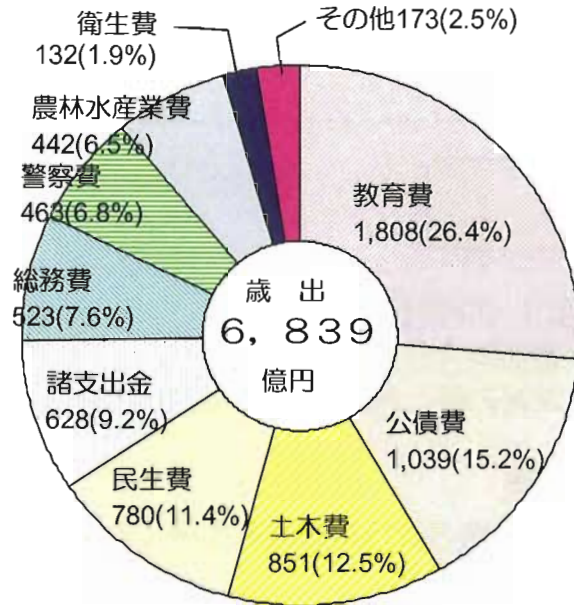


歳出予算の概要

①歳出予算の内訳

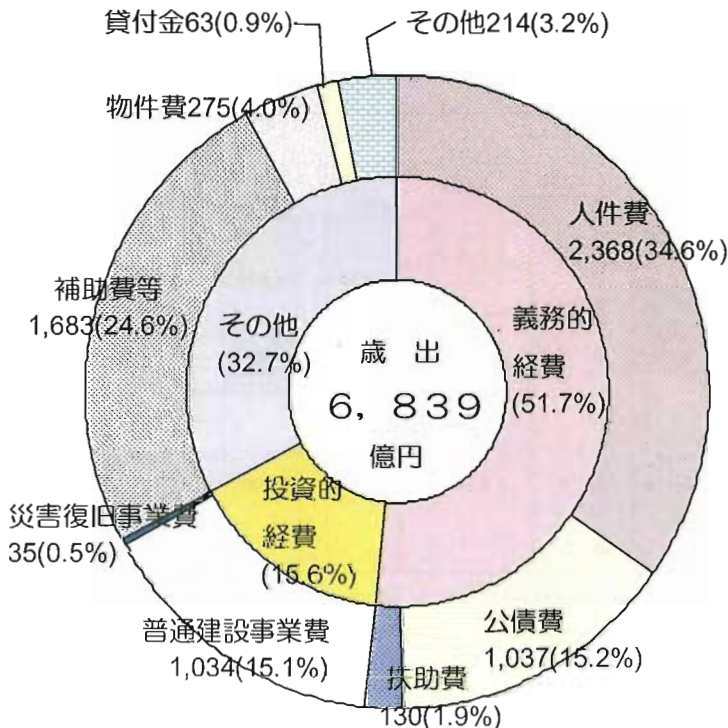
[目的別] (経費を教育関係や民生関係などのように行政目的に応じて区分するもの)

▶目的別の内訳では、教育費が26.4%と最も高い割合となっており、次に県の借金の返済に係る経費である公債費が15.2%となっています。



[性質別] (経費を経済的機能によって区分するもの)

▶性質別の内訳では、人件費が34.6%と最も多く、これに公債費、扶助費をあわせた義務的経費で全体の半分以上 (51.7%) となっています。



～用語の説明～

《人件費》

県職員の給与等に要する経費です。

※県全体の職員数 25,758人 (H19.4.1現在)

知事部局等 4,759人 教育委員会 17,079人

警察本部 3,920人

《公債費》

県債(借金)の返済に要する経費です。

《扶助費》

生活保護や児童扶養手当など、社会保障の一環として、児童、高齢者、生活困窮の人などを援助するための経費です。

《補助費》

市町村や個人、団体に対する負担金、補助及び交付金などの経費です。社会保障関係の経費も市町村への負担金等はここに含まれます。

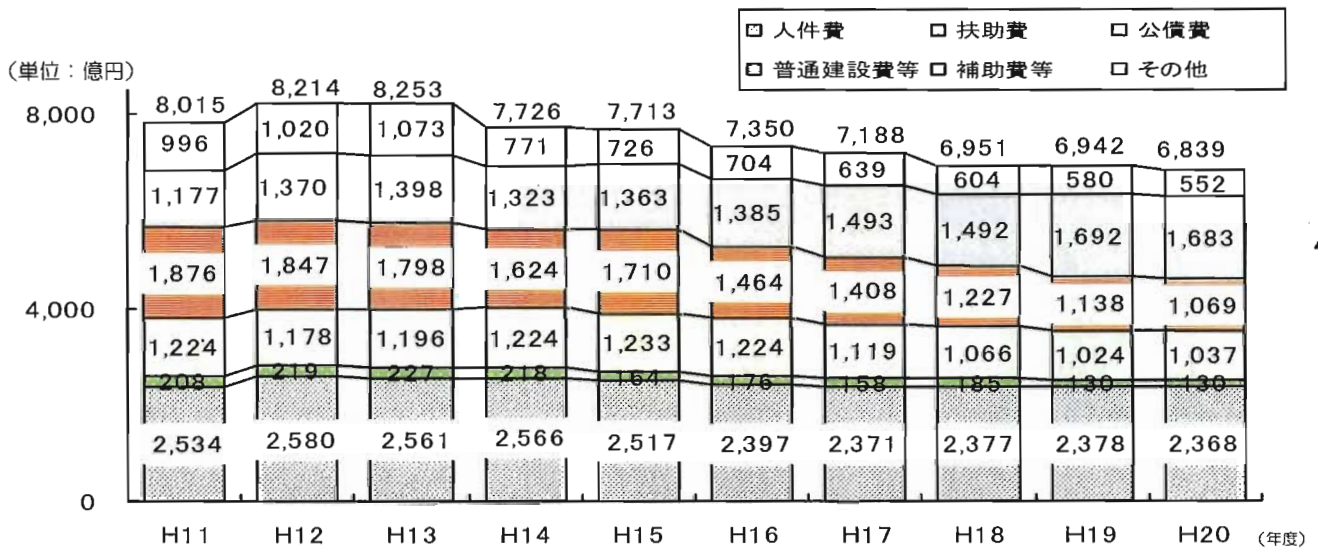
《物件費》

光熱水費、旅費、賃金、備品購入費などの経費です。

②歳出予算の推移

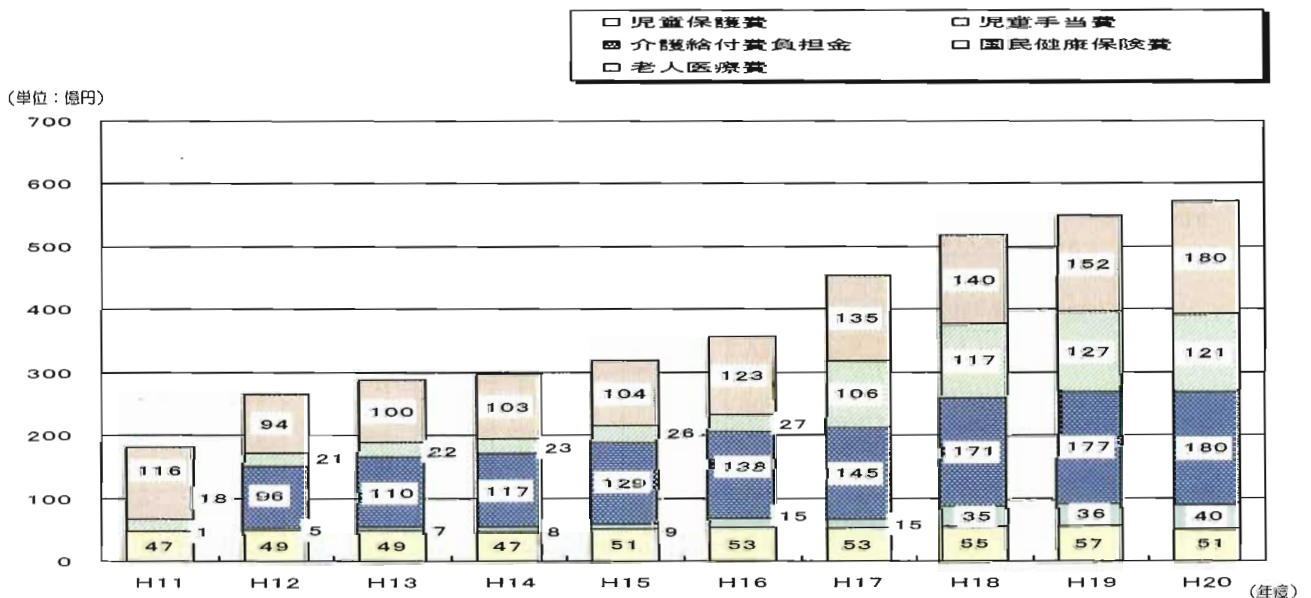
▶行財政改革に取り組む中で、普通建設事業費等が減少する一方、社会保障関係経費の増により、補助費等が増加しています。

▶人件費は、定員削減等により職員給与は減少していますが、退職者の増により、ほぼ横ばいです。



(参考) 主な社会保障関係経費の推移

▶予算全体としては減少傾向にある中で、社会保障関係経費は、医療費の増等により、ここ数年で大きく増加しています。



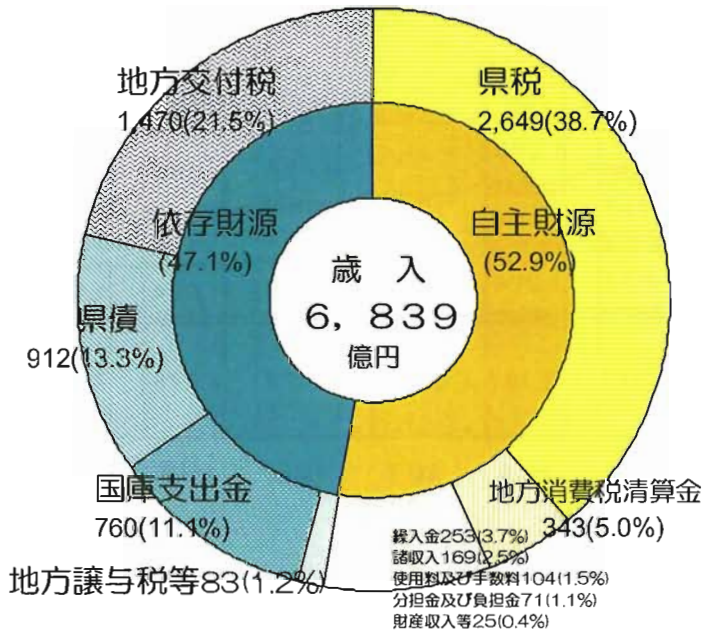
※H20年度の老人医療費には、後期高齢者医療費制度（H20年度新設）を含んでいます。



歳入予算の概要

①歳入予算の内訳

- ▶歳入の中では、県税が最も高い割合（38.7%）となっており、次に地方交付税（21.5%）となっています。
- ▶県が自主的に収入できる自主財源が52.9%と、国からの補助金のように使途が決まっている依存財源より高い割合となっています。



～用語の説明～

《地方交付税》

一定の行政サービスの提供を保障するため、国税の一定割合を財源として一定の基準によって地方へ交付するもので、いわば国が地方に代わって徴収する地方税です。

《国庫支出金》

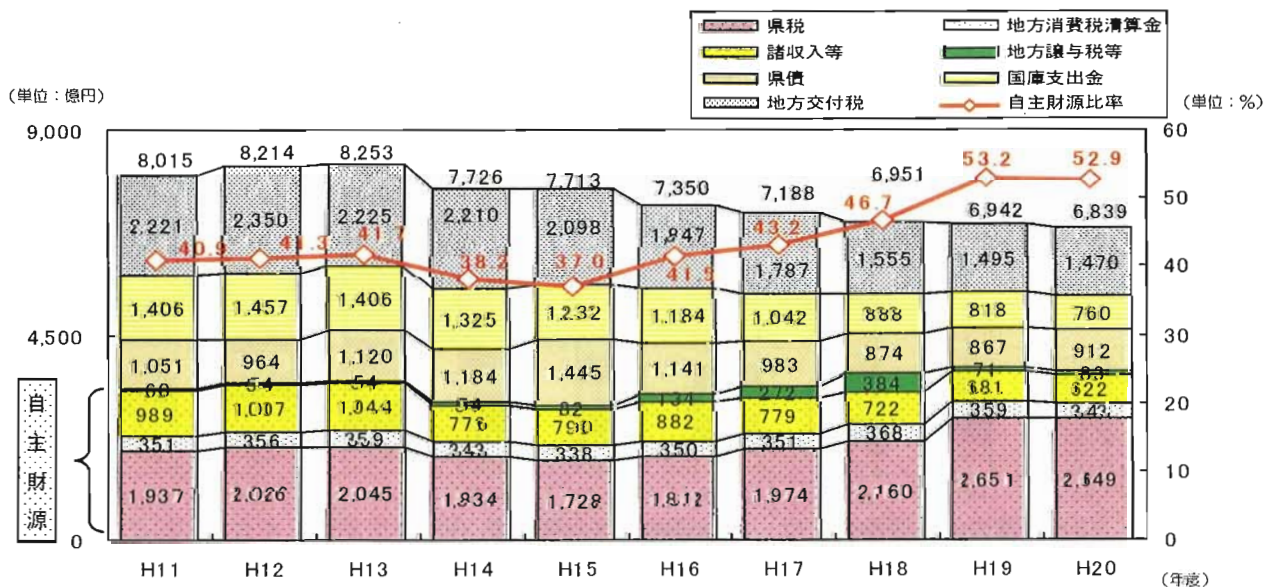
国が使い道を指定して交付する補助金や負担金です。

《地方譲与税等》

特定の国税収入が一定の基準で配分されたものです。

②歳入予算の推移

- ▶景気の回復と税源移譲による県税収入の増加に伴い自主財源比率は平成15年度から増加傾向となり、平成19年度からは50%を超えています。



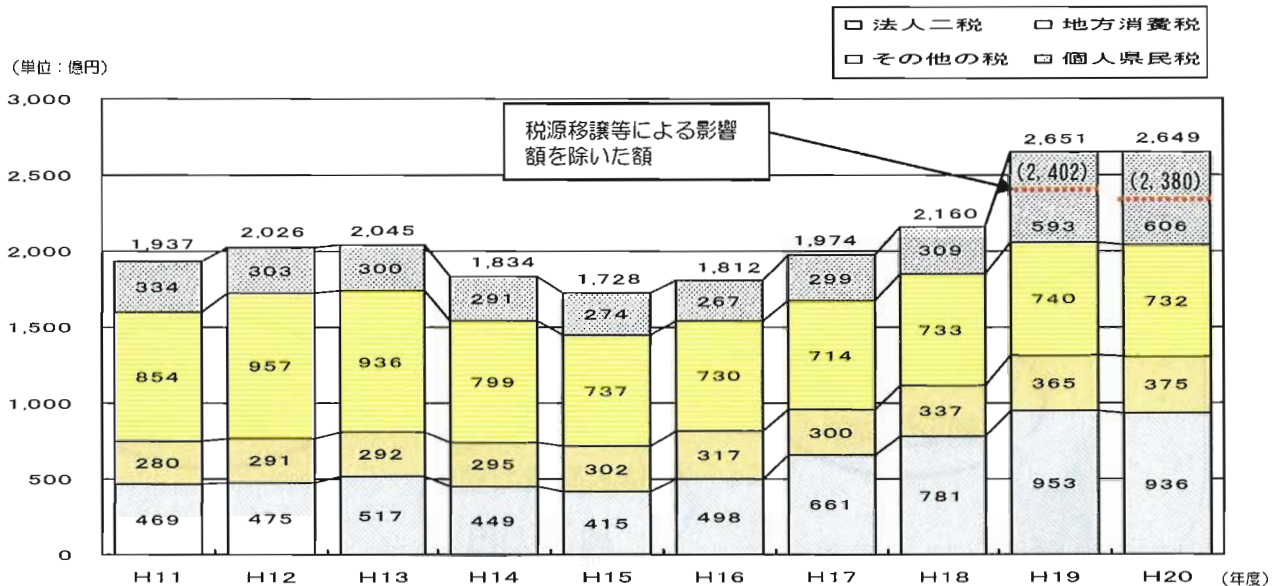
③県税の推移

▶県税収入は、ここ数年次のような要因により増加してきました。

- ・景気の回復による法人二税（法人事業税、法人県民税）の増
- ・三位一体の改革による国税（所得税）から地方税（住民税）への税源移譲（H19年度）

▶平成20年度の税収は、企業の景況感が原油・原材料の高騰の影響を受けて鈍化しているなどを踏まえ、平成19年度とほぼ同程度を見込んでいます。

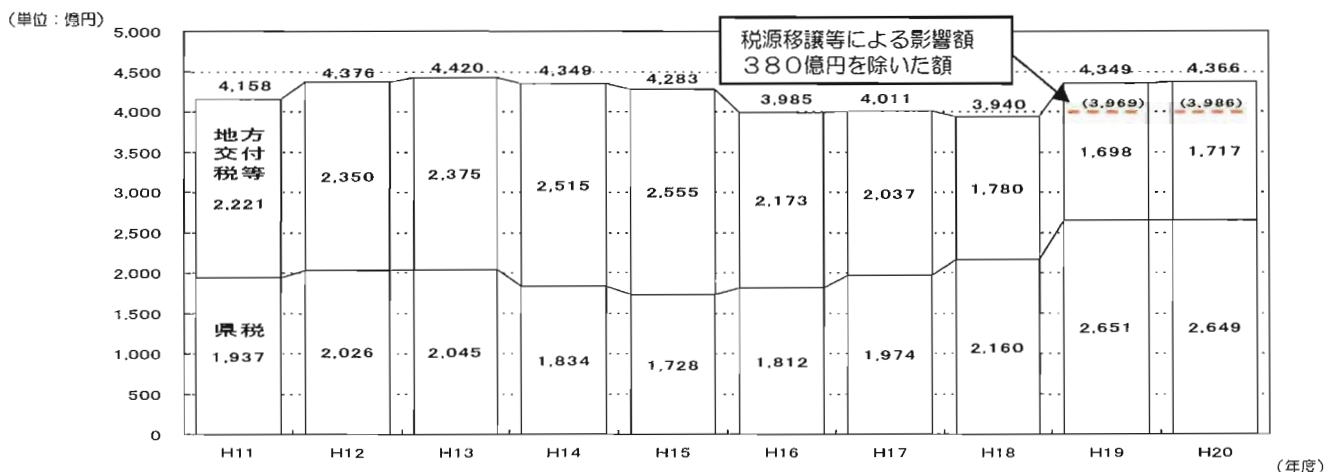
※三位一体の改革とは、国の関与を縮小し、地方の権限・責任を拡大して、地方分権を一層推進することを目指し、国庫補助負担金改革、税源移譲、地方交付税の見直しの3つを一体として行う改革です。



④県税・地方交付税等の推移

▶一般財源の主な項目である県税と地方交付税等をあわせた額は、前年度と比べ微増となっています。

▶しかし、平成16年度に国の一方的な地方交付税の削減により約300億円減少しており、今回もその後の抑制傾向自体は変わっておらず、税源移譲の影響を除いた実質的な額では、依然として平成15年度の水準を大幅に下回る状況となっています。



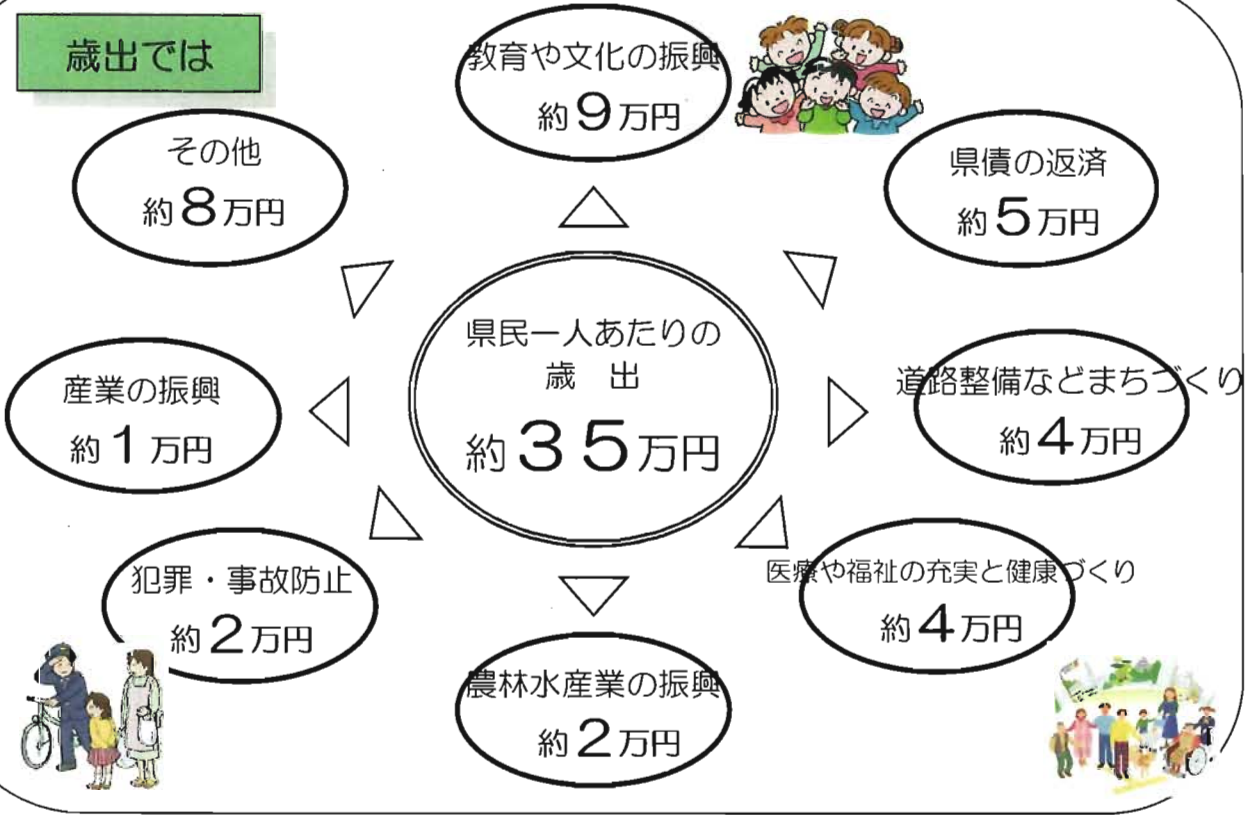
※地方交付税等：地方交付税＋臨時財政対策債

※三位一体の改革による税源移譲による制度改革の影響等により、H19に県税・地方交付税等が約380億円増加しているが、これは歳出の増に合わせたものであり、実質的な増にはつながっていない。

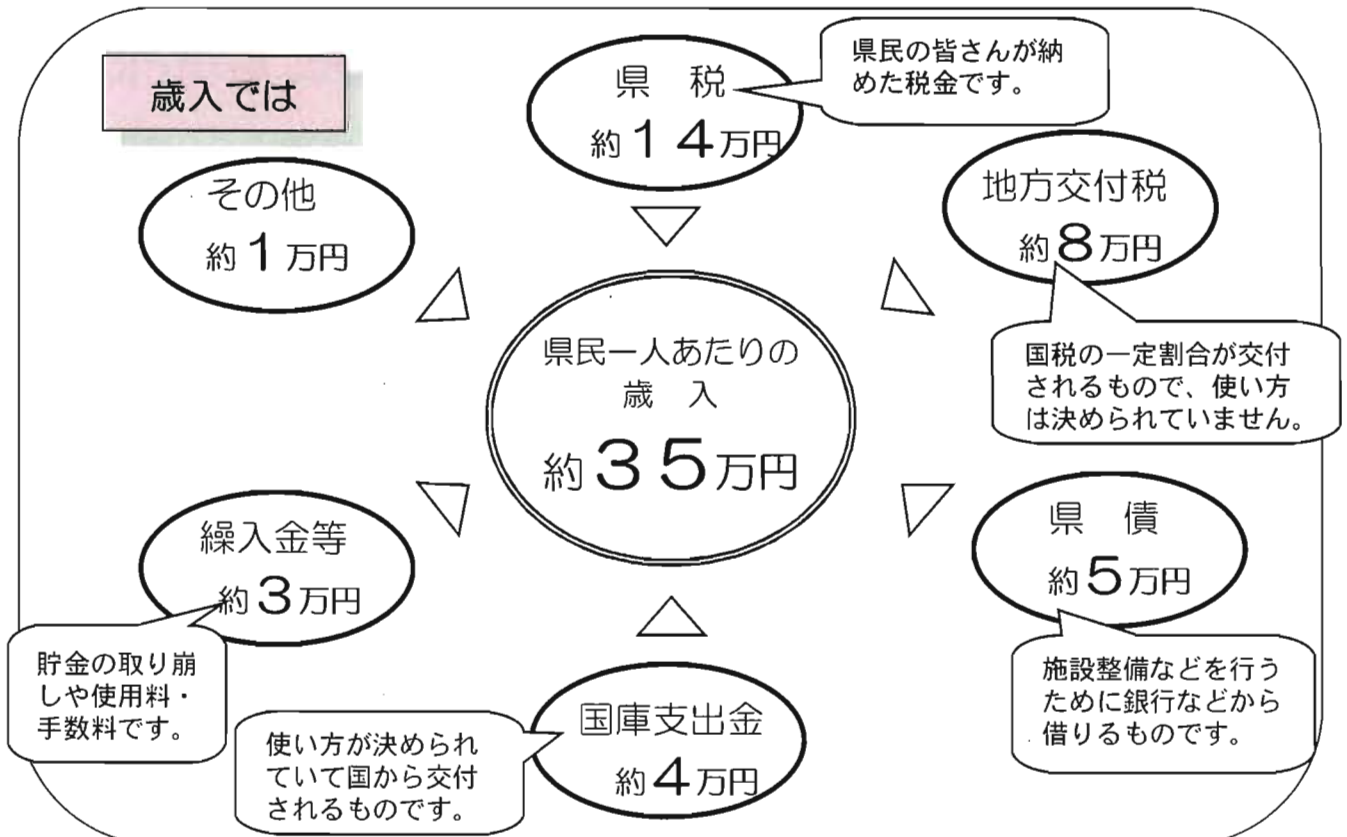


県民1人当たりの歳出・歳入予算

歳出では



歳入では





行財政改革への取組

▶平成17年12月に策定した改訂第3次岡山県行財政改革大綱に基づき、着実な行財政改革を推進しています。

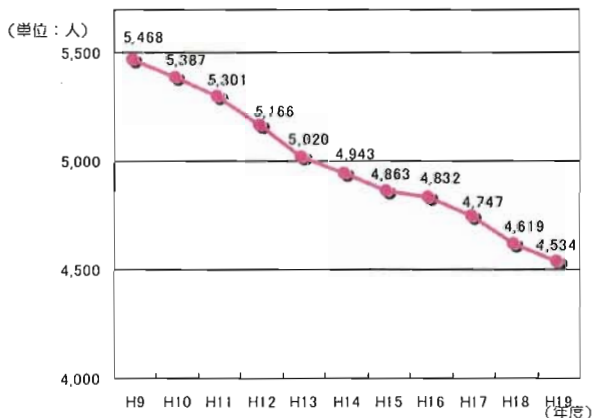
平成20年度予算における歳出削減の取組

	<平成19年度予算>	<平成20年度予算>	<一般財源削減効果額>
○公共事業の削減	738億円	658億円 (▲80億円)	▲3億円
○一般施策の削減	848億円	835億円 (▲13億円)	▲13億円
○内部管理経費の削減			▲6億円
○独自の給与カット			▲48億円
○定員削減			▲5億円
<一般財源削減効果額 計 >			▲75億円

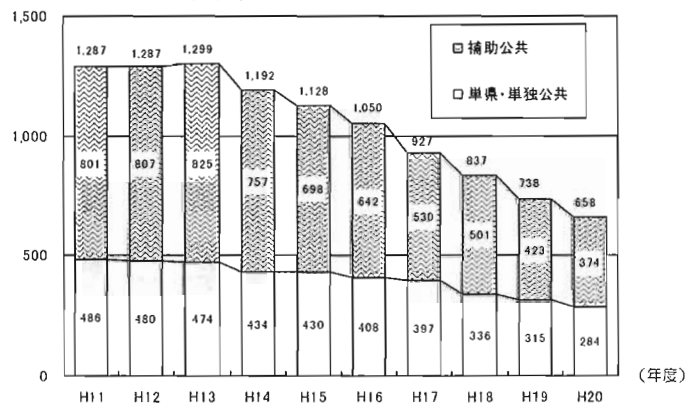
<参考>改訂第3次岡山県行財政改革大綱（推進期間：平成16～21年度）の内容

- 推進期間：H16年度～21年度
- 総定員の見直し：5年間（H17.4.1～H22.4.1）で1,400人（5.6%）程度削減
- 公共事業にかかる地方負担額の削減：16～18年度までの3年間で15年度当初予算比30%程度削減
19～21年度までの3年間で18年度当初予算比30%程度削減
- 一般行政施策費の削減：16～18年度までの3年間で15年度当初予算比10%程度削減
19～21年度までの3年間で18年度当初予算比10%程度削減
- 人件費の削減：H16～21年度の6年間、給料、期末・勤勉手当を一般の職員2.8%～部長・次長級6.0%の平均3%の独自の給与カット等による人件費の削減

◆これまでの行革の取組状況 定員の推移（一般行政職）



（単位：億円） 公共事業費の削減



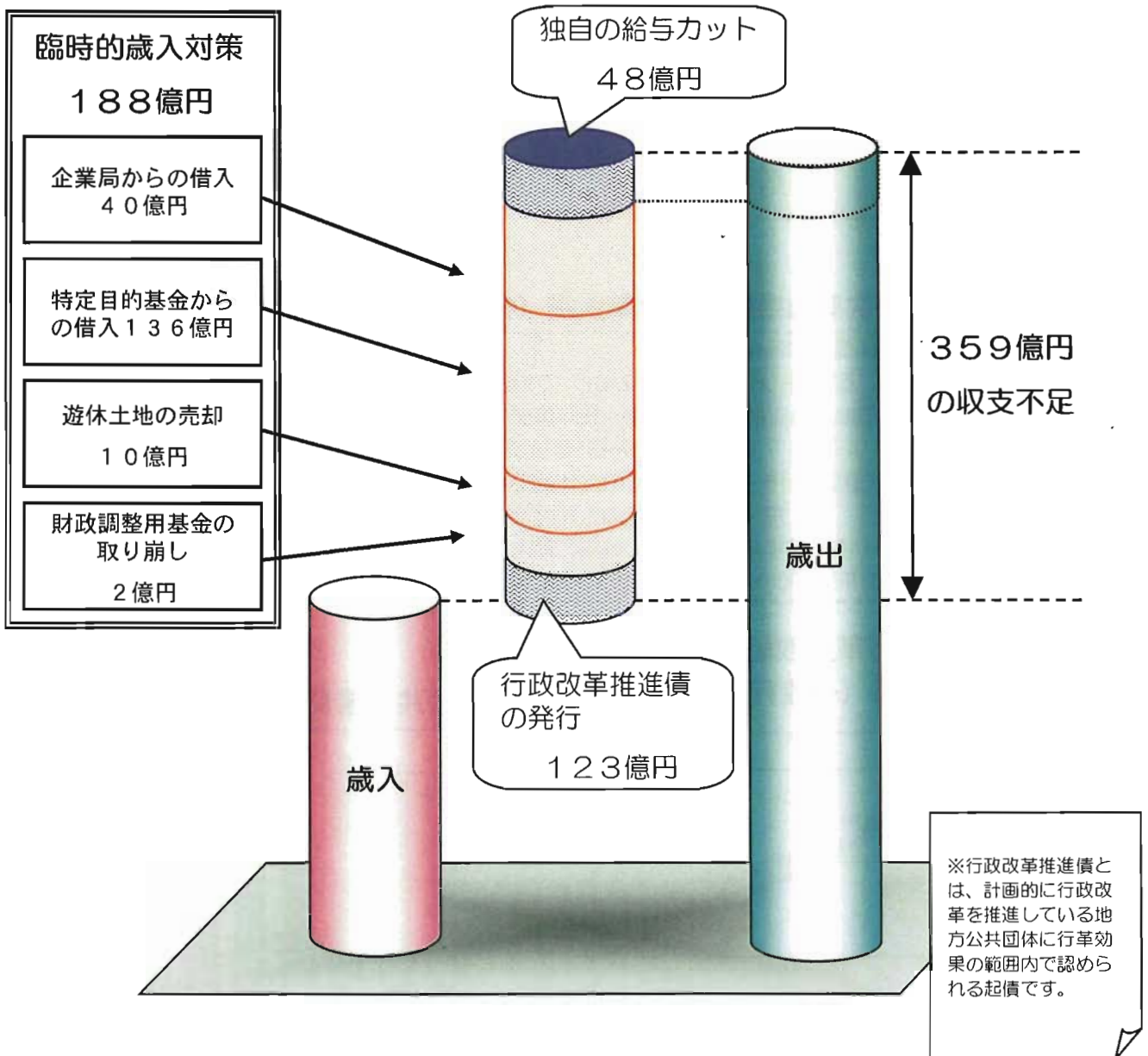
※補助事業には国直轄事業負担金及び災害復旧事業を含まない。
また、交付金事業は単独事業に分類している。



収支の状況と財政見通し

①平成20年度における収支の状況

▶平成20年度予算においては、通常ベースの歳出歳入では、359億円の収支不足（歳出超）の状況にあり、行政改革推進債(※)の発行や独自の給与カットを行った上で、なお不足する額については、特定目的基金や企業局からの借入等の臨時的な歳入対策を行うことにより、予算を編成しています。



②当面の財政見通し

▶平成20年度当初予算をベースに、歳出の見直しや国による名目経済成長率の見通し等を踏まえて21年度以降の収支を試算すると、次の表のとおりです。

(単位：億円)

		H 2 0	H 2 1	H 2 2
歳入歳出差引収支	A	△359	△294	△277
独自の給与カット効果額	B	48	48	
行革推進債発行効果額	C	123	109	109
A + B + C		△188	△137	△168

平成21年度以降の見通しでは、収支不足額は、21年度には294億円、22年度には277億円と、縮小の傾向にあるものの、引き続きに大きな額が見込まれています。

○試算の主な前提条件

次の前提条件で試算した上で、改訂第3次行財政改革大綱による効果額及び岡山市の政令市移行に伴う影響額（県市連絡会議(H19.1.1)における試算額）を反映。

【歳入】

県税：H20当初予算をベースに、名目経済成長率に弾性値(1.1)を乗じた伸率で試算。制度改正を加味

名目経済成長率 H20：2.1%、H21：2.5%（参考：日本経済の進路と戦略（内閣府参考試算））

地方交付税：H20当初予算をベースに試算

【歳出】

人件費：給与改定率0.5%、平均昇給率0.3%

公債費：新規借入利率2.0%

扶助費：H20当初予算をベースに、過去の実績等を勘案して試算

普通建設事業費：H20当初予算と同額で試算、ただし県庁耐震改修、防災情報ネットワーク等は個別に積算

補助費等：介護保険等は、H20当初予算をベースに、過去の実績等を勘案して試算

▶【参考】名目経済成長率を0%とした場合の試算

(単位：億円)

		H 2 0	H 2 1	H 2 2
歳入歳出差引収支		△359	△304	△298

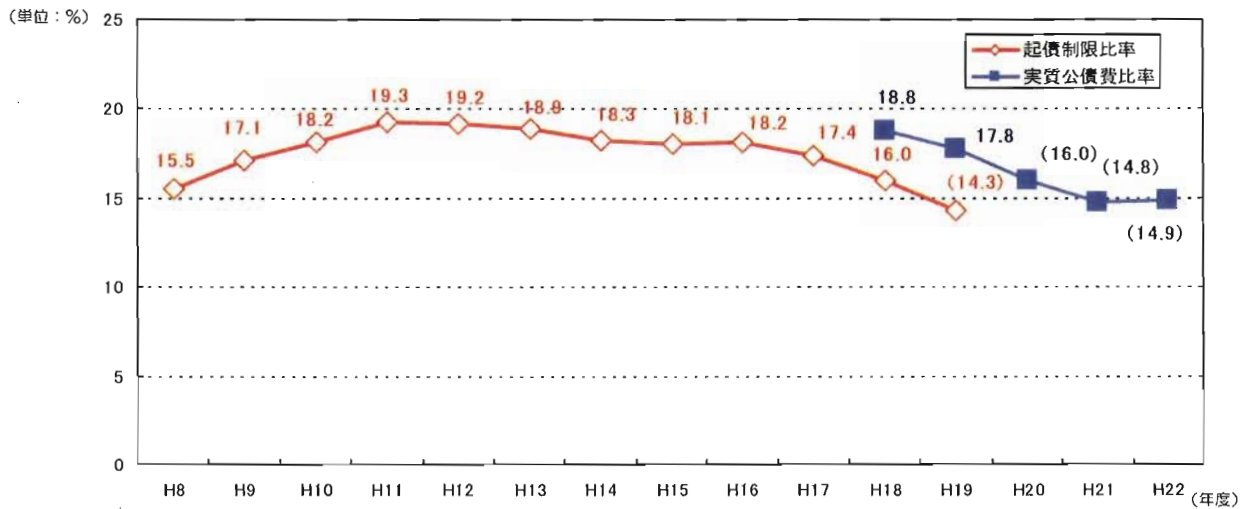
名目経済成長率を0%とした場合には、税収が伸びないこととなり、収支が幾分悪化することになります。



財政指標の推移

①実質公債費比率・起債制限比率の推移

➤公債費の負担を表す指標は、これまでの行革の取組で起債を抑制してきた効果により改善傾向にあります。



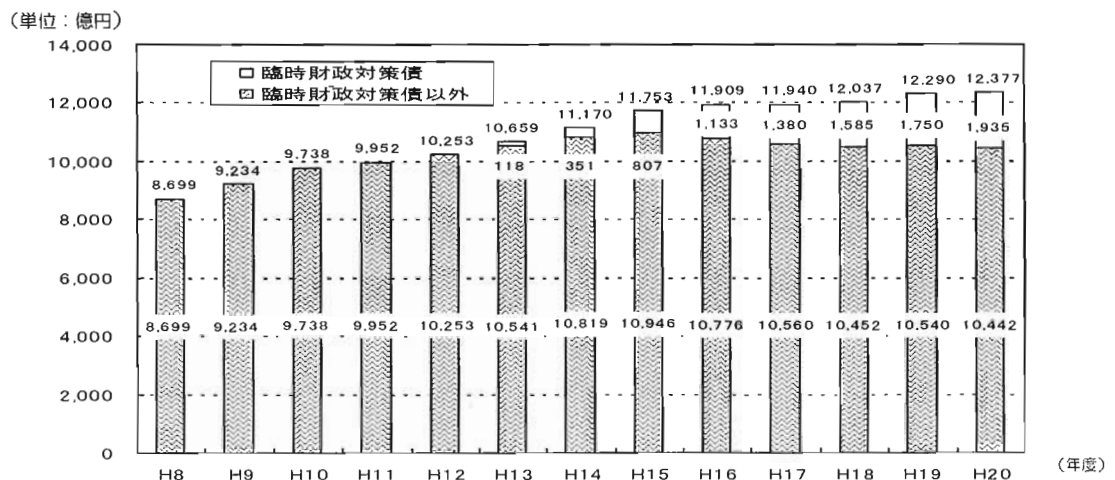
※ () 書きは、見込み数値です。

※「実質公債費比率」とは、公債費による実質的な財政負担の程度を示す指標です。実質公債費比率が18%以上の団体については、地方債を発行するためには、国の許可が必要になり、また、25%以上の団体については、比率の区分に応じて、借金を行うことに制限を受けます。

②県債残高の推移

➤平成20年度末の県債残高は1兆2,377億円と見込まれており、県民1人当たりでは約63万円となります。

➤平成19年度末の見込みより増加する見込みとなっていますが、このうち臨時財政対策債は地方交付税の振替として発行されるもので、後年度地方交付税により全額措置されるものであり、この臨時財政対策債等を除いた実質的な県債残高のベースでは、前年度に比べ減少しています。





平成20年度の主な事業



「新おかやま夢づくりプラン」を推進し、「快適生活県おかやま」を実現していくため、平成20年度における県政推進に当たっての重点的な推進方向を示すものとして策定した「平成20年度政策重点指針」に基づいて、必要性や緊急性の高い施策に重点的に取り組めます。

《平成20年度政策重点指針関連事業》

【新おかやま夢づくりプランの基本戦略ごとの政策の推進】

(うち重点化事業)

<「教育と人づくりの岡山」の創造>

I 子どもを生き育てる環境づくりと人づくり **56億円** (15億円)

▶子育て家庭の不安を解消します。 **37億円** (7億円)

▶確かな学力の向上など教育に力を入れます。 **19億円** (8億円)

<「安全・安心の岡山」の創造>

II 安全で安心して暮らせる地域社会づくり **431億円** (95億円)

▶だれもが安全で安心して暮らせるようにします。 **115億円** (9億円)

▶災害に強い社会づくりや危機管理体制の整備を進めます。 **287億円** (82億円)

▶地球温暖化防止対策を幅広く推進します。 **29億円** (4億円)

<「産業と交流の岡山」の創造>

III 海外を視野に入れた産業の振興と交流の推進 **83億円** (10億円)

▶新産業の創出や中小企業の競争力の強化を図ります。 **61億円** (7億円)

▶農林水産物のブランド化など攻めの農政を推進します。 **18億円** (3億円)

▶観光資源の魅力向上等により誘客の促進等を図ります。 **4億円** (5千万円)

【地方分権改革及び横断的政策の推進】

IV 地方分権型行政システムの確立 **1千万円** (1千万円)

V 団塊世代等だれもが活躍できる社会づくり **5億円** (4千万円)

VI 特色ある資源等を生かしたまちづくり・むらづくり **110億円** (10億円)

VII 情報発信と拠点性の向上 **65億円** (10億円)

<計750億円> (計140億円)

1 子どもを生み育てる環境づくりと人づくり



子育て家庭の不安を解消します。

37億円

拡充 安全で安心な妊娠・出産支援事業 [1,128万円]

妊産婦に充実した医療・保健サービスを提供することにより、安心して子どもを生み育てることができる環境づくりを推進します。

◎妊婦にやさしい環境づくり事業

- ・月間の設定（年2回）とマタニティマークの周知

（マタニティマーク）



◎産科オープン病院の整備【新】

- ・妊婦健診は地域の産科医で受け、出産は産科オープン病院として県が選定した総合病院でできるシステムを整備

県北、県南に1か所ずつ整備します。

◎周産期医療体制の継続実施

- ・リスクのある妊婦が安全に出産できるよう、高度な医療が提供できる総合周産期母子医療センターの運営支援等

県東部は、国立病院機構岡山医療センター、県西部は、倉敷中央病院が総合周産期母子医療センターとなっています。

新規,【新】 ……H20年度の新規事業

拡充 ……H20年度に内容を拡充する事業

継続 ……継続して実施する事業

拡充 子育て応援事業 放課後子ども教室推進事業

[6億2,826万円]

地域、企業等との協働により、子どもを健やかに生み育てる環境の整備を促進します。

◎第3次岡山いきいき子どもプラン（仮称）の策定【新】

- ・期間はH22～26を予定

◎「ももっこカード」の普及促進や「おかやま子育て応援宣言企業」の登録推進

- ・「ももっこカード」の発行状況

H19 83,000枚 → H20 170,000枚

- ・「子育て応援宣言企業」の登録【新】

一定の要件を満たした企業への奨励金（10万円）の支給

◎ひとり親家庭支援センター（岡山総合福祉会館内）の設置【新】

- ・母子家庭の自立促進や父子家庭からの相談等に対応

◎地域子育て支援拠点やももっこ広場の設置促進

- ・子育て相談や親子の交流促進など

◎「放課後児童クラブ」「放課後子ども教室」の設置促進原則として全ての小学校区において、地域の方々の参画を得て学校の余裕教室や公民館などで実施

H19 268か所 → H20 313か所



特典!!

- ・料金を割引してくれる。
 - ・ポイントを加算してくれる。
 - ・景品をプレゼントしてくれる。
- などのお店があります。

拡充 **発達障害児(者)総合支援事業** [3,302万円]

発達障害児の健全な発達を支援するため、早期発見・早期発達支援から各ライフステージにおける継続的な支援ができる体制を整備します。

◎子どもの心の診療拠点病院の整備【新】

◎発達障害者支援センター支所の新設【新】

・発達障害者やその家族を支援する発達障害者支援センターの支所を県北に設置

◎保育所における軽度発達障害児への支援力の強化

◎発達障害者支援体制の整備

・各ライフステージにおいて切れ目なく継続した支援ができる体制づくりを進め、支援コーディネーターの設置を支援



継続 乳幼児医療対策費……………義務教育就学前までの乳幼児の医療費の一部を負担します。
(10億2,767万円)

継続 母子医療対策費 (2億896万円) ……小児の慢性疾患や未熟児等の医療費の一部を負担します。

継続 ひとり親家庭等福祉対策費……………ひとり親家庭等の医療費の一部を負担します。
(2億98万円)

継続 特別保育事業費 (1億1,128万円) ……多様な保育需要に対応した事業に要する費用の一部を負担します。

その他の子育て関連事業



継続 児童保護費 (51億2,477万円) ……児童養護施設や障害児施設において、児童の保護、指導等を行います。

継続 児童手当費 (39億5,048万円) ……小学校6年生修了までの児童を養育する父母等に児童手当を支給します。

継続 児童保育費 (9億6,209万円) ……私立保育所の運営費の一部を負担します。

継続 児童扶養手当費 (3億4,290万円) ……父親がいない児童等を養育する母親等に児童扶養手当を支給します。



新規 岡山県学力向上アクションプラン

[1,734万円]

全国学力・学習状況調査の結果を踏まえ、小・中・高等学校において学力向上施策の実施と検証を行います。

◎岡山県学力向上検討委員会の設置

◎小・中学校の授業改革の支援

- ・授業力のある教員を授業改革協力員として指定

国、算、数、英の科目で100人程度を委嘱します。

- ・小規模校に算数・数学アドバイザーとして教員OB (15人) を派遣

◎高等学校の授業力向上の支援

- ・大学教官、他県スーパーティーチャー等を招いて、教員による研究会の実施



新規 特別支援学校教育体制整備事業

[2億945万円]

特別支援学校の児童生徒数の増加や職業自立のニーズに対応するため、高等部単独の特別支援学校を岡山・倉敷地域に新設します。

(岡山地域)

場所 岡山高等技術専門校跡 (岡山市瀬戸町)

規模 120人 (1学年40人)

時期 H21年開校

(倉敷地域)

場所 倉敷市立第五福田小学校東校地 (倉敷市水島)

規模 72人 (1学年24人)

時期 H22年開校

高等部単独の特別支援学校は中四国初です。

拡充 確かな学力向上推進事業

[3億5,324万円]

学力の向上を図るため、指導体制の充実や教員の指導力の向上等に取り組みます。

◎小1グッドスタートの支援

- ・小学校1年生で1クラス30人以上の学級に教育支援員を配置

20週→26週に拡大します。

◎アクティブハイスクール支援

- ・学力向上と進路希望の実現に取り組む高等学校を支援

◎高校エキスパート活用事業

- ・専門的な技術を有する外部講師による授業の実施

拡充 教育相談体制等推進事業

[2億1,115万円]

不登校や問題行動へ適切に対処するため、子どもたちの悩みや不安を受け止める相談体制等の一層の充実を図ります。

◎心の専門家の派遣

- ・全県立高校 (56校) に臨床心理士などを派遣 **【新】**

◎スクールカウンセラーの配置

- ・臨床心理士などの専門家を全公立中学校、公立小学校 (10校) に配置 **【新】**

◎スクールサポーターの配置

- ・教員OBなどを小学校20校、中学校139校に配置

◎教育相談員の配置

- ・県青少年総合相談センター及び倉敷、高梁、津山教育相談室に教育相談員を配置し

悩みの相談へ対応



新たに、23時～翌朝8:30を加え24時間電話で相談を受け付けます。

◎不登校対策のための教員派遣 (中学校)

継続 誕生寺養護学校校舎整備事業 …………… プレハブで対応している肢体不自由棟の新築
(6億1,927万円) …………… や既存建物の改築と併せて、施設全体の耐震
化を行います。

新規 きめ細かな教育の充実事業 …………… 小中学校の少人数指導や特別支援学校におけ
(4,091万円) …………… るセンター的機能の充実のために非常勤講師
を配置します。

その他の教育関連事業

継続 私学助成費 (79億4,894万円) …………… 私立学校の振興を図るための各種補助事業を
行います。

継続 県立高等学校等管理運営費 …………… 県立中学校及び全日制・定時制・通信制の高
(24億5,311万円) …………… 等学校、特別支援学校等の管理・運営を行
います。

継続 県立高等学校等施設整備費 …………… 全日制・定時制・通信制の高等学校等の施設
(9億7,452万円) …………… 整備を行います。

II 安全で安心して暮らせる地域社会づくり



だれもが安全で安心して暮らせるようにします。

115億円

拡充

県民総ぐるみによる犯罪のない 安全・安心 岡山県づくり推進 事業 [1,349万円]

行政や地域団体、ボランティア、NPO、事業所などとの協働により、県民総ぐるみの安全・安心まちづくりを推進します。

- ◎情報紙「安全・安心通信（仮称）」の創刊【新】
 - ・年4回、1万部発行
- ◎県内一斉「犯罪ゼロの日」の実施【新】
 - ・毎月1回、第2金曜日を設定
- ◎大学生による自主活動団体の支援（10団体）【新】
- ◎自主活動団体の支援
 - ・H20までに県内全小学校区（430団体）の立ち上げ支援



継続

学校等における子どもの安全対 策等支援事業 [1億1,533万円]

通学路等における児童生徒の安全確保対策等を強化するため、引き続き、県下22警察署に26人の警察スクールサポーター（非常勤職員）を配置します。

- ◎青色回転灯を装備した専用車両（26台）を整備し、街頭活動等を強化・充実【新】



新規

医師確保総合対策事業

[1億605万円]

医師が不足している地域や診療科について、医師の緊急的な確保を図り、県民が、いつでも、どこに住んでいても安心して医療が受けられる体制を構築します。

- ◎医師派遣体制の構築
 - ・医師確保が困難な県北地域等の病院に県南の病院から医師を派遣
- ◎医学部地域枠医師養成緊急確保
 - ・県内の大学医学部に地域枠の入学定員を設定し、卒業後に県が定める地域や診療科に医師として配置する制度の創設
- ◎医師の再就職促進
 - ・出産や育児等により離職した女性医師等の再就職を促進
- ◎臨床研修医の県内定着
- ◎小児救急医療拠点病院整備
 - ・小児救急医療の確保が困難な地域において、広域で患者を受け入れる体制整備



新規

特定検診等医療費適正化推進 事業 [2億320万円]

医療保険者による特定健診・保健指導が20年度から始まりますが、その効果的な実施を支援し、県民の健康の保持増進を図り医療費の適正化を推進します。

- ◎後期高齢者医療広域連合が実施する健診等の保健事業の支援
- ◎市町村が実施する健康増進事業、国保組合が実施する特定健診や保健指導の支援
 - ・特定健診の成果に応じた支援とし、受診率向上の促進

新規 障害者就労促進・就業自立支援事業

[2,300万円]

障害者の地域生活と自立の促進を推進するため、一般就労を促進するとともに、授産施設等における工賃倍増計画を推進します。

◎工賃倍増の支援

・工賃倍増5か年計画に基づく、工賃水準の引き上げ。現状11,000円 → 34,000円（H23までに）

◎就労支援員の資質向上

◎岡山県障害福祉計画（第Ⅱ期計画）の策定



継続 重度心身障害者医療費特別措置費…重度心身障害者（児）の医療費の一部を負担します。

（10億4,075万円）

継続 交通安全施設整備費 ……歩道の整備や、交差点の改良を行い、交通事故から県民を守ります。

（13億5,000万円）

継続 緊急道路環境整備事業費 ……低騒音舗装や、バス停改良等を行い、安全で快適な道路及びその周辺の環境整備を行います。

（3億7,500万円）

その他の医療・福祉関係事業

継続 介護給付費負担金……介護の必要な人が、その状況に応じ必要な介護サービスを、住み慣れた家庭や地域で安心して安全に受けられるよう、介護給付等に必要な費用を負担します。

（180億1,168万円）

新規 後期高齢者医療費……後期高齢者医療制度の被保険者に係る医療給付や保険料軽減等の経費を負担します。

（167億1,670万円）

継続 国民健康保険費（121億3,154万円）……市町村が運営する国民健康保険制度の被保険者に係る医療給付や保険料軽減等の経費を負担します。

継続 自立支援給付費（35億1,195万円）……障害者及び障害児が能力及び適性に応じて、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な福祉サービスに係る給付などの支援を行います。

継続 特定疾患対策費（18億5,787万円）……難病患者の生活の質の向上を図るため、医療費の公費負担や在宅療養の支援等を行います。



新規 消防防災ヘリコプター整備事業

[18億1,634万円]

地震等の大規模災害時での被害状況の把握や孤立住民の救助など、消防防災活動で大きな役割を担うことができる消防防災ヘリコプターを導入して、防災力の一層の強化を図ります。



- ・山林火災の空中消火
- ・遭難事故の捜索・救助
- ・交通不便地域からの急患者の搬送
- ・地震、台風、豪雨時の応急活動などに活躍します。



おかやまの消防団
マスコット「団吉」

継続 警察署耐震改修工事

[2億2,552万円]

平成25年度末を目途に、防災拠点（災害警備本部）となる警察署の耐震改修工事を実施します。

◎実施箇所 備前警察署

新規 防災・危機管理体制強化事業

[2,607万円]

自然災害や大規模事故などが発生したときに、直ちに応急対応ができるよう体制を強化します。

◎24時間即時対応体制

- ・夜間、休日に危機管理の要員を県庁集中配備室に常時配置

◎近隣待機体制

- ・県庁近隣での防災担当課管理職員の待機



新規 道路施設長寿命化対策事業

[8,800万円]

県管理の橋りょうの点検を実施し、適切な補修、補強を行うことにより、施設の長寿命化を図りながら、道路交通の安全・安心を確保します。

◎総点検橋りょう数 約1,100橋（H19～21）

◎補修等実施予定橋りょう数 27橋程度（H20～22）

（うちH20予定橋りょう数 7橋程度）



継続 学校施設等の耐震化

[27億6,460万円]

児童生徒等が一日の大半を過ごす学校や大勢の人が利用する社会教育施設の安全・安心の確保、また、災害発生時における地域防災拠点となる学校等の耐震化を進めています。

◎耐震補強工事 (25.4億円)

実施設計に基づき、建物の耐震性能を向上させる耐震補強工事を行います。

16校(和気閑谷高、津山東高、岡山操山高、東岡山工業高、岡山御津高、岡山大安寺高、笠岡高、岡山盲、新見高、高梁城南高、林野高、井原高、笠岡商業高、水島工業高、津山工業高、岡山工業高)

◎耐震診断 (5,130万円)

地震により既存の建物に倒壊の恐れがあるかないかを調査・診断し、補強工事の必要性の判断や、工事が必要な場合の優先度を決めます。(18校)

◎実施設計 (1.7億円)

耐震診断により補強工事が必要とされた施設について、優先度が高いものから実施設計を行います。(15校・施設)

平成23年度までに耐震化率65%を目指します。

新規 県庁舎耐震・UD化等整備事業

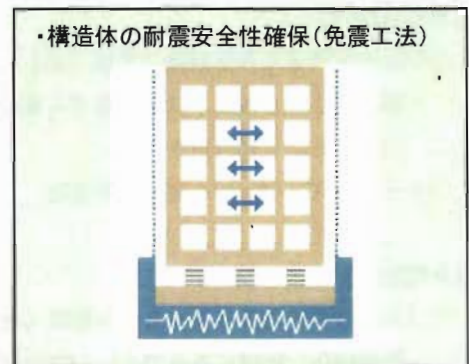
[1億1,976万円]

東南海・南海地震等の大規模地震に対応するため、防災拠点施設となる県庁舎の耐震化整備を実施し、総合的な防災力の基盤強化を図ります。

◎耐震改修工事の実施

- ・実施箇所 本庁舎(本館)面積A=19,940㎡
- ・実施期間 H20~23
- ・工法 免震工法

※今後、議会棟など順次実施予定



省エネ化・省コスト化・UD化、バリアフリー化、緑化などにも配慮します。

継続 河川改修費 (36億8,500万円) ……

県管理の一級河川及び二級河川の堤防・護岸等の改良を行います。

継続 防災情報ネットワーク高度化事業 (30億9,767万円)

…災害に強い高度な防災ネットワークを構築するとともに、総合防災情報システムにより防災情報を提供します。(平成21年3月整備完了予定)

継続 安全・安心おかやま地域防災力強化事業 (10億円)

安全・安心な地域づくりを実現するため、ハード面から災害に強い県土づくりを推進し、ソフト面でも県民の防災意識の醸成・定着を図ります。



拡充 ストップ温暖化！推進事業

[2,182万円]

産業部門、事業所部門、家庭部門など、あらゆる部門で温暖化防止に向けた施策を展開します。

【産業部門】

◎温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度【新】

- ・県独自で事業所ごとの公表制度を創設し、事業者による自主的な取組を促進

【事業所部門】

◎中小事業所省エネ診断補助事業【新】

- ・事業者が行う省エネ診断に要する費用の一部を補助（1件あたり10万円を上限）

◎クールビズ・ウォームビズ県民運動

【家庭部門】

◎「みんなでエコライフ」モデル事業【新】

- ・壁面緑化、地域ぐるみでのレジ袋削減などユニークな取組を支援（1団体あたり10万円を上限）

◎アースキーパーメンバーシップ推進事業

◎エコドライブ推進事業

岡山県の温室効果ガス排出量は、1990年度から2005年度の間、15.0%の伸びとなっています。

↓
温暖化防止のため早急な取組が必要です！



拡充 環境学習協働推進事業

[1,229万円]

県民1人ひとりが地球温暖化を自らの問題ととらえ、身近なところでの取組が求められる中で、環境学習を総合的、効果的に進めます。

◎環境学習推進プログラム（仮称）の策定【新】

◎協働による環境学習推進事業

- ・NPO等との協働により環境学習を積極的に推進

◎環境学習出前講座の実施

移動環境学習車を導入し、出前講座など、地域で活躍します。



拡充 森林保全再生事業

[3億5,203万円]

森林のもつ水源かん養、県土の保全等の公益的機能を発揮させるとともに、京都議定書の森林CO₂吸収目標達成のため、「適切な森林経営が行われる森林」の整備に努めます。

岡山県では、「適切な森林経営が行われる森林」の面積をH19～24年度の6年間に2万5千ha増加させることとしています。



継続 森林整備事業費（19億370万円）…

森林の有する公益的な機能を維持・増進するために、森林や林道の整備を促進します。

III 海外を視野に入れた産業の振興と交流の推進



新産業の創出や中小企業の競争力の強化を図ります。

61億円

拡充

「マイクロものづくり岡山」創成事業 [4億2,115万円]

県内の優れた精密生産技術の集積を活かしたものづくり産業の振興のため、企業の研究開発や販路拡大等を支援するとともに、「マイクロものづくり岡山ブランド戦略」に基づき重点的な育成に取り組みます。

◎航空機、自動車、高度医療機器、ロボットの4分野の重点的育成【新】

- ・航空機部品の販路拡大の支援



ジャパンエアロスペース 2008 (パシフィコ横浜、10.1~5) に出展します。

- ・次世代自動車開発に関連する技術開発の支援
- ・産業用ロボットの開発支援
- ・医療現場のニーズを踏まえた県内企業の医療機器分野への参入支援

拡充

グリーンバイオ・プロジェクト推進事業 [7,217万円]

再生可能な資源・エネルギーの活用を促進するため、バイオマスプラスチック製品の開発やバイオエタノール製造の事業化等を進めます。

◎バイオマスプラスチック利用促進事業

- ・小売業者と連携し、ニーズを踏まえた製品の開発促進

◎バイオエタノール事業化推進事業

- ・本格導入に向け、バイオマス原料集積基地整備を支援

◎次世代エネルギー産業推進事業【新】

- ・産学官連携の次世代エネルギー戦略会議の設置



次世代エネルギーシンポジウムも開催します。

拡充

メディカルテクノバレー構想推進事業 [4,543万円]

本県医療の先進性を生かした医療産業集積を実現するため、メディカルベンチャー企業のネットワーク化、情報発信を進め、メディカルテクノバレー構想の実現を図ります。

◎グローバル・メディカルベンチャー拠点推進事業【新】

- ・岡山MTO内にメディカルベンチャー・ネット(仮称)を設け、情報発信の場を提供

◎メディカルテクノ研究推進事業

◎メディカルテクノおかやま推進事業



新規

中国市場開拓瀬戸内連携事業 [604万円]

中国市場において、販路の新規開拓や拡大を行う県内企業を支援するため、瀬戸内海を共有の資源に持つ香川県など瀬戸内各県と連携して、県産品展示商談会等を開催します。

◎県産品展示商談会及び観光展の開催

◎想定される中国市場 大連市、上海市、香港など



継続

商工団体支援事業費 (21億2,453万円)

…中小企業団体中央会や商工会・商工会議所等の活動を支援します。

継続

中小企業金融対策費 (4億2,951万円)

…県の融資制度を受ける中小企業を支援するため、融資を取り扱う金融機関等に対し利子等を補助します。



農林水産物のブランド化など攻めの農政を推進します。18億円

拡充 農林水産物ブランド化推進事業

[3,089万円]

首都圏や海外において、岡山県が世界に誇る高品質なくだものなどを積極的に販売・PRし、販路拡大やブランド確立を進めます。

◎旬の果物等を販売する期間限定店舗「岡山屋」の設置

首都圏：銀座店、羽田店

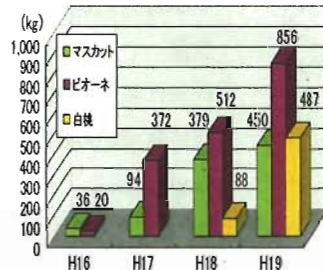
海外：バンコク店、台湾店、香港店

◎黒大豆枝豆やカキを首都圏でPR（岡山プロモーション）

◎海外市場調査及び安定輸送技術の研究



<銀座店>



<主な果実の輸出量の推移（全農扱い）>

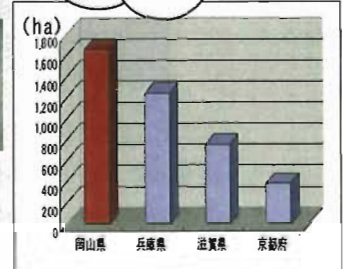
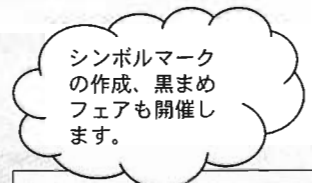
拡充 日本一の「おかやま黒まめ」ブランド強化事業

[1,090万円]

本県の黒大豆は、日本一の栽培面積、生産量を誇っていますが、新たな需要が期待される枝豆の生産を拡大し、シンボルマークの作成などにより、「おかやま黒まめ」のブランド化を図ります。



<おかやま黒まめ枝豆>



<黒大豆主産府県栽培面積>

拡充 くだもの王国おかやま確立

事業

[1億5,416万円]

「くだもの王国おかやま」をさらに多彩で個性豊かに発展させるため、白桃、マスカット、ピオーネを核に、次世代フルーツの生産の拡大や、未来のおかやまフルーツの原石となるような果実を調査、研究します。

◎おかやま次世代フルーツ



<おかやま夢白桃>



<オーロラブラック>

拡充 新規就農者等の確保・育成

[1,588万円]

意欲のある新規就農者や団塊世代の定年帰農者の方々に、就農相談会や農業体験研修を実施します。また、教育機関との連携のもと、次代を担う若い担い手に農業の魅力を伝えます。

◎社会人就農研修事業

◎定年帰農者等応援事業

◎農業大学校の魅力発信事業【新】

・高校生への実習体験等による魅力のPR

◎農業体験教育推進事業【新】

・小中学生の農業体験学習の推進





観光資源の魅力向上等により誘客の促進等を図ります。

4億円

新規 「吉備の国岡山」観光立県戦略
(仮称) 策定事業 [497万円]

観光を重要な県の施策に位置づける「観光立県宣言」を行い、社会経済情勢の変化に対応し、戦略的に観光振興に取り組む指針として「吉備の国岡山」観光立県戦略(仮称)を策定します。



新規 「吉備の国岡山」情報発信事業 [821万円]

より多くの方に岡山県を訪れてもらうため、情報発信力の高いメディア(雑誌)や情報源としてニーズの高いインターネット等による効果的な情報発信を行います。

- ◎ペイド・パブリシティの実施
- ◎より利用しやすいホームページ(ポータルサイト)の構築
- ◎口コミによる情報発信
 - ・「観光岡山情報交換サロン」(仮称)の開催(東京、大阪)



継続 新世紀おかやま後楽園魅力づくり事業費(4,611万円)

…「幻想庭園」など後楽園の新たな魅力アップに向けた取り組みを実施します。

IV 地方分権型行政システムの確立



道州制・中四国州の実現に向けた気運を醸成します。

1千万円

継続 道州制・中四国州構想推進事業

[1,252万円]

道州制の導入と中四国州の実現を目指して、積極的な情報発信などを行うとともに、道州制・中四国州構想の理解者・応援者となっていただく方との情報交換や意見交換等を行う連絡会を設置します。

- ◎シンポジウム、講演会の開催
- ◎中四国地域の調査研究
- ◎「中四国州倶楽部(仮称)」の設置



V 団塊世代等だれもが活躍できる社会づくり



団塊の世代や若者等が活躍できる多様な機会を提供します。5億円

〔拡充〕 シニアパワー等を活用したものづくり産業現場活性化推進事業 [1,897万円]

岡山県の産業が将来にわたって発展するよう、関係団体・機関等によるコンソーシアムを組織し、次代を担う人材の育成や、効果的な技術・技能の継承・習得などに取り組みます。

◎OB人材活用・作ってナットク!ものづくり体験強化事業【新】

・県内の技術者OBなどを活用し、ものづくりに対する子どもたちの興味関心を高揚

◎中小企業を支える多様な人材育成事業【新】

熟練技能者OBの方々の力は貴重です。



〔新規〕 地域若者サポートステーション連携事業 [906万円]

ニートと呼ばれる若年無業者等の就労を支援するため、地域若者サポートステーションと連携し、中学・高校での出張出前講座、専門相談員による自宅訪問支援及び体験型セミナー等を実施します。



〔拡充〕 団塊世代就労支援事業 [1,577万円]

就労を希望する団塊世代の求職登録や、団塊世代を活用しようとする企業とのマッチングを図るとともに、セカンドライフに関する相談や情報提供を行います。

◎団塊世代就職面接会の開催【新】

◎団塊世代等に対するフォローアップ調査【新】

〔継続〕 高年齢者等雇用対策費…………… 団塊の世代をはじめ、高齢者等の就職を促進します。

(6,208万円)

〔継続〕 若年労働者等雇用対策費…………… 若年者の就職促進を図るため、若者就職支援センターの運営、就職面接会の開催等やニート等の若者の自立支援を行います。

(8,694万円)

〔継続〕 職業訓練奨励費 (8,721万円) …… 経済的な理由により公共職業訓練を受講することが困難な障害者等に対し、訓練手当を支給します。

VI 特色ある資源等を生かしたまちづくり・むらづくり



中山間地域等で夢が広がる地域づくりを進めます。

110億円

新規 中山間地域等特別支援事業

[10億円]

限界集落などの課題を有する中山間地域の活性化を図るため、ソフト・ハードの両面から、重点的・効果的に施策を推進します。

- ◎集落機能再編・強化事業
 - ・限界集落などが存在する地域を選定し、集落機能の再編・強化モデルを構築（9地域）
- ◎地域交通自立促進支援事業（限界集落特別対策）
 - ・限界集落において乗合タクシーなど地域に適した交通手段の導入を支援
- ◎中山間地域魅力づくり支援事業
 - ・市町村が実施する、地域の実情に応じた地域活性化の取組を支援（補助率2/3、限度額1,000万円）
- ◎中山間地域等生活・交流基盤整備推進事業
 - ・中山間地域等の生活道路の改良等の生活・交流基盤を整備

新規 おかやま農村里地サポート事業

[269万円]

高齢化の進行等により、農地や水路等の維持管理が困難となっている農村集落等を支援するため、農村の保全活動等に関心を持つ都市住民等の受入体制を整備します。



情報活動や支援活動の仲介を行うNPO法人等を「里地サポート組織」として選定します。

新規 “おかやま晴れの国ぐらし”

魅力発信事業

[1,418万円]

県外、特に関西圏に居住する都市住民に対し、岡山県の魅力を発信し、交流・定住に結びつけ、中山間地域の活性化を図ります。

- ◎「交流・定住フェア（仮称）」の開催（関西圏）
- ◎交流・体験モデルツアーの実施
- ◎PR用映像ツールの制作

新規 元気お宝発掘支援事業

[997万円]

農産物直売所の個性・魅力を創出し、地域ならではの素材や資源を活用した加工品開発など、「元気お宝」を発掘し、育てる取組を支援します。

- ◎お宝候補の発掘・可能性の検討
- ◎元気お宝の開発・進化支援
 - ・加工品の企画開発、情報発信などを支援
 - ・地域自慢のお宝を作り上げるための本格的支援

農産物直売所は現在182か所、年間販売額は96億円であり、今後も地域活性化の拠点として注目されています。



継続 中山間地域等直接支払対策事業費…

(18億212万円)

中山間地域等の多目的な機能を維持するために、直接支払交付金を交付します。

VII 情報発信と拠点性の向上



岡山からの情報発信を通じて拠点性を高めます。

65億円

新規 首都圏イメージアップ事業

[5,370万円]

岡山県の認知度・好感度を高めるため、首都圏において本県の魅力をアピールし、観光客誘致や農産物の販売促進、企業誘致等に結びつけるとともに、情報発信等を行う拠点のあり方について検討を行います。

- ◎ J R 山手線の広告電車
- ◎ J R 山手線主要駅でのポスター掲出
- ◎ 大型街頭ビジョンでのCM放映
- ◎ テレビでのCM放送、新聞広告の掲載
- ◎ 情報発信等を行う拠点のあり方についての調査



拡充 県立美術館ルネサンス事業

[9,129万円]

開館20周年の節目を美術館ルネサンスと位置づけ、記念事業を実施するとともに、国民文化祭に向けて、施設等のリニューアルや展覧会等事業の充実を図り、さらに親しまれる美術館を目指します。

- ◎ 記念シンポジウムの開催
- ◎ H20年度の展覧会予定
 - ・ 高木聖鶴展 (4月)
 - ・ 岡田新一の建築と県立美術館20年展 (4月～5月)
 - ・ 柚木沙弥郎展 (5月～6月)
 - ・ 千葉市美術館所蔵浮世絵名品展 (7月～8月)
 - ・ 五姓田派展 (10月～11月)



新規 コンベンション誘致・開催

“拠点力”強化事業費

[695万円]

国際会議や全国大会等の誘致・開催の拡大・促進に向けて、県を挙げて強力に推進し、中四国における本県の拠点性の更なる向上を図ります。

- ◎ 岡山県コンベンション誘致・開催推進協議会の設置

誘致を決定づけるキーパーソンへの働きかけにも取り組みます。



- ◎ 国際ミーティング・エキスポへの参加

(12月東京)

拡充 国民文化祭開催準備事業

[3,685万円]

平成22年秋に開催する国民文化祭に向け、市町村や文化団体等と連携して、事業計画の策定など準備を進めるとともに、県内外で積極的な広報活動を行います。

- ◎ 第25回国民文化祭・おかやま2010

会期：平成22年10月30日(土)

～11月7日(日) [9日間]

場所：岡山県内各地

テーマ：晴れの国おかやま 文化回廊

主催者：文化庁、岡山県、岡山県教育委員会、開催市町村、文化団体等

多種多様な文化の祭典が県内各地で行われます。



拡充 全国都市緑化フェア開催事業

[5億1,320万円]

<開催期間> 平成21年3月20日～5月24日(66日)

<会場> メイン会場 岡山市西大寺地区

サブ会場 岡山城・後楽園

<目標入場者数> 80万人



1年前祭を平成20年3月に開催します。

新規 全国都市緑化祭推進事業

[406万円]

全国都市緑化フェア開催期間中に予定されている全国都市緑化祭(2日間)の開催準備を行います。

新規 全国都市緑化フェア関連交通安全施設整備事業 [1億3,759万円]

全国都市緑化フェア会場周辺の渋滞緩和対策や、信号灯器のLED化など環境に配慮した取り組みを進めるとともに、交通安全施設のバリアフリー化を進めます。



拡充 瀬戸大橋開通20周年記念事業

[6,954万円]

開通20周年を記念して、さまざまなイベントを実施し、中四国の一体感を醸成し、岡山からの情報発信を図ります。

◎オープニングイベント(4月)

・香川県実行委員会、本四高速(株)と共同

◎健康マラソン、健康ジョギング、健康ウォーク

(橋上イベント、4月)

・香川県実行委員会と共同

◎瀬戸大橋スプリングイベント2008(4月・コンサート、ステージショー等)

◎瀬戸大橋開通20周年記念プレゼントキャンペーン(4月～10月)

・香川県実行委員会、本四高速(株)と共同



<5周年記念イベント(H5年4月11日)>

継続 水島港国際物流機能強化事業費…… 水島港の国際競争力強化のため、荷主への補助やコンテナ荷さばき施設の整備を促進します。




(2,200万円)



おかやま夢づくりカレンダー

20年度の県の
主な行事を紹介
します。



<p>4月 APRIL</p>	<p>ひとり親家庭支援センター 開所4/1</p> <p>後期高齢者医療制度施行4/1</p>	<p>春の観光 キャンペーン 3/22~6/30</p> <p>◆瀬戸大橋開通20周年記念事業(4月~10月) ◆瀬戸大橋マラソン・ジョギング 4/13</p> 
<p>5月 MAY</p>	<p>岡田新一と 県立美術館20年展 4/15~5/18</p> <p>後楽園 「春の宵待庭園」</p>	<p>◆障害者スポーツ大会 ◆防災啓発車活動開始 ◆消費者月間(消費者被害撲滅県民大会)</p>
<p>6月 JUNE</p>		
<p>7月 JULY</p>	<p>青少年健全育成強調月間 (7月、11月、3月)</p>	<p>◆おかやまもったいない晴れの国フォーラム 7/26</p>
<p>8月 AUGUST</p>	 <p>後楽園 「幻想庭園」</p> <p>首都圏での 岡山特産物PR (「岡山屋」設置)</p>	<p>◆岡山リサーチパーク一般公開 「おもしろ体験でえ〜」 7月末~8月頃</p> <p>◆第4回全国物理コンテスト 物理チャレンジ2008 8/3~8/6(倉敷市)</p>
<p>9月 SEPTEMBER</p>	<p>児島湖流域環境保全推進月間</p>	<p>◆交流・定住フェア ◆輝く長寿フェスタ2008 ◆新・エコメッセinおかやま 9月末~10月頃</p>
<p>10月 OCTOBER</p>	<p>安全・安心まちづくり旬間 10/11~20</p>	<p>◆動物愛護フェスティバル ◆車いすふれあいロードレース</p>
<p>11月 NOVEMBER</p>	<p>男女共同参画推進月間 ウイズフェスティバル2008</p> <p>第6回おかやま県民文化祭 (予定)</p>	<p>◆第50回中国・四国ブロック民俗芸能大会 11/9</p> <p>◆エコフェスタ2008 11/30</p>
<p>12月 DECEMBER</p>	<p>地球温暖化防止月間</p>	
<p>1月 JANUARY</p>		<p>◆井原線開業10周年記念 1/11</p>
<p>2月 FEBRUARY</p>		
<p>3月 MARCH</p>	<p>岡山県障害福祉計画(第II 期計画)策定</p> <p>防災情報ネットワーク高度化 事業完了</p> <p>県民局再編完了</p>	<p>「全国都市緑化おかやまフェア」開催 3/20~5/24</p> 

岡山県予算のさらに
詳しい内容は、県庁
ホームページでご覧
になれます。



お問い合わせ

岡山県総務部財政課

T E L

086-226-7231 (直通) , 086-224-2111 (代表)

F A X

086-221-6798

E - mail

zaisei@pref.okayama.lg.jp

U R L

<http://www.pref.okayama.jp/somu/zaisei/zaisei.htm>

平成 20 年 度

当 初 予 算 額 一 覧 表

平 成 20 年 2 月 15 日

政策審議監, 知事室, 総務部

平成 20 年度 当初予算額一覽表

(単位:千円)

区 分		平成19年度 当初予算額(A)	平成20年度		(C) / (A) (%)	
			当初要求額(B)	当初予算額(C)		
一 般 會 計	A 義務的経費	(172,552,875) 173,763,195	(173,010,123) 174,159,104	(173,010,123) 174,159,104	(100.3) 100.2	
	B 公 共	一 般 公 共	()	()	()	(-) -
		災 害 復 旧	()	()	()	(-) -
	事業費	国 直 轄 等	()	()	()	(-) -
		C 国庫補助事業費	() 18,570	() 11,882	() 11,882	(-) 64.0
	D 基 準 行 政 運 営 費	人 件 費	(8,842,414) 12,275,541	(8,553,093) 12,048,687	(8,872,615) 12,368,209	(100.3) 100.8
		運 営 費	(4,596,642) 4,806,174	(4,428,356) 4,625,310	(4,428,356) 4,625,310	(96.3) 96.2
	E 計	単 県 行 政 施 策 費	(8,841,745) 13,930,833	(8,637,624) 14,136,320	(8,492,609) 15,615,155	(96.1) 112.1
		一 般 會 計 の 計	(194,833,676) 204,794,313	(194,629,196) 204,981,303	(194,803,703) 206,779,660	(100.0) 101.0
	特別会計の計		154,346,967	172,578,376	172,578,376	111.8
合 計		(194,833,676) 359,141,280	(194,629,196) 377,559,679	(194,803,703) 379,358,036	(100.0) 105.6	
企業会計の計					-	

()は一般財源

平成20年度 当初予算額事項別一覧

(単位:千円)

分類	事項名	他会計等借入金償還費		
A	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額	
	(2,192,433) 2,192,433	(214,407) 214,407	(214,407) 214,407	
説明	他会計及び基金からの借入金利子の償還に要する経費 1 他会計借入金償還費 70,122 2 基金借入金償還費 144,285			
分類	事項名	県債元金償還費		
A	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額	
	(80,149,852) 80,536,680	(82,169,126) 82,513,568	(82,169,126) 82,513,568	
説明	県債の元金償還(公債管理特別会計へ繰出)に要する経費			
分類	事項名	県債利子償還費		
A	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額	
	(21,544,211) 21,843,511	(20,943,214) 21,227,800	(20,943,214) 21,227,800	
説明	県債の利子償還等(公債管理特別会計へ繰出等)に要する経費 平成18年度までの県債借入分に係る利子 17,946百万円 平成19年度の県債新規借入分に係る利子 1,409百万円			
分類	事項名	県債取扱事務費		
A	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額	
	(129,062) 129,062	(180,219) 180,219	(180,219) 180,219	
説明	県債の償還・借入に係る手数料及び市場公募地方債発行(公債管理特別会計へ繰出等)に要する経費			

()は一般財源

平成20年度 当初予算額事項別一覧

(単位:千円)

分類	事項名	国有資産等所在市町村交付金		
A		前年度予算額 (519,932)	本年度要求額 (511,436)	本年度予算額 (511,436)
説明	国有資産等所在市町村交付金法に基づく、県営住宅・県公舎等に係る固定資産税相当額の市町村交付金			
分類	事項名	個人県民税徴収及び県税取扱費		
A		前年度予算額 (3,904,961)	本年度要求額 (4,476,471)	本年度予算額 (4,476,471)
説明	個人県民税に係る徴収金を賦課徴収した市町村に対し交付する徴収取扱費及び県税の収納機関に対する取扱費 1 個人県民税徴収取扱費 4,470,745 2 県税取扱費 5,726			
分類	事項名	過年度過誤納還付並びに還付加算金		
A		前年度予算額 (2,000,000)	本年度要求額 (2,000,000)	本年度予算額 (2,000,000)
説明	県徴収金に対し発生する過年度過誤納金の還付並びに還付加算金			
分類	事項名	利子割還付金		
A		前年度予算額 (24,315)	本年度要求額 (31,132)	本年度予算額 (31,132)
説明	県内に本店を有する法人から徴収した県民税利子割について、法人税割との二重課税を調整するために行う還付金 28,575 39,649 39,649			

()は一般財源

平成20年度 当初予算額事項別一覧

(単位:千円)

分類	事項名	地方消費税徴収取扱費		
A	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額	
	(154,130) 154,130	(162,752) 162,752	(162,752) 162,752	
説明	国の地方消費税賦課徴収事務に対する取扱手数料			
分類	事項名	地方消費税清算金		
A	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額	
	(35,811,106) 35,811,106	(36,864,497) 36,864,497	(36,864,497) 36,864,497	
説明	地方消費税について、各都道府県ごとの消費に相当する額になるよう調整を行う清算金			
分類	事項名	利子割市町村交付金		
A	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額	
	(1,057,386) 1,057,386	(1,493,780) 1,493,780	(1,493,780) 1,493,780	
説明	県民税利子割に係る市町村交付金			
分類	事項名	配当割市町村交付金		
A	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額	
	(792,391) 792,391	(1,274,201) 1,274,201	(1,274,201) 1,274,201	
説明	県民税配当割に係る市町村交付金			

()は一般財源

平成20年度 当初予算額事項別一覧

(単位:千円)

分類	事項名	株式等譲渡所得割市町村交付金		
A	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額	
	(1,421,840) 1,421,840	(831,680) 831,680	(831,680) 831,680	
説明	県民税株式等譲渡所得割に係る市町村交付金			
分類	事項名	地方消費税市町村交付金		
A	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額	
	(18,188,834) 18,188,834	(17,404,187) 17,404,187	(17,404,187) 17,404,187	
説明	地方消費税に係る市町村交付金			
分類	事項名	ゴルフ場利用税市町村交付金		
A	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額	
	(741,692) 741,692	(791,731) 791,731	(791,731) 791,731	
説明	ゴルフ場利用税に係る市町村交付金			
分類	事項名	自動車取得税市町村交付金		
A	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額	
	(4,281,784) 4,281,784	(4,002,983) 4,002,983	(4,002,983) 4,002,983	
説明	自動車取得税に係る市町村交付金			

()は一般財源

平成20年度 当初予算額事項別一覧

(単位:千円)

分類	事項名	利子割精算金		
A	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額	
	(1,365) 1,365	(1,685) 1,685	(1,685) 1,685	
説明	県内に支店等を有する法人から徴収した県民税利子割を、本店所在地都道府県に支払う精算金			
分類	事項名	特別地方消費税市町村交付金		
A	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額	
	(151) 151	(100) 100	(100) 100	
説明	特別地方消費税に係る市町村交付金			
分類	事項名	産業廃棄物処理税市町村交付金		
A	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額	
	(157,362) 157,362	(167,958) 167,958	(167,958) 167,958	
説明	産業廃棄物処理税に係る市町村交付金			
A分類計	前年度予算額 (172,552,875) 173,763,195	本年度要求額 (173,010,123) 174,159,104	本年度予算額 (173,010,123) 174,159,104	

()は一般財源

平成20年度 当初予算額事項別一覧

(単位:千円)

分類	事項名	自衛官募集費	
C	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額
	() 739	() 739	() 739
説明	自衛官募集に関する事務の一部を行うために要する経費		
分類	事項名	原子力防災対策費	
C	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額
	() 10,481	() 11,143	() 11,143
説明	原子力災害に備えた防災訓練等の実施に要する経費		
分類	事項名	コンビナート防災資機材センター整備費	
C	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額
	() 7,350	()	()
説明	事業の休止		
C分類計	前年度予算額 () 18,570	本年度要求額 () 11,882	本年度予算額 () 11,882

()は一般財源

平成20年度 当初予算額事項別一覧

(単位:千円)

分類	事項名	私学振興事務費		
D	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額	
	(3,363) 3,363	(2,616) 2,616	(2,616) 2,616	
説明	私立学校の指導等に要する経費			
分類	事項名	公立大学法人岡山県立大学運営費		
D	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額	
	(2,504,434) 2,504,434	(2,447,483) 2,447,483	(2,447,483) 2,447,483	
説明	公立大学法人への運営交付金等に要する経費			
	1 運営費交付金 公立大学法人の運営に要する交付金	2,446,889		
	2 評価委員会運営費	594		
分類	事項名	県立記録資料館運営費		
D	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額	
	(69,730) 86,752	(86,092) 86,135	(86,092) 86,135	
説明	県立記録資料館の管理運営等に要する経費			
分類	事項名	危機管理行政運営費		
D	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額	
	(16,087) 16,087	(15,480) 15,480	(15,480) 15,480	
説明	岡山県防災会議の運営、岡山県地域防災計画に基づく災害予防等に要する経費			

()は一般財源

平成20年度 当初予算額事項別一覧

(単位:千円)

分類	事項名	防災行政無線保守管理費		
D	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額	
	(99,429) 122,416	(76,047) 96,067	(76,047) 96,067	
説明	防災行政無線等の保守管理運用業務に要する経費			
分類	事項名	消防行政運営費		
D	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額	
	(124,050) 158,413	(86,284) 121,759	(86,284) 121,759	
説明	消防関係法令に基づく危険物取扱者保安講習、消防設備士法定講習及び消防学校の管理運営等に要する経費			
	1 消防関係規制費		23,791	
	2 消防関係免状交付費		11,684	
	3 市町村消防指導費		6,248	
	4 消防学校運営費		80,036	
分類	事項名	保安行政運営費		
D	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額	
	(2,776) 25,954	(2,936) 24,565	(2,936) 24,565	
説明	高圧ガス保安法、火薬類取締法等の諸法令に基づく許認可・検査指導等及び石油コンビナート等防災本部の運営等に要する経費			
	1 保安行政事務費		21,629	
	2 コンビナート防災事務費		2,936	
分類	事項名	政策推進費		
D	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額	
	(15,716) 15,716	(15,401) 15,401	(15,401) 15,401	
説明	時代に即応した県政推進のための政策形成に要する経費			

()は一般財源

平成20年度 当初予算額事項別一覧

(単位:千円)

分類	事項名	一般広報費		
D	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額	
	(5,584) 5,584	(5,416) 5,416	(5,416) 5,416	
説明	公聴広報事業の推進に要する経費			
分類	事項名	総務行政運営費		
D	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額	
	(91,374) 91,449	(86,049) 86,124	(86,049) 86,124	
説明	総務行政の推進に要する経費			
分類	事項名	行政考査費		
D	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額	
	(3,907) 3,907	(3,275) 3,275	(3,275) 3,275	
説明	行政事務の能率化、事務管理改善等に関する調査、研究等に要する経費			
分類	事項名	外部監査費		
D	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額	
	(20,325) 20,325	(20,233) 20,233	(20,233) 20,233	
説明	外部監査の実施に要する経費			

()は一般財源

平成20年度 当初予算額事項別一覧

(単位:千円)

分類	事項名	人事行政運営費		
D	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額	
	(158,860) 159,135	(161,997) 162,221	(161,997) 162,221	
説明	各種人事管理及び職員の研修実施に要する経費			
	1 人事管理費		87,720	
	2 職員能力開発費		74,501	
分類	事項名	職員トータルヘルスプラン推進費		
D	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額	
	(166,672) 166,672	(99,995) 99,995	(99,995) 99,995	
説明	各種健康診断の実施等職員のトータルヘルスプラン推進に要する経費			
分類	事項名	法制事務費		
D	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額	
	(38,211) 38,211	(27,280) 27,280	(27,280) 27,280	
説明	各種法制事務及び県を当事者とする訴訟に要する経費			
分類	事項名	文書事務費		
D	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額	
	(38,132) 38,132	(35,192) 35,192	(35,192) 35,192	
説明	文書の收受、整理及び情報公開の推進等に要する経費			

()は一般財源

平成20年度 当初予算額事項別一覧

(単位:千円)

分類	事項名	財政運営費		
D	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額	
	(44,974) 47,948	(42,998) 50,603	(42,998) 50,603	
説明	予算編成等に要する経費			
分類	事項名	県有財産管理処分費		
D	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額	
	(73,842)	(71,698)	(71,698)	
説明	県公舎等の維持管理及び県有財産の管理又は処分等に要する経費			
分類	事項名	県庁舎維持管理費		
D	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額	
	(409,189) 440,378	(390,418) 427,055	(390,418) 427,055	
説明	県庁舎の光熱水費等維持管理及び電話交換施設等各種設備の保守管理に要する経費			
分類	事項名	税務行政運営費		
D	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額	
	(102,052) 102,052	(99,720) 99,720	(99,720) 99,720	
説明	税務行政の推進及び自動車税事務所の管理運営に要する経費			
	1 税務行政運営費			49,860
	2 自動車税事務所運営費			11,266
	3 岡山県収入証紙等特別会計繰出金			38,594

()は一般財源

平成20年度 当初予算額事項別一覧

(単位:千円)

分類	事項名	県税賦課徴収費		
D	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額	
	(453,413)	(497,149)	(497,149)	
	453,413	497,149	497,149	
説明	県税の賦課徴収及びこれに係る申告書、納付書の印刷・発送等に要する経費			
分類	事項名	東京事務所運営費		
D	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額	
	(65,051)	(63,061)	(63,061)	
	68,678	66,609	66,609	
説明	東京事務所の管理運営及び中央省庁等との行政連絡、折衝等に要する経費			
分類	事項名	予備費		
D	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額	
	(200,000)	(200,000)	(200,000)	
	200,000	200,000	200,000	
説明				
分類	事項名	特別職職員費		
D	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額	
	(56,071)	(56,782)	(56,782)	
	56,071	56,782	56,782	
説明	知事、副知事に係る給与費			

()は一般財源

平成20年度 当初予算額事項別一覧

(単位:千円)

分類	事項名	総務管理職員費		
D	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額	
	(1,806,228) 2,368,429	(1,496,066) 1,967,627	(1,862,974) 2,334,535	
説明	総務部関係職員及び3条定数職員(岡山県職員等定数条例第3条に規定される派遣・長期研修職員等)に係る給与費			
分類	事項名	税務行政職員費		
D	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額	
	(1,990,982) 1,990,982	(2,006,455) 2,006,455	(1,950,761) 1,950,761	
説明	税務関係職員に係る給与費			
分類	事項名	消防防災職員費		
D	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額	
	(282,688) 305,114	(280,349) 307,382	(288,657) 315,690	
説明	消防防災関係職員に係る給与費			
分類	事項名	職員児童手当費		
D	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額	
	(162,195) 162,195	(178,645) 178,645	(178,645) 178,645	
説明	児童手当法に基づく職員児童手当			

()は一般財源

平成20年度 当初予算額事項別一覧

(単位:千円)

分類	事項名	退職・時間外勤務手当費		
D	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額	
	(4,391,741) 7,240,241	(4,394,709) 7,391,709	(4,394,709) 7,391,709	
説明	知事部局職員に係るもの			
分類	事項名	地方公務員災害補償費		
D	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額	
	(33,781) 33,781	(31,871) 31,871	(31,871) 31,871	
説明	地方公務員災害補償法に基づく災害補償基金負担金等			
分類	事項名	恩給・退職年金費		
D	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額	
	(82,041) 82,041	(71,450) 71,450	(71,450) 71,450	
説明	恩給法及び岡山県吏員恩給条例に基づく恩給及び扶助料			
人件費計	前年度予算額 (8,842,414) 12,275,541	本年度要求額 (8,553,093) 12,048,687	本年度予算額 (8,872,615) 12,368,209	
運営費計	前年度予算額 (4,596,642) 4,806,174	本年度要求額 (4,428,356) 4,625,310	本年度予算額 (4,428,356) 4,625,310	
D分類計	前年度予算額 (13,439,056) 17,081,715	本年度要求額 (12,981,449) 16,673,997	本年度予算額 (13,300,971) 16,993,519	

()は一般財源

平成20年度 当初予算額事項別一覧

(単位:千円)

分類	事項名	私学助成費		
		前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額
E		(6,896,789)	(6,897,044)	(6,897,044)
		8,038,988	7,948,942	7,948,942
説明	私立学校の振興を図るための各種補助事業等の実施に要する経費			
	1	学校法人等運営費補助金		7,500,469
		(1) 私立学校経常費補助金		7,166,281
		高等学校		5,348,530
		高等学校(広域以外の通信制) (単価:61,928円 生徒数: 187人)		11,581
		中学校		599,639
		小学校		263,309
		幼稚園		943,222
		(2) 私立高等学校教育改革等推進補助金		115,485
		私立学校の特色を生かした教育活動の積極的推進を図るための経費		
		国際化推進		20,700
		学校活性化推進		60,980
		子育て支援推進		25,965
		(新)幼稚園特別支援教育推進		7,840
		障害のある幼児が在園している学校法人に対する補助金		
		(3) 私立高等学校授業料減免補助金		218,703
		一般該当 (754名)		
		特別該当 (1,453名)		
	臨時該当 (14名)			
	2 私立高等学校交通遺児等授業料減免補助金		2,946	
	修学困難な交通遺児等に対する授業料減免を行う学校法人に対する補助金			
	3 日本私立学校振興・共済事業団補助金		91,506	
	長期給付掛金率の軽減を図るための補助			
	4 私立学校等人権教育指導補助金		9,347	
	5 岡山県専修学校各種学校振興会補助金		760	
	6 岡山県私学振興財団補助金			
	(1) 退職金給付財源の助成		287,165	
	(2) 奨学金貸与事業の助成		17,863	
	7 私立専修学校設備整備費等補助金		14,000	
	8 私立高等学校特色教育施設設備整備費補助金		20,000	
	9 私立高等学校通信教育振興奨励費補助金		488	
	私立高等学校の通信制に通う勤労学生に教科書・学習書を給与する学校法人に対し、費用の1/2を助成する経費			
	10 私学振興資金貸付金		4,398	
	岡山県私学振興財団が、学校法人に施設・設備整備資金を貸し付けるための預託原資の貸付			

()は一般財源

平成20年度 当初予算額事項別一覧

(単位:千円)

分類	事項名	防災対策事業費		
		前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額
E		(83,497)	(103,234)	(103,234)
		83,497	103,234	103,234
説明	地震・風水害等の災害に対する危機管理・防災対策等に要する経費			
	1	防災訓練事業		3,879
	2	高梁市備中町平川郷地区土地陥没対策事業		7,015
	3	災害緊急ヘリコプター確保対策事業		1,568
	4	危機管理対策事業		1,280
	5	地震・津波対策事業		5,765
	6	危機管理対応能力スキルアップ事業		1,467
	7	市町村防災情報伝達緊急支援事業		38,500
		(新)【重点化事業】		
	8	防災・危機管理体制強化事業 県の防災・危機管理体制を強化するため新たに危機管理員を配置するとともに、管理職員の近隣待機体制により初動対応の強化と防災対応力の向上を図る。		26,073
	9	地域防災活動促進事業		10,423
	10	自主防災組織育成事業		3,024
	(新)			
11	岡山県防災対策条例(仮称)普及啓発事業 条例制定を機に防災に対する県民の意識と理解を深めるため、防災啓発活動を行うとともに制定記念シンポジウムを開催する。		4,240	
分類	事項名	国民保護対策事業費		
E		前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額
		(20,676)	(24,423)	(23,824)
		20,676	24,423	23,824
説明	岡山県における国民保護措置実施のための体制づくり等に要する経費			
	1	国民保護体制整備事業		22,492
		(1) 国民保護体制整備事業		3,021
		(2) 国民保護協議会運営事業		1,822
		【重点化事業】		
	(3)	国民保護訓練事業 国民保護訓練を実施し、初動対応の実践を通じて関係機関相互の連携強化等を図るとともに避難措置仕様書を作成する。		17,649
2	国民保護推進事業		1,332	

()は一般財源

平成20年度 当初予算額事項別一覧

(単位:千円)

分類	事項名	安全・安心おかやま地域防災力強化事業費		
E	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額	
	(31,500)	(218,500)	(54,500)	
	1,000,000	1,000,000	1,000,000	
説明	災害に強い県土づくり及び県民の防災意識の醸成・定着による地域防災力の強化に要する経費 女性消防団員等の確保、自主防災組織活動の活性化、災害支援物資の備蓄等 土木施設、農林水産関連施設等の整備			
分類	事項名	(新)消防防災ヘリコプター整備事業費 【重点化事業】		
E	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額	
	()	(81,683)	(101,792)	
		336,383	1,816,342	
説明	全県的な防災力の一層の強化を図るための消防防災ヘリコプター整備に要する経費 1 ヘリコプター整備事業 ヘリコプター及び関連資機材等整備 1,359,962 2 ヘリコプターテレビ電送システム(機上設備)整備事業 104,347 ヘリコプターからの撮影映像を県庁等に電送するために必要な機上設備整備 3 ヘリコプターテレビ電送システム(地上設備)整備事業 326,587 ヘリコプターからの撮影映像を県庁等に電送するために必要な受信基地局等の地上設備整備 4 格納庫・防災航空センター施設整備事業 13,603 消防防災ヘリコプターの活動拠点となる施設整備の実施設計等 5 ヘリポート整備事業等 11,843 エプロン、誘導路及び誘導路灯設置の実施設計等			
分類	事項名	防災情報ネットワーク高度化事業費 【重点化事業】		
E	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額	
	(1,850)	(30,456)	(30,456)	
	2,878,250	3,097,667	3,097,667	
説明	災害に強い高度な防災通信ネットワークの再構築及び県民へ情報提供できる総合防災情報システムの構築に要する経費			

()は一般財源

平成20年度 当初予算額事項別一覧

(単位:千円)

分類	事項名	(新)県庁舎耐震・UD化等整備事業費		
E	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額	
	()	(33,517)	(33,517)	
		131,997	131,997	
説明	東南海・南海地震等の大規模災害時に防災拠点施設となる県庁舎の耐震化整備をUD化等に配慮しながら実施するために要する経費			
	【重点化事業】 1 本庁舎(本館)整備事業 119,756 本庁舎(本館)液状化判定調査 本庁舎(本館)耐震改修工事実施設計 本庁舎(本館)内装等改修工事実施設計 仮設庁舎建設工事実施設計 2 埋蔵文化財調査事業 12,241			
分類	事項名	コンビナート保安推進事業費		
E	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額	
	(2,509)	(2,459)	(2,459)	
	2,509	2,459	2,459	
説明	水島コンビナートの保安の推進・強化に要する経費			
分類	事項名	消防防災活動支援事業費		
E	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額	
	(58,154)	(9,215)	(9,215)	
	58,154	9,215	9,215	
説明	消防団の充実と活性化の支援に要する経費			
	1 「おかやまの消防団」いきいき支援事業 6,328 (新)消防団活動等普及啓発事業 4,588 防災啓発車による防火防災啓発や消防団に対するイメージアップ広報等を行い、消防団活動の重要性を啓発するとともに消防団の活性化を支援する。 2 (財)岡山県消防協会補助金 2,887			

()は一般財源

平成20年度 当初予算額事項別一覧

(単位:千円)

分類	事項名	救急隊員教育訓練事業費		
E	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額	
	(15,412)	(14,085)	(14,085)	
	15,412	14,085	14,085	
説明	救急救命士の養成及び救急業務高度化推進に要する経費			
	1 救急振興財団負担金	9,900		
	2 救急業務高度化推進事業	1,407		
	3 救急救命士薬剤投与講習事業	2,778		
分類	事項名	政策税制検証事業費		
E	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額	
	(1,804)	(1,137)	(1,137)	
	1,804	1,137	1,137	
説明	県独自税制の実績を検証し、今後のあり方について検討を行うために要する経費			
分類	事項名	県税手続電子化事業費		
E	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額	
	(89,271)	(34,073)	(34,073)	
	89,271	34,073	34,073	
説明	「電子県庁」の実現と納税者の利便性向上を図るため、全国共同システムである地方税電子申告及びワンストップサービスの導入・維持に要する経費			
	1 地方税電子申告事業	28,438		
	2 自動車保有関係手続ワンストップサービス事業	5,635		
分類	事項名	道州制・中四国州構想推進事業費【重点化事業】		
E	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額	
	(13,072)	(12,520)	(12,520)	
	13,072	12,520	12,520	
説明	道州制の導入と中四国州の実現に向けて、広く県民の理解を得ながら論議の展開と気運の醸成を図るとともに、中四国の一体感を高めるために要する経費			
	1 道州制・中四国州構想推進事業	8,701		
	2 道州制・中四国州構想連携事業	3,819		

()は一般財源

平成20年度 当初予算額事項別一覧

(単位:千円)

分類	事項名	新おかやま夢づくりプラン推進事業費		
E	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額	
	(35,823)	(31,101)	(31,101)	
	35,823	31,101	31,101	
説明	「新おかやま夢づくりプラン」の着実な推進を図ることに要する経費 1 新おかやま夢づくりプラン推進事業 23,101 2 夢づくり政策課題特別調査事業 8,000			
分類	事項名	行財政改革推進対策費		
E	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額	
	(2,365)	(2,175)	(2,175)	
	2,365	2,175	2,175	
説明	改訂第3次岡山県行財政改革大綱に基づく行財政改革の推進に要する経費			
分類	事項名	職員・職場活性化対策費		
E	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額	
	(26,727)	(24,596)	(24,596)	
	32,327	24,596	24,596	
説明	職員の意識改革と能力開発及び職場の活性化等を図ることに要する経費 1 職場活性化推進費 2,544 2 (財)岡山県職員互助会助成費 22,052			
分類	事項名	岡山県職員住宅購入費		
E	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額	
	(442,512)	(44,248)	(44,248)	
	442,512	44,248	44,248	
説明	地方職員共済組合の投資不動産資金で建設した職員住宅等建設費の償還に要する経費			

()は一般財源

平成20年度 当初予算額事項別一覧

(単位:千円)

分類	事項名	公聴広報活動推進費		
		前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額
E		(359,214)	(356,493)	(355,968)
		359,214	358,587	358,062
説明	時代に即応した効果的でタイムリーな県政広報活動を展開しつつ、広く県民の声を聴くことで住民参加型の県政を進めるとともに、岡山県の持つ優れた個性を広く県内外へPRし、岡山県のイメージアップを図ることに要する経費			
	1	公聴活動費		5,597
	2	広報活動費		288,678
	(1)	広報一般活動		30,571
	(2)	新聞・テレビ・ラジオ広報		116,836
	(3)	おかやま広報スタッフ設置		13,202
	(4)	県政広報紙「晴れの国おかやま」発行(年12回)		94,087
	(5)	ももっちのみんなで夢づくり事業		26,437
	(6)	ユビキタスチャンネル事業		7,545
	3	イメージアップ広報宣伝推進費		63,787
	(1)	おかやま晴れの国大使		2,180
	(2)	第十回岡山・吉備の国「内田百閒文学賞」の実施		5,816
	(3)	県ホームページ管理・運営事業		2,094
	(新)【重点化事業】	(4) 首都圏イメージアップ事業		53,697
		岡山県の認知度、好感度を高めるため、JR山手線広告電車等複数の広報媒体を活用し、他部の事業と連携しながら「くだもの王国おかやま」など本県の魅力をアピールするとともに、首都圏で本県の魅力を情報発信するイメージアップ推進拠点のあり方について検討を行う。		
分類	事項名	岡山県長期投資準備基金積立金		
E		前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額
		(5,497)	(12,297)	(12,297)
説明	岡山県長期投資準備基金条例に基づく運用益積立金			

()は一般財源

平成20年度 当初予算額事項別一覧

(単位:千円)

分類	事項名	岡山県財政調整基金積立金		
E	前年度予算額 () 191	本年度要求額 () 680	本年度予算額 () 680	
説明	岡山県財政調整基金条例に基づく運用益積立金			
分類	事項名	岡山県科学技術振興基金積立金		
E	前年度予算額 () 100	本年度要求額 () 412	本年度予算額 () 412	
説明	岡山県科学技術振興基金条例に基づく運用益積立金			
分類	事項名	岡山県県債管理基金積立金		
E	前年度予算額 () 54	本年度要求額 () 96	本年度予算額 () 96	
説明	岡山県県債管理基金条例に基づく運用益積立金			
分類	事項名	(新)地方公営企業等金融機構出資金		
E	前年度予算額 ()	本年度要求額 () 141,000	本年度予算額 () 141,000	
説明	地方公営企業等金融機構に対する出資金			

()は一般財源

平成20年度 当初予算額事項別一覧

(単位:千円)

分類	事項名	庁舎等整備費	
E	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額
	(1,986) 83,503	(177,192) 254,396	(177,192) 254,396
説明	県庁舎及び県公舎の整備に要する経費		
	1 県庁舎整備費		177,192
	2 県公舎整備費 津島桑の木公舎建替関連整備等		77,204
分類	事項名	土地開発基金繰出金	
E	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額
	() 2,729	() 4,923	() 4,923
説明	岡山県土地開発基金条例に基づく運用益等の繰出に要する経費		
分類	事項名	納税対策等補助金	
E	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額
	(542,769) 542,769	(539,473) 539,473	(539,473) 539,473
説明	県税の増収を図るための各種対策に要する経費		
	1 軽油引取税報償金		514,531
	2 産業廃棄物処理税報償金		18,578
	3 ゴルフ場利用税報償金等		6,364
分類	事項名	岡山県三木記念顕彰事業費	
E	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額
	() 6,301	() 6,201	() 6,201
説明	三木記念賞助成事業に要する経費		

()は一般財源

平成20年度 当初予算額事項別一覧

(単位:千円)

分類	事項名	公立大学法人岡山県立大学学術研究振興基金造成費		
E	前年度予算額 (210,654) 210,654	本年度要求額 ()	本年度予算額 ()	
説明	事業の終了			
分類	事項名	岡山県防災対策条例(仮称)制定事業費		
E	前年度予算額 (5,161) 5,161	本年度要求額 ()	本年度予算額 ()	
説明	事業の終了			
E分類計	前年度予算額 (8,841,745) 13,930,833	本年度要求額 (8,637,624) 14,136,320	本年度予算額 (8,492,609) 15,615,155	
一般会計計	前年度予算額 (194,833,676) 204,794,313	本年度要求額 (194,629,196) 204,981,303	本年度要求額 (194,803,703) 206,779,660	

()は一般財源

平成20年度 当初予算額事項別一覧

(単位:千円)

分類	事項名	公共用地等取得費	
特	前年度予算額 () 1,000,000	本年度要求額 () 1,000,000	本年度予算額 () 1,000,000
説明	<p>【岡山県公共用地等取得事業特別会計】</p> <p>公共用地の先行取得に要する経費</p>		
分類	事項名	証紙代金収納計器管理費	
特	前年度予算額 () 7,451,273	本年度要求額 () 7,007,322	本年度予算額 () 7,007,322
説明	<p>【岡山県収入証紙等特別会計】</p> <p>自動車税・自動車取得税の徴収及びその収納金の一般会計への繰出に要する経費</p> <p>1 自動車税・自動車取得税に係る一般会計繰出金 6,968,728</p> <p>2 証紙代金収納計器による自動車税・自動車取得税の徴収経費 38,594</p>		
分類	事項名	県債元金償還費	
特	前年度予算額 () 122,706,321	本年度要求額 () 142,093,026	本年度予算額 () 142,093,026
説明	<p>【岡山県公債管理特別会計】</p> <p>県債の元金償還(公営企業会計を除く)に要する経費</p> <p>1 一般会計実施事業分 82,513,568</p> <p>2 特別会計実施事業分 7,139,458</p> <p>3 借換債分 52,440,000</p>		
分類	事項名	県債利子償還費	
特	前年度予算額 () 23,067,635	本年度要求額 () 22,297,314	本年度予算額 () 22,297,314
説明	<p>【岡山県公債管理特別会計】</p> <p>県債の利子償還(公営企業会計を除く)等に要する経費</p> <p>1 一般会計実施事業分 20,739,800</p> <p>2 特別会計実施事業分 1,557,514</p>		

()は一般財源

平成20年度 当初予算額事項別一覧

(単位:千円)

分類	事項名	県債取扱事務費		
		前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額
特		()	()	()
		121,738	180,714	180,714
説明	【岡山県公債管理特別会計】			
	県債の償還及び借入に係る手数料(公営企業会計を除く)			
	1 一般会計実施事業分			173,001
	2 特別会計実施事業分			7,713
特別会計計		()	()	()
		154,346,967	172,578,376	172,578,376
計		()	()	()
		194,833,676	194,629,196	194,803,703
		359,141,280	377,559,679	379,358,036

()は一般財源

債務負担行為

(単位:千円)

事 項 名	期 間	限 度 額
岡山県職員住宅購入費	平成21年度から 平成36年度まで	地方職員共済組合岡山県支部が767,406千円を限度として借り入れる 投資不動産資金の償還金及び利息(年率3.7%以内)相当額並びに公租 公課実額の合計額
<p>〈説 明〉</p> <p style="margin-left: 40px;">地方職員共済組合の投資不動産資金で岡山市津島桑の木地区に建設する職員寮及び公舎建設費の 償還に要する経費</p>		

平成20年度

当初予算額一覧表

平成20年2月15日

企画振興部

平成 20 年度 当 初 予 算 額 一 覧 表

(単位:千円)

区 分	平成19年度当初予算額 (A)	平成 20 年度		(C)/(A)	
		当初要求額 (B)	当初予算額 (C)	(%)	
一 般 会 計	A 義務的経費	(783,118)	(882,897)	(882,897) (112.7)	
		3,045,982	2,206,092	2,206,092 72.4	
	B 公 共 事 業 費	一 般 公 共	()	()	() (-)
		災 害 復 旧	()	()	() (-)
		国 直 轄	()	()	() (-)
	C 国庫補助事業費	(147,361)	(167,887)	(167,887) (113.9)	
		926,438	1,473,869	1,473,869 159.1	
	D 基 準 行 政 運 営 費	人 件 費	(2,767,418)	(2,685,196)	(2,659,293) (96.1)
		運 営 費	(1,883,999)	(1,946,792)	(1,946,792) (103.3)
		2,415,877	2,475,610	2,475,610 102.5	
E 単県行政施策費	(3,100,791)	(3,352,711)	(3,351,875) (108.1)		
	7,754,237	8,413,280	8,412,444 108.5		
一 般 会 計 の 計	(8,682,687)	(9,035,483)	(9,008,744) (103.8)		
	17,087,839	17,429,473	17,402,734 101.8		
特 別 会 計 の 計					
	6,326,706	6,220,125	6,220,125 98.3		
合 計	(8,682,687)	(9,035,483)	(9,008,744) (103.8)		
	23,414,545	23,649,598	23,622,859 100.9		
企 業 会 計 の 計				-	

()は一般財源

平成20年度 当初予算額事項別一覧

(単位:千円)

分類	事項名	国庫支出金返納金		
A	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額	
	(1,000) 1,000	(1,000) 1,000	(1,000) 1,000	
説明	電源地域振興センター交付金の精算に係る返納金			
分類	事項名	市町村振興宝くじ交付金		
A	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額	
	() 1,294,567	() 1,322,463	() 1,322,463	
説明	市町村の財政資金の調達を図ることを目的として発売されている市町村振興宝くじ(サマージャンボ等)の収益金を(財)岡山市町村振興協会へ交付するもの			
分類	事項名	在外選挙人名簿登録事務費		
A	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額	
	() 732	() 732	() 732	
説明	国外に居住する選挙人を市町村が在外選挙人名簿に登録するために必要な経費に対する市町村交付金			

()は一般財源

平成20年度 当初予算額事項別一覧

(単位:千円)

分類	事項名	県知事選挙執行費	
A	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額
	()	(862,444)	(862,444)
		862,444	862,444
説明	平成20年11月11日任期満了に伴う県知事選挙の執行に要する経費		
分類	事項名	海区漁業調整委員会委員選挙執行費	
A	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額
	()	(19,453)	(19,453)
		19,453	19,453
説明	平成20年8月9日任期満了に伴う海区漁業調整委員会委員選挙の執行に要する経費		
分類	事項名	参議院議員選挙執行費	
A	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額
	(967,565)	()	()
説明	事業の終了		

()は一般財源

平成20年度 当初予算額事項別一覧

(単位:千円)

分類	事項名	県議会議員選挙執行費		
		前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額
A		(782,118)	()	()
	事業の終了	782,118		
説明				
A分類計		(783,118)	(882,897)	(882,897)
		3,045,982	2,206,092	2,206,092

()は一般財源

平成20年度 当初予算額事項別一覧

(単位:千円)

分類	事項名	(新)空港整備費		
		前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額
C		()	(28,100)	(28,100)
			562,000	562,000
説明	岡山空港における滑走路及び誘導路の舗装劣化が著しいため、舗装の改良を行うための経費			
分類	事項名	発電用施設周辺地域整備費		
		前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額
C		()	()	()
		249,489	267,346	267,346
説明	電源三法(発電用施設周辺地域整備法、特別会計に関する法律、電源開発促進税法)に基づき市町村が実施する公共用施設整備などへの交付金等			
	1 電源地域振興センター交付金交付費			128,173
	2 水力発電施設周辺地域交付金交付費			92,044
	3 地域自立的発展支援交付金交付費			26,667
	4 科学技術振興・普及事業費			20,000
	5 交付金事務等交付金			462
分類	事項名	国土調査費		
		前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額
C		(147,361)	(139,787)	(139,787)
		439,387	416,890	416,890
説明	国土調査法に基づき市町村が実施する地籍調査に要する経費等への補助			
	1 地籍調査費			411,953
	2 地籍調査指導事務費			4,937

平成20年度 当初予算額事項別一覧

(単位:千円)

分類	事項名	委託統計調査費		
C	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額	
	()	()	()	
	230,007	225,078	225,078	
説明	平成20年住宅・土地統計調査等、国の委託統計調査を実施するために要する経費			
分類	事項名	政党助成事務受託費		
C	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額	
	()	()	()	
	2,555	2,555	2,555	
説明	政党助成法に基づく事務処理に要する経費			
分類	事項名	参議院議員選挙臨時啓発費		
C	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額	
	()	()	()	
	5,000			
説明	事業の終了			
C分類計	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額	
	()	()	()	
	147,361	167,887	167,887	
	926,438	1,473,869	1,473,869	

()は一般財源

平成20年度 当初予算額事項別一覧

(単位:千円)

分類	事項名	岡山光量子科学研究所運営費		
D	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額	
	(71,205) 71,205	(59,812) 60,142	(59,812) 60,142	
説明	岡山光量子科学研究所の管理運営に要する経費			
分類	事項名	おかやま旧日銀ホール管理運営費		
D	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額	
	(28,239) 28,239	(27,859) 27,859	(27,859) 27,859	
説明	おかやま旧日銀ホールの管理運営に要する経費			
分類	事項名	航空企画推進費		
D	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額	
	(4,479) 4,479	(4,403) 4,403	(4,403) 4,403	
説明	岡山空港の機能充実を図るための関係機関との調整に要する経費			
分類	事項名	岡山空港運営費		
D	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額	
	(283,268) 780,115	(312,905) 801,936	(312,905) 801,936	
説明	岡南飛行場及び岡山空港の管理運営に要する経費			

()は一般財源

平成20年度 当初予算額事項別一覧

(単位:千円)

分類	事項名	情報政策推進費		
D	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額	
	(48,196) 48,196	(96,748) 96,748	(96,748) 96,748	
説明	情報政策業務の推進及び情報処理のための職員研修等に要する経費			
分類	事項名	電子計算組織運営費		
D	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額	
	(715,712) 715,712	(724,956) 724,956	(724,956) 724,956	
説明	税務や財務・給与等の電算処理業務の実施に要する経費			
分類	事項名	地域政策推進費		
D	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額	
	(36,889) 36,889	(39,573) 39,573	(39,573) 39,573	
説明	地域振興施策の推進に要する経費			
分類	事項名	国際交流施設管理運営費		
D	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額	
	(67,555) 69,360	(65,527) 67,345	(65,527) 67,345	
説明	岡山国際交流センターの管理運営及び国際交流ヴィラの修繕に要する経費			

()は一般財源

平成20年度 当初予算額事項別一覧

(単位:千円)

分類	事項名	渉外事務費		
D	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額	
	(4,929)	(4,296)	(4,296)	
	4,929	4,296	4,296	
説明	外国からの賓客等の来岡に対応するための経費			
分類	事項名	旅券発給事務費		
D	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額	
	(30,573)	(29,637)	(29,637)	
	30,573	29,637	29,637	
説明	旅券法に基づき海外渡航者に対し、旅券を発給する事務に要する経費			
分類	事項名	企画振興管理費		
D	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額	
	(52,206)	(49,757)	(49,757)	
	52,206	49,757	49,757	
説明	県政の重点施策や主要事業の調整等に要する経費			
分類	事項名	県民局管理運営費		
D	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額	
	(447,296)	(433,837)	(433,837)	
	447,296	433,837	433,837	
説明	県民局の管理運営及び庁舎維持管理に要する経費			

()は一般財源

平成20年度 当初予算額事項別一覧

(単位:千円)

分類	事項名	統計普及費		
		前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額
D		(10,292)	(9,983)	(9,983)
		10,337	10,013	10,013
説明	統計業務の研修・指導及び刊行物の発行等に要する経費			
分類	事項名	土地対策調整費		
		前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額
D		(6,532)	(6,104)	(6,104)
		7,405	6,704	6,704
説明	岡山県県土保全条例の施行及び土地利用の総合調整等に要する経費			
分類	事項名	吉備高原都市センター区等施設管理費		
		前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額
D		(66,233)	(71,525)	(71,525)
		67,968	78,897	78,897
説明	吉備高原都市センター区等の管理に要する経費			
分類	事項名	市町村行財政連絡調整費		
		前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額
D		(31,960)	(30,257)	(30,257)
		31,960	30,257	30,257
説明	市町村の行財政の連絡調整に要する経費			

()は一般財源

平成20年度 当初予算額事項別一覧

(単位:千円)

分類	事項名	企画振興部関係人件費		
D	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額	
	(2,767,418) 2,945,305	(2,685,196) 2,860,622	(2,659,293) 2,834,719	
説明	企画振興部職員に係る給与費			
人件費計	前年度予算額 (2,767,418) 2,945,305	本年度要求額 (2,685,196) 2,860,622	本年度予算額 (2,659,293) 2,834,719	
D分類計	前年度予算額 (4,651,417) 5,361,182	本年度要求額 (4,631,988) 5,336,232	本年度予算額 (4,606,085) 5,310,329	

()は一般財源

平成20年度 当初予算額事項別一覧

(単位:千円)

分類	事項名	光量子科学研究推進費		
E	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額	
	(23,546) 34,552	(29,863) 40,231	(29,863) 40,231	
説明	先端科学技術のキーサイエンスである光量子科学分野において、実用化にもつながる理論研究を推進するための経費			
	1 光量子科学研究推進費			29,803
	2 科学技術振興事業費			1,947
	3 「集まれ！科学好き」開催事業費			2,437
	4 物理チャレンジ2008開催事業費(新)			6,044
分類	事項名	倉敷チボリ公園事業促進費		
E	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額	
	(489,310) 1,196,293	(478,277) 893,560	(478,277) 893,560	
説明	倉敷チボリ公園が公共性・文化性あふれる県民の公園として安定的に発展するための経費			
	1 倉敷チボリ公園用地賃借料			598,293
	2 チボリ・ジャパン(株)貸付金			291,300
	3 県施設アイコン等撤去費			3,967
分類	事項名	ユニバーサルデザイン推進事業費		
E	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額	
	(17,607) 17,607	(18,864) 18,864	(18,864) 18,864	
説明	全県的にユニバーサルデザインの考え方の浸透を図り、すべての人が生涯のあらゆる局面において快適に安心して生活できる「誰もが暮らしやすいおかやまづくり」を推進するための経費			
	1 ユニバーサルデザイン推進事業費			6,825
	2 協働によるUD基盤づくり事業費			4,896
	3 まちかどUD協働推進事業費			5,135
	4 UDほっとステーション・サテライト事業費(新)			2,008

()は一般財源

平成20年度 当初予算額事項別一覧

(単位:千円)

分類	事項名	航空路線対策費		
E	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額	
	(53,755)	(59,567)	(59,567)	
	53,755	59,567	59,567	
説明	<p>岡山空港を西日本における中核的な国際空港として発展させることを目的として、既存路線の充実を図るとともに、旅客便における新規路線、さらには航空貨物便の運航促進を図るため、航空会社等に対する積極的なエアポートセールスを展開する経費</p>			
	1 定期路線等運航促進事業費		31,089	
	2 国際路線利用拡大事業費		15,705	
	3 航空貨物便運航促進事業費		4,422	
	4 国際新規路線利用促進事業費(新)		8,351	
分類	事項名	空路利用促進対策費		
E	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額	
	(54,851)	(49,214)	(49,214)	
	54,851	49,214	49,214	
説明	<p>岡山空港の路線の充実に向けて、利用者の増加を図るため、空路利用を促進する会等と一体となって利用促進活動を展開する経費</p>			
	1 企業・団体個別訪問要請事業費		1,459	
	2 空路利用促進対策事業費		46,855	
	3 岡山空港開港20周年記念事業費		900	

平成20年度 当初予算額事項別一覧

(単位:千円)

分類	事項名	空港整備促進関連費		
		前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額
E		(29,152)	(76,165)	(76,165)
		670,285	669,686	669,686
説明	岡山空港を真に西日本における国際拠点空港とするため、各施設の高機能化等に要する経費			
	1 岡山空港環境影響調査事業費			9,680
	2 岡山空港3Sプラン促進事業費			26,296
	3 岡山空港滑走路・誘導路舗装改良事業費			44,292
	4 岡山空港保安対策事業費			13,860
	5 岡山空港整備関連費			6,000
	6 岡南飛行場整備関連費			3,558
	7 ターミナルビル等整備費			566,000
分類	事項名	IT戦略推進費		
		前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額
E		(270,084)	(293,440)	(293,440)
		279,587	302,902	302,902
説明	地域情報網整備の促進に加え、地域の企業や団体がITを導入しやすい環境を整備することにより、県民生活を豊かにする様々なサービスの提供を促進するための経費			
	1 高度情報化等推進事業費			
	(1)高度情報化推進事業費			73,456
	(2)コミュニティIT・タウン推進モデル事業費			21,256
	(3)「情報リテラシー向上運動」推進費(新)			2,229
	2 情報通信基盤整備事業費			
	(1)「ケータイ」不感地域対策事業費			18,000
	(2)ブロードバンド・ゼロ解消促進事業費			16,000
	(3)ユビキタス社会実感モデル事業費			14,552
	3 情報システム最適化事業費(新)			29,914
	4 地域衛星通信ネットワーク等推進費			23,576
	5 行政情報化推進整備費			
	(1)電子申請システム推進整備費			39,539
	(2)文書管理システム推進整備費			61,611
	(3)公共施設予約システム推進整備費			2,769

平成20年度 当初予算額事項別一覧

(単位:千円)

分類	事項名	岡山情報ハイウェイ推進費		
E	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額	
	(162,328) 191,151	(137,064) 145,092	(137,064) 145,092	
説明	岡山情報ハイウェイのより高度な利活用を促進するため、安全で信頼性の高いネットワークの構築・運用に要する経費			
分類	事項名	県庁イントラネットシステム整備・運営費		
E	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額	
	(402,844) 402,844	(388,295) 388,295	(388,295) 388,295	
説明	総合行政ネットワーク及び県庁イントラネットシステムの運用経費			
分類	事項名	住民基本台帳ネットワークシステム化推進事業費		
E	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額	
	(153,809) 153,809	(153,809) 153,809	(153,809) 153,809	
説明	全国の市町村、都道府県を結ぶ住民基本台帳ネットワークシステムの運用に要する経費			

()は一般財源

平成20年度 当初予算額事項別一覧

(単位:千円)

分類	事項名	中山間地域活性化事業費	
E	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額
	(35,876) 35,876	(22,499) 22,499	(22,236) 22,236
説明	中国地方中山間地域振興協議会などによる調査・研究及び交流・定住による中山間地域活性化のための経費 1 中国地方中山間地域振興協議会共同事業費 1,145 2 おかやま田舎暮らしサポート事業費 500 【重点化事業】 3“おかやま晴れの国ぐらし”魅力発信事業費 14,176 【重点化事業】 4 ふるさと回帰促進事業費 (1)ふるさと回帰促進事業補助金 4,500 (2)UIターン等情報発信事業 415 (3)地域間交流促進モデル事業 1,500		
分類	事項名	(新)中山間地域等特別支援事業費【重点化事業】	
E	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額
	()	(277,000) 1,000,000	(277,000) 1,000,000
説明	限界集落問題をはじめとする課題を有する中山間地域の活性化を図るため、重点的・効果的に施策を推進するための経費 1 集落機能再編・強化事業費 10,000 2 地域交通自立促進支援事業費(限界集落特別対策) 30,000 3 中山間地域魅力づくり支援事業費 60,000 4 中山間地域等生活・交流基盤整備推進事業費 900,000		
分類	事項名	地域振興対策費	
E	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額
	(89,707) 89,707	(88,167) 88,167	(88,167) 88,167
説明	地域拠点施設の利用促進を図るとともに、地域づくりの新たな展開を支援するための経費 1 グリーンヒルズ津山利用促進等対策費 2,878 2 津山音楽文化ホール建設事業費補助金 83,167 3 地域づくり団体交流事業費 1,042 4 地域づくり“ふるさと”ネットワーク事業費 1,080		

平成20年度 当初予算額事項別一覧

(単位:千円)

分類	事項名	国際協力貢献推進費		
		前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額
E		(39,249) 40,039	(38,781) 39,571	(38,781) 39,571
説明	国際貢献のための人材育成や本県の特性を生かした国際協力・貢献活動の推進に要する経費 1 国際貢献推進事業費 (1) 国際貢献ボランティア養成講座開催事業費 1,100 (2) 国際貢献県民協働促進事業費 3,820 (3) 国際救援物資備蓄事業費 2,169 (4) 国際救援活動要員養成講座事業費 1,601 (5) 世界に翔けボランティア事業費 1,238 (6) 岡山発国際貢献活動推進事業費 5,500 (7) 国際貢献「はじめての一步」推進事業費 1,023 2 国際貢献ローカル・トゥ・ローカル技術移転事業費 23,120			
分類	事項名	国際交流・多文化共生推進費		
		前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額
E		(60,340) 89,435	(61,121) 83,514	(61,121) 83,514
説明	外国と友好関係を築き交流を進めることによる岡山からの情報発信を通じた世界との結びつきの強化及び外国人が暮らしやすい環境づくりや留学生への支援等に要する経費 1 国際交流事業推進費 (1) 国際交流事業推進費 20,876 (2) 岡山・韓国慶尚南道交流事業費(新) 7,657 (3) 外国青年招致事業費 40,402 2 多文化共生推進費 (1) 多文化共生推進事業費 2,125 (2) 地域の多文化共生活動促進事業費(新) 1,376 (3) 海外県人会活動促進事業費 2,438 (4) 私費外国人留学生対策事業費 8,640			

()は一般財源

平成20年度 当初予算額事項別一覧

(単位:千円)

分類	事項名	政策企画調査研究費		
E	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額	
	(38,783) 39,063	(40,575) 42,102	(40,002) 41,529	
説明	社会情勢の変化に伴う新たな行政課題や県民ニーズに対応した施策立案のための研究等に要する経費			
	1 政策企画調査研究費			17,671
	2 夢づくりチャレンジ県政政策研究会			1,871
	3 県政オピニオン会議			5,598
	4 科学技術政策調査研究事業費			5,042
	5 大学コンソーシアム連携等推進事業費			1,039
	6 コンベンション誘致・開催推進事業費			
	(1)コンベンション誘致・開催推進事業費			1,833
	【重点化事業】			
	(2)コンベンション誘致・開催”拠点力”強化事業費			6,948
	7 ルネスホール文化・芸術活動事業費			1,200
	8 水需給動態受託調査費			327
分類	事項名	県民局庁舎整備費		
E	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額	
	(26,549) 253,649	(81,217) 443,217	(81,217) 443,217	
説明	県民局庁舎の整備に要する経費			
	1 耐震改修費			407,217
	2 県民局庁舎整備事業費			36,000
分類	事項名	地方振興事業調整費		
E	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額	
	(557,000) 1,114,000	(527,000) 1,002,000	(527,000) 1,002,000	
説明	事業相互間の調整等を行うための経費			

()は一般財源

平成20年度 当初予算額事項別一覧

(単位:千円)

分類	事項名	岡山県単独統計調査費		
E	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額	
	(4,443) 4,994	(4,088) 4,655	(4,088) 4,655	
説明	県単独で行う人口の調査、県民経済計算及び産業連関表の作成等に要する経費			
	1 岡山県毎月流動人口調査費			1,681
	2 岡山県鉱工業指数作成費			467
	3 県民経済計算費			1,177
	4 産業連関表作成費			555
	5 指標算定費			775
分類	事項名	国土利用計画法関係費		
E	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額	
	(52,725) 53,155	(52,513) 59,917	(52,513) 59,917	
説明	国土利用計画法等に基づいて行う土地取引の届出の処理、地価調査等及び国土利用計画の調整及び国土利用計画(県計画)の改定等に要する経費			
	1 土地利用規制等対策費			7,037
	2 地価調査費			44,528
	3 土地基本調査費			7,404
	4 国土利用計画法関係費			948
分類	事項名	吉備高原都市活性化事業費		
E	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額	
	(20,687) 20,687	(22,909) 22,909	(22,909) 22,909	
説明	吉備高原都市の活性化に要する経費			

()は一般財源

平成20年度 当初予算額事項別一覧

(単位:千円)

分類	事項名	公共用地等取得事業特別会計繰出金		
E	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額	
	(262,594)	(228,159)	(228,159)	
	262,594	228,159	228,159	
説明	吉備高原都市自然レクリエーション区用地の取得等に係る特別会計への繰出金			
分類	事項名	市町村支援事業費		
E	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額	
	(4,140)	(6,576)	(6,576)	
	2,384,140	2,386,576	2,386,576	
説明	市町村合併に際して発生する臨時的な経費に対して交付する特別交付金などの市町村への支援及び夢づくり地域サミット開催等に要する経費			
	1 市町村合併啓発事業費		608	
	2 岡山市町村合併支援特別交付金		2,380,000	
	3 政令市移行支援事業費		2,762	
	4 地域サミット開催費		1,306	
	5 市町村関係団体助成費		1,900	
分類	事項名	移譲事務市町村交付金		
E	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額	
	(185,765)	(202,627)	(202,627)	
	185,765	202,627	202,627	
説明	条例に基づき県から市町村に移譲された事務を処理する市町村への交付金			
	1 移譲事務市町村交付金		61,952	
	2 移譲事務市町村交付金(平成17年度指針分)		140,675	

()は一般財源

平成20年度 当初予算額事項別一覧

(単位:千円)

分類	事項名	岡山市町村振興基金繰出金		
E	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額	
	(59,326)	(49,904)	(49,904)	
説明	市町村振興基金の運用益を当該基金へ繰り出すもの			
分類	事項名	地方財政事業受託調査費		
E	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額	
	(1,426)	(1,322)	(1,322)	
説明	公営企業金融公庫の委託を受けて実施する貸付金使途状況調査に要する経費			
分類	事項名	明るい選挙推進事業費		
E	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額	
	(7,422)	(6,921)	(6,921)	
説明	7,422	6,921	6,921	
	明るく正しい選挙を実現することを目的として、有権者の政治意識の向上を図るための普及啓発に要する経費 1 明るい選挙推進事業費 6,506 2 政治資金関係事務費 415			

()は一般財源

平成20年度 当初予算額事項別一覧

(単位:千円)

分類	事項名	県知事選挙臨時啓発費	
E	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額
	()	(8,000)	(8,000)
		8,000	8,000
説明	平成20年11月11日任期満了に伴う県知事選挙の投票参加を呼びかける臨時啓発に要する経費		
分類	事項名	地域元気づくり支援事業費	
E	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額
	(12,000)	()	()
	12,000		
説明	事業の終了		
分類	事項名	岡山県市町村振興センター建設助成費	
E	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額
	(41,006)	()	()
	41,006		
説明	事業の終了		

()は一般財源

平成20年度 当初予算額事項別一覧

(単位:千円)

分類	事項名	県議会議員選挙臨時啓発費		
		前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額
E		(5,219)	()	()
		5,219		
説明	事業の終了			
E分類計		(3,100,791)	(3,352,711)	(3,351,875)
		7,754,237	8,413,280	8,412,444
一般会計		(8,682,687)	(9,035,483)	(9,008,744)
の計		17,087,839	17,429,473	17,402,734

()は一般財源

平成20年度 当初予算額事項別一覧

(単位:千円)

分類	事項名	吉備高原都市建設用地取得管理費		
特	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額	
	()	()	()	
	5,720,144	5,652,543	5,652,543	
説明	<p>【岡山県公共用地等取得事業特別会計】</p> <p>吉備高原都市に係る住宅供給公社への貸付金等に要する経費</p>			
分類	事項名	県債元金償還費(36)		
特	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額	
	()	()	()	
	88,218	88,218	88,218	
説明	<p>【岡山県公共用地等取得事業特別会計】</p> <p>自然レクリエーション区取得に係る起債の元金償還に要する経費</p>			
分類	事項名	県債利子償還費(36)		
特	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額	
	()	()	()	
	19,559	18,150	18,150	
説明	<p>【岡山県公共用地等取得事業特別会計】</p> <p>自然レクリエーション区取得に係る起債の利子償還に要する経費</p>			
岡山県公共用地等取得事業特別会計	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額	
	()	()	()	
	5,827,921	5,758,911	5,758,911	

()は一般財源

平成20年度 当初予算額事項別一覧

(単位:千円)

分類	事項名	寄島干拓地等造成費		
特	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額	
	(47,526)	(55,455)	(55,455)	
説明	【岡山県港湾整備事業特別会計】 寄島干拓地の維持管理業務等に要する経費			
分類	事項名	県債元金償還費(39)		
特	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額	
	(390,570)	(344,919)	(344,919)	
説明	【岡山県港湾整備事業特別会計】 寄島干拓地整備事業に係る起債の元金償還に要する経費			
分類	事項名	県債利子償還費(39)		
特	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額	
	(60,405)	(59,760)	(59,760)	
説明	【岡山県港湾整備事業特別会計】 寄島干拓地整備事業に係る起債の利子償還に要する経費			
分類	事項名	県債取扱事務費(39)		
特	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額	
	(284)	(1,080)	(1,080)	
説明	【岡山県港湾整備事業特別会計】 寄島干拓地整備事業に係る起債の償還に要する手数料			
岡山県港湾整備事業特別会計	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額	
	(498,785)	(461,214)	(461,214)	
特別会計	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額	
	(6,326,706)	(6,220,125)	(6,220,125)	
計	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額	
	(8,682,687)	(9,035,483)	(9,008,744)	
	23,414,545	23,649,598	23,622,859	

()は一般財源

総務委員会資料（1）

平成20年度

当初予算額一覧表

平成20年2月15日

企 業 局

平成20年度当初予算額一覧表

企 業 局
(単位：千円)

区 分		平成19年度 当初予算額 (A)	平成20年度		(C)/(A) (%)	
			当初要求額 (B)	当初予算額 (C)		
電 気 事 業	収益	電気事業収益	2,452,527	2,437,321	2,437,321	99.4
	の 収 支	電気事業費用	2,325,523	2,298,127	2,298,127	98.8
		当年度純利益	127,004	139,194	139,194	109.6
		資本 的 収 支	資本的収入	1,502,460	8,888	8,888
	資本的支出		2,969,993	939,157	939,157	31.6
	資金過不足額		△ 1,467,533	△ 930,269	△ 930,269	63.4
工 業 用 水 道 事 業	収益	工業用水道事業収益	3,796,452	3,880,432	3,880,432	102.2
	の 収 支	工業用水道事業費用	3,361,463	3,279,814	3,279,814	97.6
		当年度純利益	434,989	600,618	600,618	138.1
		資本 的 収 支	資本的収入	2,023,177	67,969	67,969
	資本的支出		6,173,323	2,270,121	6,270,121	101.6
	資金過不足額		△ 4,150,146	△ 2,202,152	△ 6,202,152	149.4
合 計	収益	事業収益	6,248,979	6,317,753	6,317,753	101.1
	の 収 支	事業費用	5,686,986	5,577,941	5,577,941	98.1
		当年度純利益	561,993	739,812	739,812	131.6
		資本 的 収 支	資本的収入	3,525,637	76,857	76,857
	資本的支出		9,143,316	3,209,278	7,209,278	78.8
	資金過不足額		△ 5,617,679	△ 3,132,421	△ 7,132,421	127.0

平成20年度当初予算額事業別一覧表

電気事業会計

(単位：千円)

分類	科目		平成19年度	平成20年度		説明
	款	項	当初予算額	当初要求額	当初予算額	
収益	電気事業	営業収益	2,316,425	2,277,476	2,277,476	電力料 2,196,471 供給目標電力量 251,836MWh 単価 8.31円/kWh (総合 8.35円、卸供給 7.93円) 他会計からの負担金 71,599 その他 9,406
		財務収益	34,436	61,704	61,704	受取利息
		営業外収益	101,666	98,141	98,141	利子補給金ほか
		合計	2,452,527	2,437,321	2,437,321	
的収支	電気事業費用	営業費用	1,959,753	1,943,566	1,943,566	発電所運転経費 1,284,394 減価償却費ほか 659,172
		財務費用	289,969	268,592	268,592	支払利息
		営業外費用	65,801	75,969	75,969	消費税及び地方消費税 70,000 その他 5,969
		予備費	10,000	10,000	10,000	
		合計	2,325,523	2,298,127	2,298,127	
		財源内訳	国庫補助金 企業債 その他	2,325,523	2,298,127	2,298,127
	当年度純利益	127,004	139,194	139,194		

平成20年度当初予算額事業別一覧表

電気事業会計

(単位：千円)

分類	科目		平成19年度	平成20年度		説明
	款	項	当初予算額	当初要求額	当初予算額	
資本的収入	資	固定資産売却代金	50	50	50	
	本	一般会計からの負担金	2,410	4,318	4,318	
	的	工水会計からの負担金	0	4,520	4,520	
	収	他会計貸付金償還金	1,500,000	0	0	
	入	合計	1,502,460	8,888	8,888	
資本的支出	本	建設仮勘定	312,000	109,000	109,000	発電総合管理事務所（仮称）建設事業
	資	建設改良費	364,286	322,495	322,495	旭川建設改良事業 57,236 （制御用電源装置増設等） 新見建設改良事業 57,183 （自動電圧調整器取替等） 加茂建設改良事業 173,778 （電気調速機盤、励磁装置盤等取替等） その他 34,298
	的	企業債償還金	493,707	507,662	507,662	
	収	他会計貸付金	1,500,000	0	0	
	支	投資有価証券	300,000	0	0	
	出	合計	2,969,993	939,157	939,157	
	支	財源内訳				
	国庫補助金					
	企業債					
	その他	2,969,993	939,157	939,157		
	資金過不足額	△ 1,467,533	△ 930,269	△ 930,269	補てん財源 消費税等資本的収支調整額 20,133 過年度分損益勘定留保資金 910,136	

平成20年度当初予算額事業別一覧表

工業用水道事業会計

(単位：千円)

分類	科 目		平成19年度	平成20年度		説 明
	款	項	当初予算額	当初要求額	当初予算額	
収 益	工 業 用 水 道 事 業	営 業 収 益	3,656,556	3,685,564	3,685,564	給水収益 3,682,306 基本使用水量(日量) 559,660m ³ 給水工場数 106工場 その他 3,258
		財 務 収 益	53,712	100,301	100,301	受取利息
		営 業 外 収 益	83,300	82,183	82,183	受託工事収益ほか
		特 別 利 益	2,884	12,384	12,384	
		合 計	3,796,452	3,880,432	3,880,432	
支 費	工 業 用 水 道 事 業	営 業 費 用	2,671,726	2,608,817	2,608,817	工業用水給水経費 1,581,201 減価償却費ほか 1,027,616
		財 務 費 用	547,916	505,380	505,380	支払利息
		営 業 外 費 用	129,821	153,617	153,617	消費税及び地方消費税 140,000 その他 13,617
		予 備 費	12,000	12,000	12,000	
		合 計	3,361,463	3,279,814	3,279,814	
		財源内訳	国庫補助金 ----- 企業債 ----- その他	3,361,463	3,279,814	3,279,814
当 年 度 純 利 益			434,989	600,618	600,618	

平成20年度当初予算額事業別一覧表

工業用水道事業会計

(単位：千円)

分類	科目		平成19年度	平成20年度		説明
	款	項	当初予算額	当初要求額	当初予算額	
資本的収入	資	固定資産売却代金	100	100	100	
	本	負担金	123,077	67,869	67,869	笠岡共用導水路改良工事
	的	他会計貸付金償還金	1,900,000	0	0	
	入	合計	2,023,177	67,969	67,969	
資本的支出	資	建設改良費	625,056	299,981	299,981	水島建設改良事業 122,824 (西之浦1・2号沈殿池排泥電動弁取替等) 笠岡建設改良事業 125,139 (船穂遠方監視制御設備取替等) その他 52,018
	本	企業債償還金	948,267	970,140	970,140	
	的	他会計貸付金	3,900,000	0	4,000,000	
	支	投資有価証券	700,000	1,000,000	1,000,000	
		合計	6,173,323	2,270,121	6,270,121	
	出	財源内訳				
	国庫補助金					
	企業債					
	その他	6,173,323	2,270,121	6,270,121		
	資金過不足額	△ 4,150,146	△ 2,202,152	△ 6,202,152	補てん財源 消費税等資本的収支調整額 11,055 過年度分損益勘定留保資金 4,559,746 当年度分損益勘定留保資金 1,021,351 繰越利益剰余金処分額 610,000	

総務委員会資料

平成20年度

当初予算額一覧表

平成20年2月15日

出納局, 議会事務局, 人事委員会事務局, 監査事務局

平成20年度当初予算額一覧表

(単位:千円)

区 分	平成19年度当初予算額 (A)	平成20年度		(C)/(A) (%)
		当初要求額(B)	当初予算額(C)	
一	()	()	()	()
A 義務的経費	10,000	10,000	10,000	100.0
B 公共事業費	()	()	()	()
C 国庫補助事業費	()	()	()	()
般	(522,390)	(519,107)	(491,056)	(94.0)
D 人件費	522,390	519,107	491,056	94.0
基準	(330,538)	(336,679)	(336,679)	(101.9)
行政 運営費	330,828	336,936	336,936	101.8
運営費	(852,928)	(855,786)	(827,735)	(97.0)
計	853,218	856,043	827,992	97.0
E 単県行政施策費	()	(177,199)	(177,199)	()
	(852,928)	(1,032,985)	(1,004,934)	(117.8)
一般会計の計	863,218	1,043,242	1,015,191	117.6
岡山県収入証紙等特別会計	3,690,358	3,679,719	3,679,719	99.7
岡山県用品調達特別会計	1,345,944	1,096,856	1,096,856	81.5
特別会計の計	5,036,302	4,776,575	4,776,575	94.8
	(852,928)	(1,032,985)	(1,004,934)	(117.8)
合計	5,899,520	5,819,817	5,791,766	98.2

()は一般財源

平成20年度当初予算額事項別一覧

出納局
(単位:千円)

分類	事項名	小切手支払未済償還金		
A	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額	
	() 10,000	() 10,000	() 10,000	
説明	支払い後一年を経過した隔地払金で、債権者からの請求に対する支払い経費			
A分類計	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額	
	() 10,000	() 10,000	() 10,000	

()は一般財源

平成20年度当初予算額事項別一覧

出納局
(単位:千円)

分類	事項名	出納局職員費		
D	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額	
	(522,390)	(519,107)	(491,056)	
	522,390	519,107	491,056	
説明	出納局関係職員に係る給与費			
分類	事項名	金銭出納事務費		
D	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額	
	(213,711)	(211,787)	(211,787)	
	213,711	211,787	211,787	
説明	岡山県の歳入歳出に関する出納、決算、審査、給与・旅費支給事務、総務事務の集中化に要する経費			
	金銭出納経費		97,147	
	収入証紙等特別会計繰出金		114,247	
	政府調達苦情検討委員会経費		393	
分類	事項名	物品出納事務費		
D	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額	
	(116,827)	(124,892)	(124,892)	
	117,117	125,149	125,149	
説明	物品・庁用自動車の出納・管理に要する経費			
	物品出納経費		4,127	
	庁用自動車管理費		121,022	
D分類計	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額	
	(852,928)	(855,786)	(827,735)	
	853,218	856,043	827,992	

()は一般財源

平成20年度当初予算額事項別一覧

出納局
(単位:千円)

分類	事項名	(新)総務事務システム整備費【重点化事業】		
E	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額	
	()	(177,199)	(177,199)	
説明	人事管理、給与、旅費等の総務事務について全庁的な集中処理を行う総務事務システムを整備する経費			
E分類計	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額	
	(0)	(177,199)	(177,199)	
一般会計	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額	
の計	(852,928)	(1,032,985)	(1,004,934)	
	863,218	1,043,242	1,015,191	

()は一般財源

平成20年度当初予算額事項別一覧

出納局
(単位:千円)

分類	事項名	収入証紙管理費		
岡山県収入 証紙等特別 会計	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額	
	()	()	()	
	3,690,358	3,679,719	3,679,719	
説明	岡山県の発行する証紙により、使用料・手数料及び特定の県税の収入を行うのに要する経費			
	収入証紙印刷代		8,600	
	収入証紙売りさばき手数料 等		105,647	
	収入証紙過誤納還付金 等		3,748	
	他会計への繰出金		3,561,724	
岡山県収入 証紙等特別 会計の計	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額	
	()	()	()	
	3,690,358	3,679,719	3,679,719	

()は一般財源

平成20年度当初予算額事項別一覧

出納局
(単位:千円)

分類	事項名	用品調達事業費	
岡山県用品調達特別会計	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額
	() 1,345,944	() 1,096,856	() 1,096,856
説明	行政各部門が必要とする物品を、効果的かつ迅速に調達するための経費		
	用品調達及び配送事業費		1,069,962
	用品調達事業費		24,916
	物品総合整備事業費		1,978
岡山県用品調達特別会計の計	前年度予算額 () 1,345,944	本年度要求額 () 1,096,856	本年度予算額 () 1,096,856
特別会計の計	前年度予算額 () 5,036,302	本年度要求額 () 4,776,575	本年度予算額 () 4,776,575
出納局の計	前年度予算額 (852,928) 5,899,520	本年度要求額 (1,032,985) 5,819,817	本年度予算額 (1,004,934) 5,791,766

()は一般財源

債務負担行為(当初)

出納局
(単位:千円)

事項名	期間	限度額	財源内訳			
			国庫	地方債	その他	一般
物品出納	平成21年度から 平成29年度まで	73,999				73,999
事務費	平成21年度から 平成24年度まで	12,896				12,896

<説明>

庁用自動車のリース化・管理一元化経費

事項名	期間	限度額	財源内訳			
			国庫	地方債	その他	一般
総務事務システム整備費	平成21年度から 平成21年度まで	33,164				33,164

<説明>

総務事務システム開発経費

平成20年度当初予算額一覧表

(単位:千円)

区 分	平成19年度当初 予算額 (A)	平成 20年度		(C)/(A) (%)		
		当初要求額 (B)	当初予算額 (C)			
一 般 会 計	A 義務的経費	()	()	()	(-)	
	B 公 共 事業費	一般公共	()	()	()	(-)
		災害復旧	()	()	()	(-)
		国直轄	()	()	()	(-)
	C 国庫補助事業費	()	()	()	(-)	
	D 基 準 行 政 運 営 費	人 件 費	(1,150,557)	(1,153,749)	(1,153,749)	(100.3)
		運 営 費	(567,878)	(493,316)	(493,316)	(86.9)
	E 単県行政施策費	()	()	()	(-)	
	一般会計の計	(1,718,435)	(1,647,065)	(1,647,065)	(95.8)	
	特別会計の計				-	
合 計	(1,718,435)	(1,647,065)	(1,647,065)	(95.8)		
企業会計の計				-		

()は一般財源

平成20年度当初予算額事項別一覧

議会事務局
(単位:千円)

分類	事項名	議会運営費		
D	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額	
	(1,362,503)	(1,289,995)	(1,289,995)	
	1,362,503	1,289,995	1,289,995	
説明	議員報酬及び議会の運営経費			
分類	事項名	議員公舎費		
D	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額	
	(5,522)	(1,647)	(1,647)	
	5,522	1,647	1,647	
説明	議員公舎の管理経費			
分類	事項名	議会事務局職員費		
D	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額	
	(311,036)	(314,228)	(314,228)	
	311,036	314,228	314,228	
説明	人件費36名分			
分類	事項名	議会事務局運営費		
D	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額	
	(25,614)	(29,785)	(29,785)	
	25,614	29,785	29,785	
説明	議会事務局の運営経費			

()は一般財源

平成20年度当初予算額事項別一覧

議会事務局
(単位:千円)

分類	事項名	議会史編さん費		
D	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額	
	(13,760)	(11,410)	(11,410)	
	13,760	11,410	11,410	
説明	議会史の編さん経費			
D分類計	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額	
	(1,718,435)	(1,647,065)	(1,647,065)	
	1,718,435	1,647,065	1,647,065	
一般会計 の計	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額	
	(1,718,435)	(1,647,065)	(1,647,065)	
	1,718,435	1,647,065	1,647,065	
議会事務局 の計	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額	
	(1,718,435)	(1,647,065)	(1,647,065)	
	1,718,435	1,647,065	1,647,065	

()は一般財源

平成20年度当初予算額一覧表

人事委員会事務局
(単位:千円)

区 分	平成19年度当初 予算額 (A)	平成 20 年 度		(C) / (A) (%)		
		当初要求額 (B)	当初予算額 (C)			
一 般 公 共 事 業 費	A 義務的経費	()	()	()	()	
	B 公 共 事 業 費	一般公共	()	()	()	()
		災害復旧				
		国直轄				
	C 国庫補助事業費	()	()	()	()	
	D 基 準 行 政 運 営 費	人件費	(114,901)	(113,041)	(113,041)	(98.4)
			114,901	113,041	113,041	98.4
		運営費	(29,597)	(28,923)	(28,923)	(97.7)
	計		30,070	29,315	29,315	97.5
		E 単県行政施策費	()	()	()	()
一般会計の計	(144,498)	(141,964)	(141,964)	(98.2)		
	144,971	142,356	142,356	98.2		
特別会計の計						
合 計	(144,498)	(141,964)	(141,964)	(98.2)		
	144,971	142,356	142,356	98.2		
企業会計の計	()	()	()	()		

()は一般財源

平成20年度当初予算額事項別一覧

人事委員会事務局
(単位:千円)

分類	事項名	人事委員会費		
D	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額	
	(8,468)	(8,184)	(8,184)	
	8,468	8,184	8,184	
説明	人事委員会委員の報酬並びに費用弁償に要する経費			
分類	事項名	人事委員会事務局職員費		
D	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額	
	(114,901)	(113,041)	(113,041)	
	114,901	113,041	113,041	
説明	人件費14名分			
分類	事項名	人事委員会事務局運営費		
D	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額	
	(21,129)	(20,739)	(20,739)	
	21,602	21,131	21,131	
説明	人事委員会事務局及び受託公平委員会の運営に要する経費			
D分類計	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額	
	(144,498)	(141,964)	(141,964)	
	144,971	142,356	142,356	
一般会計 の計	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額	
	(144,498)	(141,964)	(141,964)	
	144,971	142,356	142,356	
人事委員会 事務局の計	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額	
	(144,498)	(141,964)	(141,964)	
	144,971	142,356	142,356	

()は一般財源

平成20年度当初予算額一覧表

(単位:千円)

区 分	平成19年度当初予算額 (A)	平成20年度		(C)/(A) (%)
		当初要求額(B)	当初予算額(C)	
一	()	()	()	()
A 義務的経費	()	()	()	()
B 一般公共 事業費	()	()	()	()
	()	()	()	()
	()	()	()	()
	()	()	()	()
C 国庫補助事業費	()	()	()	()
D 基準人件費 行政 運営費	(182,748)	(185,675)	(185,675)	(101.6)
	182,748	185,675	185,675	101.6
	(13,559)	(14,055)	(14,055)	(103.7)
	13,559	14,055	14,055	103.7
E 単県行政施策費	()	()	()	()
一般会計の計	(196,307)	(199,730)	(199,730)	(101.7)
	196,307	199,730	199,730	101.7
特別会計の計				
合 計	(196,307)	(199,730)	(199,730)	(101.7)
	196,307	199,730	199,730	101.7
企業会計の計				

()は一般財源

平成20年度当初予算額事項別一覧

監査事務局
(単位:千円)

分類	事項名	監査委員費		
D	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額	
	(21,224)	(22,170)	(22,170)	
	21,224	22,170	22,170	
説明	監査委員の報酬及びその活動に要する経費			
分類	事項名	監査事務局職員費		
D	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額	
	(162,784)	(165,614)	(165,614)	
	162,784	165,614	165,614	
説明	人件費16名分			
分類	事項名	監査事務局運営費		
D	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額	
	(12,299)	(11,946)	(11,946)	
	12,299	11,946	11,946	
説明	財務(定期)監査、行政監査及び財政的援助団体等の監査に要する経費			
D分類計	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額	
	(196,307)	(199,730)	(199,730)	
	196,307	199,730	199,730	
一般会計 の計	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額	
	(196,307)	(199,730)	(199,730)	
	196,307	199,730	199,730	
監査事務局 の計	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額	
	(196,307)	(199,730)	(199,730)	
	196,307	199,730	199,730	

()は一般財源

総務委員会資料(Ⅲ)

2月定例会主要事項

- 岡山県附属機関条例等の一部を改正する条例 …………… P 1
- 岡山県公益認定等委員会条例 …………… P 1 2
- 岡山県職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例 …… P 1 5
- 岡山県職員等定数条例の一部を改正する条例 …………… P 2 0
- 岡山県税条例の一部を改正する条例 …………… P 2 3
- 岡山県防災対策基本条例 …………… P 2 6
- 地方公営企業等金融機構出資について …………… P 4 5
- 包括外部監査契約の締結について …………… P 4 6

平成20年2月15日

総 務 部

岡山県附属機関条例等の一部を改正する条例案要綱

担当課 総務部総務学事課ほか

項 目	記 載 欄
案の内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 岡山県行政情報公開条例及び岡山県個人情報保護条例の規定による諮問に係る不服申立てについての調査審議及び意見の具申に関する事務を担当する岡山県行政情報公開・個人情報保護審査会を設置し，岡山県行政情報公開審査会及び岡山県個人情報保護審査会を廃止する。 2 岡山県消費者苦情処理委員会が担任する岡山県消費生活条例に定める消費者苦情に係るあっせん又は調停及び訴訟に対する援助に係る意見の具申に関する事務を，岡山県消費生活懇談会が担任することとし，岡山県消費者苦情処理委員会を廃止する。 3 岡山県環境保全委員会が担任する岡山県環境基本条例の規定による環境の保全に関する提言についての調査審議及び意見書の提出に関する事務を，岡山県環境審議会が担任することとし，岡山県環境保全委員会を廃止する。 4 岡山県健康の森学園運営協議会を廃止する。 5 岡山県社会教育委員及び岡山県教科用図書選定審議会の委員の定数を15人以内（現行20人）に改める。 6 その他規定の整備を行う。
改正理由	<p>改訂第3次岡山県行財政改革大綱に基づき，簡素で効率的な行政システムを構築するため，その審議内容が類似する審議会の統廃合を行う等所要の改正を行う必要がある。</p>
案と予算措置との関係	<p>なし</p>
備 考	

岡山県附属機関条例等の一部を改正する条例

(岡山県附属機関条例の一部改正)

第一条 岡山県附属機関条例(昭和二十七年岡山県条例第九十二号)の一部を次のように改正する。

第四条中「この条例」を「この条例及び他の条例」に、「外」を「ほか」に改める。

別表第一岡山県三木記念事業基金運営審議会の項の次に次のように加える。

岡山県行政情報公開・個人情報保護審査会	岡山県行政情報公開条例(平成八年岡山県条例第三号)及び岡山県個人情報保護条例(平成十四年岡山県条例第三号)の規定による諮問に係る不服申立てについての調査審議及び意見の具申に関する事務
---------------------	---

別表第一岡山県行政情報公開制度運営審議会の項中「(平成八年岡山県条例第三号)」及び「(平成十四年岡山県条例第三号)」を削り、同表岡山県消費生活懇談会の項中「具申」の下に「並びに岡山県消費生活条例(平成十七年岡山県条例第十四号)に定める消費者苦情に係るあつせん又は調停及び訴訟に対する援助に係る意見の具申」を加え、同表岡山県消費者苦情処理委員会の項及び岡山県環境保全委員会の項を削る。

(岡山県行政情報公開条例の一部改正)

第二条 岡山県行政情報公開条例(平成八年岡山県条例第三号)の一部を次のように改正する。

第七条第一号中「第二十六条」を「第二十五条」に改める。

第十七条の見出しを「(岡山県行政情報公開・個人情報保護審査会への諮問)」に改め、同条中「岡山県行政情報公開審査会」を「岡山県行政情報公開・個人情報保護審査会(岡山県附属機関条例(昭和二十七年岡山県条例第九十二号)に基づく岡山県行政情報公開・個人情報保護審査会をいう。以下「審査会」という。)」に改める。

第十八条中「第二十一条」を「第二十条」に改める。

第二十条を削る。

第二十一条第四項中「第二十三条第一項」を「第二十二條第一項」に改め、同条を第二十条とし、第二十二條を第二十一条とし、第二十三條を第二十二條とし、第二十四條を第二十三條とし、同条の次に次の一条を加える。

(委員の秘密保持義務)

第二十四条 審査会の委員は、この条例に基づき職務上知ることができた秘密を漏らしてはならぬ

い。その職を退いた後も同様とする。

第二十五条を削り、第二十六条を第二十五条とし、第二十七条を第二十六条とし、第二十七条の二を第二十七条とする。

第三十四条中「(昭和二十七年岡山県条例第九十二号)」を削る。

第三十六条中「第二十条第七項」を「第二十四条」に改める。

(岡山県個人情報保護条例の一部改正)

第三条 岡山県個人情報保護条例(平成十四年岡山県条例第三号)の一部を次のように改正する。

目次中「岡山県個人情報保護審査会」を「岡山県行政情報公開・個人情報保護審査会」に、「第四十五条」を「第四十四条」に、「第四十六条」を「第四十五条」に改める。

第三十六条第一項中「次条第四号」を「第三十七条第四号」に改める。

第三十七条の見出しを「(岡山県行政情報公開・個人情報保護審査会への諮問)」に改め、同条中「第四十一条」を「第四十条」に、「岡山県個人情報保護審査会」を「岡山県行政情報公開・個人情報保護審査会(岡山県附属機関条例(昭和二十七年岡山県条例第九十二号)に基づく岡山県行政情報公開・個人情報保護審査会をいう。以下「審査会」という。)」に改める。

第三十八条中「第四十一条」を「第四十条」に改める。

「第四章 岡山県個人情報保護審査会」を「第四章 岡山県行政情報公開・個人情報保護審査会」に改める。

第四十条を削る。

第四十一条第四項中「第四十三条第一項」を「第四十二条第一項」に改め、第四章中同条を第四十条とし、第四十二条を第四十一条とし、第四十三条を第四十二条とし、第四十四条を第四十三条とし、同条の次に次の一条を加える。

(委員の秘密保持義務)

第四十四条 審査会の委員は、この条例に基づく職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

第四十五条を削り、第五章中第四十六条を第四十五条とし、第四十七条を第四十六条とし、第四十七条の二を第四十七条とする。

第四十九条中「(昭和二十七年岡山県条例第九十二号)」を削る。

第五十四条中「第四十条第七項」を「第四十四条」に改める。

(岡山県消費生活条例の一部改正)

第四条 岡山県消費生活条例(平成十七年岡山県条例第十四号)の一部を次のように改正する。

第二十八条中「岡山県消費者苦情処理委員会（岡山県附属機関条例に基づく岡山県消費者苦情処理委員会をいう。第三十条並びに第三十一条第一項及び第二項において「委員会」という。）」を削る。

第三十条（見出しを含む。）並びに第三十一条第一項及び第二項中「委員会」を「懇談会」に改める。

第三十四条中「及び第十八条第二項」を「第十八条第二項並びに第三十一条第一項及び第二項」に改める。

（岡山県環境基本条例の一部改正）

第五条 岡山県環境基本条例（平成八年岡山県条例第三十号）の一部を次のように改正する。

目次中「岡山県環境保全委員会」を「岡山県環境審議会」に改める。

第十条第四項中「岡山県環境審議会」の下に「（第二十五条及び第二十七条において「審議会」という。）」を加える。

「第三章 岡山県環境保全委員会への提言」を「第三章 岡山県環境審議会への提言」に改める。

第二十五条中「岡山県附属機関条例（昭和二十七年岡山県条例第九十二号）に基づく岡山県環境保全委員会（第二十七条において「委員会」という。）」を「審議会」に改める。

第二十七条中「委員会」を「審議会」に改める。

（岡山県健康の森学園条例の一部改正）

第六条 岡山県健康の森学園条例（平成二年岡山県条例第二十八号）の一部を次のように改正する。

第三条を削り、第四条を第三条とする。

第五条中「第十二条第一項」を「第十二条第一項」に改め、同条を第四条とし、第六条から第八条までを一条ずつ繰り上げる。

第九条第一項中「第七条第一項」を「第六条第一項」に、「第七条第二項」を「第六条第二項」に改め、同条第二項中「第七条第一項」を「第六条第一項」に改め、同条を第八条とする。

第十条第一項中「第七条第一項」を「第六条第一項」に改め、同条を第九条とし、第十一条を第十条とする。

第十二条中「第六条」を「第五条」に改め、同条を第十一条とし、第十三条から第十七条までを一条ずつ繰り上げる。

別表中「（第十条関係）」を「（第九条関係）」に改める。

（岡山県社会教育委員の定数及び任期に関する条例の一部改正）

第七条 岡山県社会教育委員の定数及び任期に関する条例（昭和二十四年岡山県条例第六十四号）の一部を次のように改正する。

第二条中「二十名」を「十五名以内」に改める。

（岡山県教科用図書選定審議会の委員の定数に関する条例の一部改正）

第八条 岡山県教科用図書選定審議会の委員の定数に関する条例（昭和三十九年岡山県条例第五十九号）の一部を次のように改正する。

本則中「二十人」を「十五人以内」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

（岡山県行政情報公開審査会及び岡山県個人情報保護審査会の廃止並びに岡山県行政情報公開・個人情報保護審査会の設置に伴う経過措置）

2 この条例の施行前に岡山県行政情報公開審査会又は岡山県個人情報保護審査会にされた諮問でこの条例の施行の際当該諮問に対する答申がされていないものは第一条の規定による改正後の岡山県附属機関条例に基づく岡山県行政情報公開・個人情報保護審査会（以下「新審査会」という。）にされた諮問とみなし、当該諮問について岡山県行政情報公開審査会又は岡山県個人情報保護審査会がした調査審議の手続は新審査会がした調査審議の手続とみなす。

（秘密保持義務に関する経過措置）

3 岡山県行政情報公開審査会又は岡山県個人情報保護審査会の委員であつた者に係るその職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない義務については、第二条及び第三条の規定の施行後も、なお従前の例による。

改正理由

改訂第三次岡山県行財政改革大綱に基づき、簡素で効率的な行政システムを構築するため、その審議内容が類似する審議会の統廃合を行う等所要の改正を行う必要がある。

<p>岡山県消費生活懇談会</p>	<p>消費生活に関する重要事項の調査審議及び意見の具申並びに岡山県消費生活条例（平成十七年岡山県条例第十四号）に定める消費者苦情に係るあつせん又は調停及び訴訟に対する援助に係る意見の具申に関する事務</p>
<p>略</p>	

<p>岡山県消費生活懇談会</p>	<p>消費生活に関する重要事項の調査審議及び意見の具申に関する事務</p>
<p>岡山県消費者苦情処理委員会</p>	<p>岡山県消費生活条例（平成十七年岡山県条例第十四号）に定める消費者苦情に係るあつせん又は調停及び訴訟に対する援助に係る意見の具申に関する事務</p>
<p>岡山県環境保全委員会</p>	<p>岡山県環境基本条例（平成八年岡山県条例第三十号）の規定による環境の保全に関する提言についての調査審議及び意見書の提出に関する事務</p>
<p>略</p>	

岡山県附属機関条例新旧対照表（第一条関係）

		新		旧	
略	岡山県行政情報公開 制度運営審議会	岡山県行政情報公開 条例（平成八年岡山県条例 第三号）及び岡山県個人情報保護条例（平成十 四年岡山県条例第三号）の規定による諮問に係 る不服申立てについての調査審議及び意見の具 申に関する事務	（その他） 第四条 この条例及び他の条例に定めるもののほか、附属機関の運営、組 織等に関し必要な事項は、知事又は教育委員会が定める。 別表第一（第二条関係）	（その他） 第四条 この条例に定めるものの外、附属機関の運営、組織等に関し必要 な事項は、知事又は教育委員会が定める。 別表第一（第二条関係）	
	岡山県行政情報公開 制度運営審議会	岡山県行政情報公開条例（平成八年岡山県条例 第三号）及び岡山県個人情報保護条例（平成十 四年岡山県条例第三号）の規定による諮問に係 る不服申立てについての調査審議及び意見の具 申に関する事務	略	略	略
略	岡山県行政情報公開 制度運営審議会	岡山県行政情報公開条例（平成八年岡山県条例 第三号）及び岡山県個人情報保護条例（平成十 四年岡山県条例第三号）の規定による諮問に係 る不服申立てについての調査審議及び意見の具 申に関する事務	（その他） 第四条 この条例に定めるものの外、附属機関の運営、組織等に関し必要 な事項は、知事又は教育委員会が定める。 別表第一（第二条関係）	（その他） 第四条 この条例に定めるものの外、附属機関の運営、組織等に関し必要 な事項は、知事又は教育委員会が定める。 別表第一（第二条関係）	
	岡山県行政情報公開 制度運営審議会	岡山県行政情報公開条例（平成八年岡山県条例 第三号）の規定による行政情報の公開の総合的 な推進に関する重要施策についての調査審議及 び意見の具申並びに岡山県個人情報保護条例（ 平成十四年岡山県条例第三号）の規定による個 人情報の保護に関する重要施策についての調査 審議及び意見の具申に関する事務	略	略	略

(審査会の調査権限)

第二十條 1、3略

4 第一項及び前項に定めるもののほか、審査会は、不服申立てに係る事件に関し、不服申立人、参加人又は諮問庁（次条及び第二十二條第一項において「不服申立人等」という。）に意見書又は資料の提出を求め、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができ

第二十一條、第二十三條略

(委員の秘密保持義務)

第二十四條 審査会の委員は、この条例に基づく職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

第二十五條・第二十六條略

第二十七條 略

(行政情報公開制度運営審議会への諮問)

第三十四條 実施機関は、行政情報の公開を総合的に推進するための重要施策の立案及び実施に当たっては、岡山県行政情報公開制度運営審議会（岡山県附属機関条例に基づく岡山県行政情報公開制度運営審議会をいう。）の意見を聴かなければならない。

(罰則)

第三十六條 第二十四條の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

7 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(審査会の調査権限)

第二十一條 1、3略

4 第一項及び前項に定めるもののほか、審査会は、不服申立てに係る事件に関し、不服申立人、参加人又は諮問庁（次条及び第二十三條第一項において「不服申立人等」という。）に意見書又は資料の提出を求め、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができ

第二十二條、第二十四條略

(委任)

第二十五條 第二十條から前条までに定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、知事が定める。

第二十六條・第二十七條略

第二十七條の二 略

(行政情報公開制度運営審議会への諮問)

第三十四條 実施機関は、行政情報の公開を総合的に推進するための重要施策の立案及び実施に当たっては、岡山県行政情報公開制度運営審議会（岡山県附属機関条例（昭和二十七年岡山県条例第九十二号）に基づく岡山県行政情報公開制度運営審議会をいう。）の意見を聴かなければならない。

(罰則)

第三十六條 第二十条第七項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

岡山県行政情報公開条例新旧対照表（第二条関係）

新

旧

（公文書の開示義務）

第七条 実施機関は、開示請求があつたときは、開示請求に係る公文書に次の各号のいずれかに該当する情報（以下「非開示情報」という。）が記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。

- 一 法令若しくは条例（次号及び第二十五条において「法令等」という。）の定めるところにより公にすることができないとされている情報又は実施機関が法律若しくはこれに基づく政令の規定により従わなければならない各大臣等の指示その他これに類する行為により公にすることができない情報

二 七略

（岡山県行政情報公開・個人情報保護審査会への諮問）

第十七条 開示決定等について行政不服審査法に基づく不服申立てがあつたときは、当該不服申立てに係る処分庁又は審査庁は、次に掲げる場合を除き、速やかに、岡山県行政情報公開・個人情報保護審査会（岡山県附属機関条例（昭和二十七年岡山県条例第九十二号）に基づく岡山県行政情報公開・個人情報保護審査会をいう。以下「審査会」という。）に諮問し、その答申を尊重して、当該不服申立てに対する決定又は裁決をしなければならない。

一・二略

（諮問をした旨の通知）

第十八条 前条の規定により諮問をした処分庁又は審査庁（第二十条において「諮問庁」という。）は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

一 三略

（公文書の開示義務）

第七条 実施機関は、開示請求があつたときは、開示請求に係る公文書に次の各号のいずれかに該当する情報（以下「非開示情報」という。）が記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。

- 一 法令若しくは条例（次号及び第二十六条において「法令等」という。）の定めるところにより公にすることができないとされている情報又は実施機関が法律若しくはこれに基づく政令の規定により従わなければならない各大臣等の指示その他これに類する行為により公にすることができない情報

二 七略

（行政情報公開審査会への諮問）

第十七条 開示決定等について行政不服審査法に基づく不服申立てがあつたときは、当該不服申立てに係る処分庁又は審査庁は、次に掲げる場合を除き、速やかに、岡山県行政情報公開審査会に諮問し、その答申を尊重して、当該不服申立てに対する決定又は裁決をしなければならない。

一・二略

（諮問をした旨の通知）

第十八条 前条の規定により諮問をした処分庁又は審査庁（第二十一条において「諮問庁」という。）は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

一 三略

（岡山県行政情報公開審査会）

第二十条 第十七条の規定による諮問に応じ不服申立てについて調査審議をするため、岡山県行政情報公開審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会は、前項に規定する調査審議を通じて必要があると認めるときは、実施機関に意見を具申することができる。

3 審査会は、委員五人以内で組織する。

4 委員は、識見を有する者のうちから知事が任命する。

5 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、

(審査会の調査権限)

第四十条 1、3略
4 第一項及び前項に定めるもののほか、審査会は、不服申立てに係る事件に関し、不服申立人、参加人又は諮問庁（次条及び第四十二条第一項において「不服申立人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができ

第四十一条〜第四十三条略

(委員の秘密保持義務)

第四十四条 審査会の委員は、この条例に基づく職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

第四十五条・第四十六条略

第四十七条略

(行政情報公開制度運営審議会への諮問)

第四十九条 実施機関は、個人情報保護に関する重要施策の立案及び実施に当たっては、岡山県行政情報公開制度運営審議会（岡山県附属機関条例に基づく岡山県行政情報公開制度運営審議会をいう。）の意見を聴かなければならない。

第五十四条 第四十四条の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第四十条 第三十七条の規定による諮問に応じ不服申立てについて調査審議をするため、岡山県個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会は、前項に規定する調査審議を通じて必要があると認めるときは、実施機関に意見を具申することができる。

3 審査会は、委員五人以内で組織する。

4 委員は、識見を有する者のうちから知事が任命する。

5 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

7 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(審査会の調査権限)

第四十一条 1、3略
4 第一項及び前項に定めるもののほか、審査会は、不服申立てに係る事件に関し、不服申立人、参加人又は諮問庁（次条及び第四十三条第一項において「不服申立人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができ

第四十二条〜第四十四条略

(委任)

第四十五条 この章に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に關し必要な事項は、知事が定める。

第四十六条・第四十七条略

第四十八条略

(行政情報公開制度運営審議会への諮問)

第四十九条 実施機関は、個人情報保護に関する重要施策の立案及び実施に当たっては、岡山県行政情報公開制度運営審議会（岡山県附属機関条例（昭和二十七年岡山県条例第九十二号）に基づく岡山県行政情報公開制度運営審議会をいう。）の意見を聴かなければならない。

第五十四条 第四十条第七項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

新

旧

目次

第一章 第三章略
 第四章 岡山県行政情報公開・個人情報保護審査会（第四十条）
 第五章 雑則（第四十四条）

第六章 雑則（第四十五条―第五十条）
 附則

（保有個人情報利用停止等請求に対する決定等）

第三十六条 実施機関は、利用停止等請求があつた日から起算して三十日以内に、当該利用停止等請求に係る保有個人情報の全部若しくは一部の利用停止等をする旨又は利用停止等をしないう旨の決定（第三十七条第四号において「利用停止等の決定等」という。）をしなければならぬ。ただし、第三十四条第二項において準用する第十五条第三項の規定により補正を求めた場合においては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2
 5略

（岡山県行政情報公開・個人情報保護審査会への諮問）
 第三十七条 開示請求、訂正等請求及び利用停止等請求に対する決定（第四十条において「開示請求等決定」という。）について行政不服審査法に基づく不服申立てがあつたときは、当該不服申立てに係る処分又は審査庁は、次に掲げる場合を除き、速やかに、岡山県行政情報公開・個人情報保護審査会（岡山県

附属機関条例（昭和二十七年岡山県条例第九十二号）に基づく岡山県行政情報公開・個人情報保護審査会をいう。以下「審査会」という。）に諮問し、その答申を尊重して、当該不服申立てに対する決定又は裁決をしなければならない。以下「審査会」という。）に諮問し、その答申を尊重して、当該不服申立てに対する決定又は裁決をしなければならない。

（諮問をした旨の通知）
 第三十八条 前条の規定により諮問をした処分又は審査庁（第四十一条において「諮問庁」という。）は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

一 三略
 第四章 岡山県行政情報公開・個人情報保護審査会

目次

第一章 第三章略
 第四章 岡山県個人情報保護審査会（第四十条―第四十五条）
 第五章 雑則（第四十六条―第五十条）
 第六章 略

附則
 第六節 雑則（第四十六条―第五十条）

（保有個人情報利用停止等請求に対する決定等）

第三十六条 実施機関は、利用停止等請求があつた日から起算して三十日以内に、当該利用停止等請求に係る保有個人情報の全部若しくは一部の利用停止等をする旨又は利用停止等をしないう旨の決定（次条第四号において「利用停止等の決定等」という。）をしなければならぬ。ただし、第三十四条第二項において準用する第十五条第三項の規定により補正を求めた場合においては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2
 5略

（個人情報保護審査会への諮問）
 第三十七条 開示請求、訂正等請求及び利用停止等請求に対する決定（第四十一条において「開示請求等決定」という。）について行政不服審査法に基づく不服申立てがあつたときは、当該不服申立てに係る処分又は審査庁は、次に掲げる場合を除き、速やかに、岡山県個人情報保護審査会に諮問し、その答申を尊重して、当該不服申立てに対する決定又は裁決をしなければならない。

（諮問をした旨の通知）
 第三十八条 前条の規定により諮問をした処分又は審査庁（第四十一条において「諮問庁」という。）は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

（設置）
 第四章 岡山県個人情報保護審査会

岡山県公益認定等委員会条例案要綱

担当課 総務部総務学事課

項 目	記 載 欄
案の内容	<p>1 岡山県公益認定等委員会（以下「委員会」という。）は、委員3人以上7人以内で組織する。</p> <p>2 委員は、人格が高潔であって、委員会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律、会計又は公益法人に係る活動に関して優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。</p> <p>3 委員は、委員会により、心身の故障のため職務の執行ができないと認められた場合又は職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認められた場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることがないものとする。</p> <p>4 委員会に、専門委員及び部会を置くことができることとする。</p> <p>5 その他委員会の組織及び運営に関し必要な事項を定める。</p>
制定理由	<p>公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴い、岡山県公益認定等委員会の組織及び運営に関し必要な事項を定める必要がある。</p>
案と予算 措置との 関係	<p>なし</p>
備 考	

岡山県公益認定等委員会条例

(趣旨)

第一条 この条例は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号）第五十条第二項の規定により、岡山県公益認定等委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第二条 委員会は、委員三人以上七人以内で組織する。

(委員)

第三条 委員は、人格が高潔であつて、委員会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律、会計又は公益法人に係る活動に関して優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。

2 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(職権の行使)

第四条 委員は、独立してその職権を行う。

(委員の身分保障)

第五条 委員は、委員会により、心身の故障のため職務の執行ができないと認められた場合又は職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認められた場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることがない。

(委員の服務)

第六条 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

(委員長)

第七条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(専門委員)

第八条 委員会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、当該専門の事項に関して十分な知識又は経験を有する者のうちから、知事が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

4 第六条第一項の規定は、専門委員について準用する。

(部会)

第九条 委員会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、委員長が指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選によりこれを定める。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(会議)

第十条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 前三項の規定は、部会の議事について準用する。この場合において、第一項中「委員長」とあるのは、「部会長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第十一条 委員会の庶務は、総務部において行う。

(その他)

第十二条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

制定理由

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴い、岡山県公益認定等委員会の組織及び運営に関し必要な事項を定める必要がある。

岡山県職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例案要綱

担当課 総務部人事課

項 目	記 載 欄
案の内容	別紙のとおり
改正理由	<p>社会情勢の変化にかんがみ、特殊性の薄れた勤務に係る手当を廃止し、特殊勤務手当の支給要件を改めるとともに、国に準じて手当の額を適正なものに改める等所要の改正を行う必要がある。</p>
案と予算措置との関係	なし
備 考	

- 1 警察職員が行う次の作業又は業務に係る特殊勤務手当を廃止する。
- (1) 術科指導の作業
 - (2) 道路において行う運転免許試験又は取消処分者講習の作業
 - (3) 犯罪捜査等の通訳の作業
 - (4) 無線機器の運用又は保守の業務
- 2 次の特殊勤務手当の支給要件及び支給額を改める。
- (1) 災害応急作業等従事職員が行う次の作業に係るもの
 - ア 巡回監視作業

日額 480円	→	日額 710円
---------	---	---------
 - イ 応急作業等

日額 730円	→	日額 1,080円
---------	---	-----------
 - (2) 警察職員が行う次の作業又は業務に係るもの
 - ア 交通捜査の作業
 - (ア) 夜間において行う作業及び高速道路で行う作業

日額 580円以内で人事 委員会規則で定める額	→	日額 840円
----------------------------	---	---------
 - (イ) 夜間に高速道路で行う作業

日額 790円以内で人事 委員会規則で定める額	→	日額 1,260円
----------------------------	---	-----------
 - (ウ) (ア)及び(イ)の作業を除く作業

日額 440円以内で人事 委員会規則で定める額	→	日額 560円
----------------------------	---	---------
 - イ 交通整理の業務

月額 7,000円	→	日額 310円
(高速道路で行うもの 日額 150円加算)		(高速道路で行うもの 日額 460円)
 - ウ 私服員が行う犯罪の予防等の業務

月額 10,300円	→	日額 560円
------------	---	---------
 - エ 犯罪鑑識の業務

月額 6,200円	→	日額 280円
(犯罪現場等で行うもの 日額 190円加算)		(犯罪現場等で行うもの 日額 560円)
 - オ 警らの業務

月額 6,300円	→	日額 340円
-----------	---	---------
 - カ 緊急自動車の運転の業務

月額 10,300円以内で人事 委員会規則で定める額	→	日額 420円
		(自動二輪車又は高速道路における 自動車の運転 日額 560円)
- 3 その他規定の整備を行う。

岡山県職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例

岡山県職員特殊勤務手当支給条例（昭和二十六年岡山県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第二十三条第二項第一号中「四百八十円」を「七百十円」に改め、同項第二号中「七百三十円」を「千八十円」に改める。

第三十三条中「第十三号」を「第十号」に、「第十四号から第二十五号」を「第十一号から第二十一号」に、「第二十二号」を「第十八号」に改め、第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、同条第七号イ中「五百八十円以内で人事委員会規則で定める額」を「八百四十円」に改め、同号ロ中「及び第十四号」を「第十一号及び第十五号」に、「五百八十円以内で人事委員会規則で定める額」を「八百四十円」に改め、同号ハ中「七百九十円以内で人事委員会規則で定める額」を「千二百六十円」に改め、同号ニ中「四百四十円以内で人事委員会規則で定める額」を「五百六十円」に改め、同号を同条第六号とし、同条中第八号及び第九号を削り、第十号を第七号とし、第十一号から第十三号までを三号ずつ繰り上げ、同条第十四号中「在勤一月につき 七千円」を「勤務一日につき 三百十円」に、「七千円に勤務一日につき百五十円を加算した額」を「四百六十円」に改め、同号を同条第十一号とし、同条第十五号中「在勤一月」を「勤務一日」に、「一万三百円」を「五百六十円」に改め、同号を同条第十二号とし、同条第十六号中「在勤一月につき 六千二百円」を「勤務一日につき 二百八十円」に、「六千二百円に勤務一日につき百九十円を加算した額」を「五百六十円」に改め、同号を同条第十三号とし、同条第十七号中「在勤一月」を「勤務一日」に、「六千三百円」を「三百四十円」に改め、同号を同条第十四号とし、同条第十八号中「在勤一月」を「勤務一日」に、「一万三百円以内で人事委員会規則で定める額」を「四百二十円（当該業務が自動二輪車又は高速道路における自動車の運転の場合にあつては、五百六十円）」に改め、同号を同条第十五号とし、同条中第十九号を削り、第二十号を第十六号とし、第二十一号から第二十五号までを四号ずつ繰り上げる。

第三十八条第一項中「（次項において「短時間勤務職員」という。）」を削り、同条第二項を削る。

附 則

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

改正理由

社会情勢の変化にかんがみ、特殊性の薄れた勤務に係る手当を廃止し、特殊勤務手当の支給要件を改めるとともに、国に準じて手当の額を適正なものに改める等所要の改正を行う必要がある。

七、十略

十一 交通整理の業務 勤務一日につき 三百十円（当該業務が高速道路で行われた場合にあっては、四百六十円）

十二 私服員が行う犯罪の予防及び捜査並びに被疑者逮捕の業務 勤務一日につき 五百六十円

十三 犯罪鑑識の業務 勤務一日につき 二百八十円（当該業務が犯罪現場又はこれに関連する場所に立ち入つて行われた場合にあっては、五百六十円）

十四 警らの業務 勤務一日につき 三百四十円

十五 緊急自動車の指定を受けた交通取締用自動車の運転の業務 勤務一日につき 四百二十円（当該業務が自動二輪車又は高速道路における自動車の運転の場合にあっては、五百六十円）

十六、二十一略

（短時間勤務職員の特例）

第三十八条 地方公務員法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員の月額の特例勤務手当の額は、当該月額の特例勤務手当の額に勤務時間条例第二条第二項又は第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

二百九十円

九 犯罪捜査等の通訳の作業 作業一日につき 三百七十円
十、十三略

十四 交通整理の業務 在勤一月につき 七千円（当該業務が高速道路で行われた場合にあっては、七千円に勤務一日につき五百五十円を加算した額）

十五 私服員が行う犯罪の予防及び捜査並びに被疑者逮捕の業務 在勤一月につき 一万三百円

十六 犯罪鑑識の業務 在勤一月につき 六千二百円（当該業務が犯罪現場又はこれに関連する場所に立ち入つて行われた場合にあっては、六千二百円に勤務一日につき百九十円を加算した額）

十七 警らの業務 在勤一月につき 六千三百円

十八 緊急自動車の指定を受けた交通取締用自動車の運転の業務 在勤一月につき 一万三百円以内で人事委員会規則で定める額

十九 無線機器の運用又は保守の業務 在勤一月につき 五千円

二十、二十五略

（短時間勤務職員の特例）

第三十八条 地方公務員法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員（次項において「短時間勤務職員」という。）の月額の特例勤務手当の額は、当該月額の特例勤務手当の額に勤務時間条例第二条第二項又は第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

2 前項の規定にかかわらず、短時間勤務職員に対する第三十三条第十四号及び第十六号の規定の適用については、同条第十四号中「七千円」とあるのは「七千円に職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和二十六年岡山県条例第五十八号）第二条第二項又は第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数（第十六号において「勤務割合」という。）を乗じて得た額」と、七千円に」とあるのは「当該額に」と、同条第十六号中「六千二百円」とあるのは「六千二百円に勤務割合を乗じて得た額」と、「六千二百円に」とあるのは「当該額に」とする。

新

旧

(災害応急作業等従事職員の特殊勤務手当)

第二十三条 1略

2 前項の手当の額は、作業一日につき次の各号に掲げる額とする。ただし、作業が午後六時から翌日の午前六時までの間に行われた場合にあつては、それぞれ当該各号に掲げる額にその百分の五十に相当する額を加算した額とする。

一 前項第一号に掲げる作業 七百十円

二 前項第二号に掲げる作業 千八十円

(警察職員の特殊勤務手当)

第三十三条 警察職員の特殊勤務手当は、第一号から第十号までに掲げる作業に従事した職員及び第十一号から第二十一号までに掲げる業務に従事する職員(第十八号に掲げる業務にあつては、警視以上の階級にある警察官である職員又は管理職員である職員(警察官である職員を除く。))を除く。)に対して、それぞれ当該各号に定めるところにより支給する。

一 三略

四・五略

六 交通捜査の作業(人事委員会規則で定める作業に限る。)で次のいずれかのも
の 作業一日につき 作業の区分に応じそれぞれ次に掲げる額

イ 夜間(日没時から日出時までの時間をいう。ハにおいて同じ。)において行
う作業 八百四十円

ロ 高速道路(道路法第三条に規定する高速自動車国道その他人事委員会規則で
定める道路をいう。ハ、第十一号及び第十五号において同じ。)で行う作業
八百四十円

ハ 夜間に高速道路で行う作業 千二百六十円

ニ イからハまでに掲げる作業を除く作業 五百六十円

(災害応急作業等従事職員の特殊勤務手当)

第二十三条 1略

2 前項の手当の額は、作業一日につき次の各号に掲げる額とする。ただし、作業が午後六時から翌日の午前六時までの間に行われた場合にあつては、それぞれ当該各号に掲げる額にその百分の五十に相当する額を加算した額とする。

一 前項第一号に掲げる作業 四百八十円

二 前項第二号に掲げる作業 七百三十円

(警察職員の特殊勤務手当)

第三十三条 警察職員の特殊勤務手当は、第一号から第十三号までに掲げる作業に従事した職員及び第十四号から第二十五号までに掲げる業務に従事する職員(第二十号に掲げる業務にあつては、警視以上の階級にある警察官である職員又は管理職員である職員(警察官である職員を除く。))を除く。)に対して、それぞれ当該各号に定めるところにより支給する。

一 三略

四 術科指導の作業 作業一日につき 二百九十円

五・六略

七 交通捜査の作業(人事委員会規則で定める作業に限る。)で次のいずれかのも
の 作業一日につき 作業の区分に応じそれぞれ次に掲げる額

イ 夜間(日没時から日出時までの時間をいう。ハにおいて同じ。)において行
う作業 五百八十円以内で人事委員会規則で定める額

ロ 高速道路(道路法第三条に規定する高速自動車国道その他人事委員会規則で
定める道路をいう。ハ及び第十四号において同じ。)で行う作業 五百八十円
以内で人事委員会規則で定める額

ハ 夜間に高速道路で行う作業 七百九十円以内で人事委員会規則で定める額

ニ イからハまでに掲げる作業を除く作業 四百四十円以内で人事委員会規則で
定める額

八 道路において行う運転免許試験又は取消処分者講習の作業 作業一日につき

岡山県職員等定数条例の一部を改正する条例案要綱

担当課 総務部人事課行政改革推進室

項 目	記 載 欄
案 の 内 容	<p>1 職員等の定数を次のように改める。</p> <p>(1) 知事の事務部局の職員 4,242人 → 4,178人</p> <p>(2) 教育委員会の事務部局の職員 331人 → 317人</p> <p>(3) 海区漁業調整委員会の事務部局の職員 8人 → 7人</p> <p>(4) 教育委員会の所管に属する県立学校の教職員及び県費負担教職員</p> <p>小 学 校 7,465人 → 7,439人</p> <p>中 学 校 4,088人 → 4,071人</p> <p>高 等 学 校 3,705人 → 3,677人</p> <p>特別支援学校 1,239人 → 1,294人</p> <p>2 派遣職員等の定数に関する規定に、自己啓発等休業をしている職員に関するものを加える。</p> <p>3 特定事業従事職員の定数に関する規定を次のように改める。</p> <p>(1) 削除するもの 第19回全国生涯学習フェスティバルの開催準備に従事する職員</p> <p>(2) 新設するもの 新設の県立特別支援学校の開校準備に従事する職員</p>
改 正 理 由	<p>改訂第3次岡山県行財政改革大綱に基づき、事務事業の改善合理化及び新しい行政課題への対応を図るとともに、児童生徒数の動向等を勘案して、職員等の定数を改める等所要の改正を行う必要がある。</p>
案と予算措置との関係	<p>平成20年度当初予算案に計上予定</p>
備 考	

岡山県職員等定数条例の一部を改正する条例

岡山県職員等定数条例（昭和四十四年岡山県条例第五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「四、二四二人」を「四、一七八人」に改め、同条第五号中「三三一人」を「三二七人」に改め、同条第八号中「八人」を「七人」に改め、同条第十号中「七、四六五人」を「七、四三九人」に、「四、〇八八人」を「四、〇七一人」に、「三、七〇五人」を「三、六七七人」に、「一、二三九人」を「一、二九四人」に改める。

第三条に次の一号を加える。

八 職員の自己啓発等休業に関する条例（平成十九年岡山県条例第五十一号）第二条の規定により、休業をしている職員

第四条第十五号を次のように改める。

十五 新設の県立特別支援学校の開校準備に従事する職員

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正後の岡山県職員等定数条例の規定による定数を超える職員の数については、平成二十一年三月三十一日までの間に限り、当該定数の外とすることができらる。

改正理由

改訂第三次岡山県行財政改革大綱に基づき、事務事業の改善合理化及び新しい行政課題への対応を図るとともに、児童生徒数の動向等を勘案して、職員等の定数を改める等所要の改正を行う必要がある。

新	旧
<p>(定数)</p> <p>第二条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 知事の事務部局の職員 四、一七八人</p> <p>二 四略</p> <p>五 教育委員会の事務部局の職員 三一七人</p> <p>六・七略</p> <p>八 海区漁業調整委員会の事務部局の職員 七人</p> <p>九 略</p> <p>十 教育委員会の所管に属する県立学校の教職員及び県費負担教職員</p> <p>小学校 七、四三九人</p> <p>中学校 四、〇七一人</p> <p>高等学校 三、六七七人</p> <p>特別支援学校 一、二九四人</p> <p>(派遣職員等の定数)</p> <p>第三条 前条に定める定数のほか、次に掲げる職員の定数は、任命権者が必要と認める範囲内において定めることができる。</p> <p>一 七略</p> <p>八 職員の自己啓発等休業に関する条例(平成十九年岡山県条例第五十一号)第二条の規定により、休業をしている職員</p> <p>(特定事業従事職員の定数)</p> <p>第四条 前二条に定める定数のほか、次に掲げる職員の定数は、当該事業が完了するまで任命権者が必要と認める範囲内において定めることができる。</p> <p>一 十四略</p> <p>十五 新設の県立特別支援学校の開校準備に従事する職員</p>	<p>(定数)</p> <p>第二条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 知事の事務部局の職員 四、二四二人</p> <p>二 四略</p> <p>五 教育委員会の事務部局の職員 三三一人</p> <p>六・七略</p> <p>八 海区漁業調整委員会の事務部局の職員 八人</p> <p>九 略</p> <p>十 教育委員会の所管に属する県立学校の教職員及び県費負担教職員</p> <p>小学校 七、四六五人</p> <p>中学校 四、〇八八人</p> <p>高等学校 三、七〇五人</p> <p>特別支援学校 一、二三九人</p> <p>(派遣職員等の定数)</p> <p>第三条 前条に定める定数のほか、次に掲げる職員の定数は、任命権者が必要と認める範囲内において定めることができる。</p> <p>一 七略</p> <p>十四 第十九回全国生涯学習フェスティバルの開催準備に従事する職員</p>

岡山県税条例の一部を改正する条例案要綱

担当課 総務部税務課

項 目	記 載 欄
案の内容	<p>1 自動車税については、地方自治法施行令第158条の2第1項の規定により知事が収納の事務を委託した者に払い込むことができることとする。</p> <p>2 県税のうち規則で定めるものについては、電子情報処理組織を使用して納付し、又は納入することができることとする。</p> <p>3 その他規定の整備を行う。</p>
改正理由	<p>納税者の利便性の向上を図るため、知事が収納の事務を委託した者に自動車税を払い込むことができることとするとともに、電子情報処理組織を使用して県税を納付し、又は納入することができることとする等所要の改正を行う必要がある。</p>
案と予算措置との関係	なし
備 考	

岡山県税条例の一部を改正する条例

岡山県税条例（昭和二十九年岡山県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「納入告知書」の下に「（次条において「納付書等」という。）」を加え、「郵便局（郵政窓口事務の委託に関する法律（昭和二十四年法律第二百十三号）第七条第一項に規定する委託事務を行う施設を含む。）」を削り、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、自動車税に係る徴収金（規則で定めるものに限る。）については、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条の二第一項の規定により知事が収納の事務を委託した者に払い込むことができる。

第三条の次に次の一条を加える。

第三条の二 納税者又は特別徴収義務者は、前条の規定にかかわらず、徴収金（規則で定めるものに限る。）を、規則で定めるところにより、電子情報処理組織（県の機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この条において同じ。）と当該納税者又は特別徴収義務者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して、納付書等によらず納付し、又は納入することができる。

附 則

この条例中第三条第一項の改正規定及び同条の次に一条を加える改正規定は平成二十年三月二十四日から、その他の改正規定は同年四月一日から施行する。

改正理由

納税者の利便性の向上を図るため、知事が収納の事務を委託した者に自動車税を払い込むことができることとするとともに、電子情報処理組織を使用して県税を納付し、又は納入することができることとする等所要の改正を行う必要がある。

新	旧
<p>(徴収金の納付又は納入の方法)</p> <p>第三条 納税者又は特別徴収義務者が県税並びにその延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費(以下「徴収金」と総称する。)を納付し、又は納入するときは、納付書、納入書、納税通知書、納税告知書又は納入告知書(次条において「納付書等」という。)によつて指定金融機関、指定代理金融機関若しくは収納代理金融機関(以下「指定金融機関等」と総称する。)又は地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号。以下「法」という。)第二十条の三第一項第二号の規定により県税の徴収に関する事務の一部を処理することとした市町村に払い込まなければならない。ただし、出納員又は現金の収納事務の委任を受けた会計職員に払い込むことを妨げない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、自動車税に係る徴収金(規則で定めるものに限る。)については、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八条の二第一項の規定により知事が収納の事務を委託した者に払い込むことができる。</p> <p>3 納税者又は特別徴収義務者が徴収金の滞納により財産の差押を受けた後に徴収金を納付し、又は納入するときは、前二項の規定にかかわらず、出納員又は現金の収納事務の委任を受けた会計職員に払い込まなければならない。</p> <p>第三条の二 納税者又は特別徴収義務者は、前条の規定にかかわらず、徴収金(規則で定めるものに限る。)を、規則で定めるところにより、電子情報処理組織(県の機関の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この条において同じ。))と当該納税者又は特別徴収義務者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用して、納付書等によらず納付し、又は納入することができる。</p>	<p>(徴収金の納付又は納入の方法)</p> <p>第三条 納税者又は特別徴収義務者が県税並びにその延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費(以下「徴収金」と総称する。)を納付し、又は納入するときは、納付書、納入書、納税通知書、納税告知書又は納入告知書によつて指定金融機関、指定代理金融機関若しくは収納代理金融機関(以下「指定金融機関等」と総称する。)、郵便局(郵政窓口事務の委託に関する法律(昭和二十四年法律第二百十三号)第七条第一項に規定する委託事務を行う施設を含む。) 又は地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号。以下「法」という。) 第二十条の三第一項第二号の規定により県税の徴収に関する事務の一部を処理することとした市町村に払い込まなければならない。ただし、出納員又は現金の収納事務の委任を受けた会計職員に払い込むことを妨げない。</p> <p>2 納税者又は特別徴収義務者が徴収金の滞納により財産の差押を受けた後に徴収金を納付し、又は納入するときは、前項の規定にかかわらず、出納員又は現金の収納事務の委任を受けた会計職員に払い込まなければならない。</p>

岡山県防災対策基本条例案要綱

担当課 総務部危機管理課

項 目	記 載 欄
案の内容	別紙のとおり
制定理由	<p>防災対策に関し、基本理念を定め、災害予防対策、災害応急対策及び復旧・復興対策における県、市町村、県民、自主防災組織、事業者及び防災ボランティアの責務又は役割を明らかにすることにより、防災対策を総合的かつ計画的に推進し、もって災害に強い社会の実現に寄与する必要がある。</p>
案と予算 措置との 関係	なし
備 考	

1 目的（第1条関係）

防災対策に関し、基本理念を定め、災害予防対策、災害応急対策及び復旧・復興対策における県、市町村、県民、自主防災組織、事業者及び防災ボランティアの責務又は役割を明らかにすることにより、防災対策を総合的かつ計画的に推進し、もって災害に強い社会の実現に寄与することを目的とする。

2 定義（第2条関係）

この条例の用語の意義は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 災害 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象により生ずる被害をいう。
- (2) 防災 災害を未然に防止し、災害発生時における被害の拡大を防ぎ、並びに災害の復旧及び復興を図ることをいう。
- (3) 防災対策 災害を未然に防止する等のための災害予防対策、災害発生時における被害の拡大を防ぐための災害応急対策並びに災害からの復旧及び復興を図るための復旧・復興対策をいう。
- (4) 自主防災組織 自らが居住する地域を守るため、住民が自発的に結成する防災組織をいう。
- (5) 災害時要援護者 高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人等であつて災害から自らを守るための安全な場所への避難等に支援を要する者をいう。
- (6) 防災ボランティア 防災に関する社会貢献活動（岡山県社会貢献活動の支援に関する条例第2条第1項に規定する社会貢献活動をいう。）を行う個人又は団体をいう。

3 基本理念（第3条関係）

- (1) 防災対策は、県及び市町村が県民の生命、身体及び財産を災害から保護する公助、県民が自らの安全は自らで守る自助並びに県民が自主防災組織、事業者等とともに地域において互いに助け合う共助を基本として実施されなければならない。
- (2) 防災対策は、県、市町村、県民、自主防災組織、事業者及び防災ボランティアがその責務又は役割を果たすとともに、協働することにより着実に実施されなければならない。

4 県の責務等（第4条～第9条関係）

- (1) 県は、基本理念にのっとり、県民の生命、身体及び財産を災害から守るため、国、市町村その他の関係機関と連携し、防災対策に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、市町村、県民、自主防災組織、事業者及び防災ボランティアが実施する防災対策への支援に努めるものとする。
- (2) 市町村は、基本理念にのっとり、基礎的な地方公共団体として、住民の生命、身体及び財産を災害から守るため、国、県その他の関係機関及び自主防災組織と連携し、防災対策に関する施策の推進に努めるものとする。
- (3) 県民は、基本理念にのっとり、平常時から災害に対する危機意識をもって自ら防災対策を実施するよう努めるものとする。
- (4) 自主防災組織は、基本理念にのっとり、災害及び防災に関する普及啓発、地域における安全点検その他の災害予防対策並びに避難誘導、初期消火、救出救護その他の災害応急対策を実施するよう努めるものとする。
- (5) 事業者は、基本理念にのっとり、災害発生時等（災害が発生し、又は発生するおそれがある場合をいう。以下同じ。）において、来所者、従業員及び地域住民の安全を確保

し、事業を継続することができる体制を整備するよう努めるとともに、負傷者等の救出救護、復旧及び復興時の雇用の場の確保等防災対策を実施するよう努めるものとする。

- (6) 防災ボランティアは、基本理念にのっとり、災害応急対策及び復旧・復興対策が効果的に実施されるよう、県、市町村及び自主防災組織と連携し、きめ細かな被災者の支援に努めるものとする。

5 災害予防対策

(1) 県の責務及び市町村の役割等（第10条～第27条関係）

ア 県及び市町村は、災害発生時等において迅速かつ的確に対処することができるよう危機管理のための体制の充実に努めるものとする。

イ 市町村は、地域の防災対策において重要な役割を担っている消防団及び水防団の組織の充実及び機能の強化に努めるものとする。

ウ 県及び市町村は、災害に適切に対応する能力を向上させるため、県民、自主防災組織、事業者、防災ボランティア及び国その他の関係機関と連携し、防災に関する訓練及び研修を行うよう努めるものとする。

エ 市町村は、住民、自主防災組織及び事業者が平常時から災害に備え、適切な防災対策を実施することができるよう、国、県その他の関係機関と連携し、災害及び防災に関する普及啓発に努めるものとする。

オ 県及び市町村は、県民、自主防災組織及び事業者が平常時から災害に備え、適切な防災対策を実施することができるよう、災害発生現象（災害の発生原因となる自然現象をいう。以下同じ。）に関する情報、地形、地質、過去の災害、予測される被害その他の災害に関連する事項についての情報（以下「地形等災害関連情報」という。）及び避難に関する情報を収集するとともに、当該情報を適切に県民、自主防災組織及び事業者に提供するよう努めるものとする。

カ 学校又は保育所を設置し、又は管理する者は、防災に関する教育の重要性を認識し、幼児、児童、生徒及び学生が、防災に関する理解を深めるとともに、災害発生時等において自己の安全を確保するため適切な対応ができるよう防災に関する教育の実施に努めるものとする。

キ 県及び市町村は、災害応急対策に必要な物資及び資機材を計画的に備蓄し、整備し、又は点検するよう努めるものとする。

ク 市町村は、避難場所の指定に当たっては、災害に対する安全性を考慮するとともに、避難場所に指定したその所有又は管理に係る公共施設の耐震性の確保等に努めるものとする。

ケ 県は、避難場所に指定されたその所有又は管理に係る公共施設の耐震性の確保等に努めるものとする。

コ 市町村は、あらかじめ、災害発生時等における被害、避難、住民の安否その他の必要な事項に関する情報の収集及び伝達のための体制の整備に努めるものとする。

サ 県は、災害発生時等における気象、被害等に関する情報を収集し、国、市町村その他の関係機関に提供するための体制をあらかじめ整備するものとする。

シ 市町村は、あらかじめ、自主防災組織等と連携し、避難勧告等の発令の基準、避難場所、避難経路、避難方法その他の避難のために必要な事項を定めた避難計画を、災害の態様及び地域の特性に応じて策定するよう努めるものとする。

ス 市町村は、あらかじめ、災害時要援護者に関する情報を把握するよう努めるととも

に、自主防災組織等と連携し、災害時要援護者の支援を行うための体制の整備に努めるものとする。

セ 市町村は、あらかじめ、福祉避難所（災害時要援護者であつて避難場所での生活において特別な配慮を必要とするものが避難することができる施設をいう。）の指定に努めるものとする。

ソ 市町村は、あらかじめ、災害発生時における医療及び救護に関する計画の策定に努めるとともに、災害による傷病者の治療の拠点となる医療機関の指定等災害発生時における医療及び救護のための体制の整備に努めるものとする。

タ 県及び保健所を設置する市は、あらかじめ、関係機関と連携し、災害発生時における感染症の発生の予防及びそのまん延の防止、住民の心身の健康管理その他の公衆衛生の確保のための体制の整備に努めるものとする。

チ 県及び市町村は、国その他の関係機関と連携し、災害発生時における物資等の緊急輸送のための体制の整備に努めるものとする。

ツ 県及び市町村は、食料、飲料水、医薬品その他の生活物資の供給及び輸送、災害の発生に伴い帰宅が困難となった者（以下「帰宅困難者」という。）への支援その他の災害応急対策が迅速かつ的確に実施されるよう、あらかじめ、事業者等又は他の地方公共団体との協定の締結に努めるものとする。

テ 市町村は、自主防災組織の結成の促進に努めるとともに、自主防災組織が実施する防災対策に対し、必要な支援を行うよう努めるものとする。

ト 県及び市町村は、自主防災組織の防災対策及び防災ボランティアの活動が効果的に実施されるよう、自主防災組織が実施する防災対策において指導的役割を担う者の育成並びに防災ボランティアの活動が円滑に実施されるよう連絡調整を行う者等の専門的な知識及び技術を有する防災ボランティアの育成及び確保に努めるものとする。

ナ 県及び市町村は、災害発生時における防災ボランティアの活動が円滑に実施されるよう、関係機関と連携し、受入体制の整備、物資及び資機材の提供等防災ボランティアの活動の環境の整備に努めるものとする。

(2) 県民の役割（第28条～第31条関係）

ア 県民は、防災に関する訓練及び研修に積極的に参加すること等により、災害発生現象の特徴及び予測される被害に関する知識の習得に努めるとともに、災害発生現象の態様に応じた備え及び災害発生時等にとるべき行動の修得に努めるものとする。

イ 建築物の所有者は、当該建築物について、建築物に関する法令に基づき耐震診断を行うよう努めるとともに、その結果を踏まえ、耐震改修その他の適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

ウ 県民は、あらかじめ、食料、飲料水、医薬品その他の災害発生時等において必要となる生活物資を備蓄し、及び点検し、並びにラジオ等の災害発生時等の情報収集の手段を確保するよう努めるとともに、避難の際に必要な物資を直ちに持ち出すことができるように準備しておくよう努めるものとする。

エ 災害時要援護者は、自主防災組織等及び市町村に対し、避難等の支援を受ける際に必要な自らの情報をあらかじめ提供するよう努めるものとする。

(3) 自主防災組織の役割（第32条～第36条関係）

ア 自主防災組織は、防災意識の啓発及び高揚を図るため、地域住民に対して防災に関する訓練及び研修を行うよう努めるとともに、その構成員を、県、市町村等が行う防

災に関する研修等に積極的に参加させるよう努めるものとする。

イ 自主防災組織は、県、市町村等が提供する災害及び防災に関する情報を活用し、地形等災害関連情報を確認するよう努めるとともに、災害発生現象の態様及び当該地形等災害関連情報に応じた避難場所、避難経路、避難方法等をあらかじめ把握しておくよう努めるものとする。

ウ 自主防災組織は、イにより確認し、及び把握した情報その他の防災対策に関する情報を掲載した地図を作成し、地域住民にその内容及び活用方法を周知するよう努めるものとする。

エ 自主防災組織は、災害時要援護者の避難等の支援を円滑に行うため、市町村等と連携し、あらかじめ地域における災害時要援護者に関する情報を把握するよう努めるとともに、家具の転倒防止等災害時要援護者の災害予防対策の支援に努めるものとする。

オ 自主防災組織は、災害時要援護者に関する情報の管理に当たっては、情報の漏えい及び目的外利用の防止に万全を期するものとする。

カ 自主防災組織は、初期消火、負傷者等の救出救護その他の災害発生時の応急的な措置に必要な物資及び資機材を備蓄し、整備し、又は点検するよう努めるものとする。

キ 自主防災組織は、避難勧告等が発令された場合に地域住民の避難が円滑に行われるよう、あらかじめその構成員の役割を分担しておく等災害予防対策の実施に努めるものとする。

(4) 事業者の役割（第37条関係）

事業者は、災害発生時等において来所者、従業者等の安全を確保し、及び事業を継続するための計画を策定し、当該計画を実施するための体制を整備するよう努めるとともに、防災に関する訓練及び研修を積極的に行うよう努めるものとする。

6 災害応急対策

(1) 県の責務及び市町村の役割（第38条～第40条関係）

ア 県及び市町村は、災害発生時等において、情報収集伝達体制に基づき、速やかに災害及び防災に関する情報を収集し、住民、自主防災組織、帰宅困難者等に対し、迅速かつ的確に提供するよう努めるものとする。

イ 県及び市町村は、災害発生時等において、迅速かつ適切な避難、救助、医療等の災害応急対策が実施されるよう必要な体制の速やかな確立に努めるものとする。

ウ 県は、災害発生時等において、市町村から応援を求められ、又は応急措置の実施を要請されたときは、あらゆる手段の活用を検討し、速やかに対応するものとする。

(2) 県民の役割（第41条・第42条関係）

ア 県民は、災害発生時等において、当該災害に関する情報に留意し、防災地図の活用により、必要と判断したときは自主的に避難するとともに、避難勧告等の発令があったときは速やかにこれに応じて行動するものとし、避難に当たっては、互いに助け合い、円滑な避難に努めるものとする。

イ 県民は、災害発生時において、災害対策基本法、道路交通法その他の法令に基づき公安委員会又は警察官が行う車両の通行の規制その他の交通の規制を遵守するとともに、当該交通の規制が行われていない道路においても、緊急通行車両の通行の妨げとならないように車両の使用を自粛するよう努めるものとする。

(3) 自主防災組織の役割（第43条関係）

自主防災組織は、災害発生時等において、市町村その他の関係機関と連携し、地域住

民の安否等に関する情報の収集及び伝達，地域住民等の避難誘導，初期消火，負傷者等の救出救護，給水及び給食，危険箇所の巡視その他の地域における災害応急対策を実施するよう努めるものとする。

(4) 事業者の役割（第44条・第45条関係）

ア 事業者は，災害発生時等において，来所者，従業者等の安全を確保するよう努めるとともに，その専門性及び組織力を活用し，自主防災組織等と連携し，負傷者等の救出救護，初期消火，地域住民等の避難誘導，災害等に関する情報の収集及び提供等を行い，地域住民の安全を確保するよう努めるものとする。

イ 事業者は，事業所の周辺地域において帰宅困難者が発生しているときは，一時的な避難場所の提供その他の必要な支援に努めるものとする。

(5) 防災ボランティアの役割（第46条関係）

防災ボランティアは，災害発生時において，県，市町村及び自主防災組織と連携し，地域において必要とされている災害応急対策の内容を的確に把握した上で，被災した家屋の清掃，避難場所における給食の支援等きめ細かな活動を行うことにより，災害応急対策が効果的に実施されるよう努めるものとする。

7 復旧・復興対策

(1) 県の責務及び市町村の役割（第47条関係）

ア 県及び市町村は，大規模な災害が発生したときは，県民の参画を図りながら，公共的施設の復旧，被災者の生活の再建，地域経済の復興等について定めた計画を策定するよう努めるものとする。

イ 県及び市町村は，被災者の意向を踏まえるとともに，国その他の関係機関と連携し，アの計画の定めるところにより，復旧・復興対策の円滑な実施に努めるものとする。

(2) 県民の役割（第48条関係）

県民は，自らも地域の復旧及び復興の主体であることを認識した上で，互いに協力し，県，市町村，自主防災組織，事業者及び防災ボランティアと協働することにより，自らの生活の再建及び地域社会の再生に努めるものとする。

(3) 自主防災組織の役割（第49条関係）

自主防災組織は，復旧及び復興時において，地域社会の再生に貢献し，かつ，国，県及び市町村が実施する復旧・復興対策に協力するよう努めるものとする。

(4) 事業者の役割（第50条・第51条関係）

ア 事業者は，復旧及び復興時において，事業の継続又は中断した事業の速やかな再開により雇用の場の確保に努めるとともに，国，県，市町村等と連携し，地域経済の復興に貢献するよう努めるものとする。

イ 水道，電気供給施設，ガス供給施設，電気通信事業の用に供する施設等の管理者は，復旧対策を実施するときは，情報の共有を図る等互いに協力しながら当該施設の速やかな復旧に努めるものとする。

(5) 防災ボランティアの役割（第52条関係）

防災ボランティアは，復旧及び復興時において，被災者の生活の再建が円滑に行われるよう，県及び市町村と連携し，被災者の意向に配慮した支援に努めるものとする。

岡山県防災対策基本条例

目次

前文

第一章 総則（第一条―第九条）

第二章 災害予防対策

第一節 県の責務及び市町村の役割等（第十条―第二十七条）

第二節 県民の役割（第二十八条―第三十一条）

第三節 自主防災組織の役割（第三十二条―第三十六条）

第四節 事業者の役割（第三十七条）

第三章 災害応急対策

第一節 県の責務及び市町村の役割（第三十八条―第四十条）

第二節 県民の役割（第四十一条・第四十二条）

第三節 自主防災組織の役割（第四十三条）

第四節 事業者の役割（第四十四条・第四十五条）

第五節 防災ボランティアの役割（第四十六条）

第四章 復旧・復興対策

第一節 県の責務及び市町村の役割（第四十七条）

第二節 県民の役割（第四十八条）

第三節 自主防災組織の役割（第四十九条）

第四節 事業者の役割（第五十条・第五十一条）

第五節 防災ボランティアの役割（第五十二条）

附則

近年、本県に甚大な被害をもたらすと予想されている東南海・南海地震の発生切迫性が高まりつつある。また、全国的に集中豪雨が増加していることに加え、平成十六年には、観測史上最多となる十個の台風が日本に上陸する等災害が頻発している。さらに、今後地球温暖化の進行に伴う大雨の増加や台風の強度の増大が予測されている。

県は、これまでも市町村と連携し、総合的かつ計画的な防災対策の推進を図り、災害に強い県土づくりに努めてきた。また、阪神・淡路大震災、平成十六年新潟県中越地震等の経験から、行政による公助はもとより、個人の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助の重要性が社会的に認識されつつある。

こうした状況にかんがみ、県民の生命、身体及び財産を災害から保護するためには、社会のさまざまな主体が連携して、防災のための行動や事業の展開に努めることが重要である。そして、これらが持続する社会をつくつていかなければならない。

このような社会をつくるためには、県及び市町村が個人や家庭、地域、事業者等と連携し、日常的に防災のための行動と事業を息長く行うための県民運動を展開していく必要がある。

とりわけ、少子・高齢化の進展により社会構造が変化し、地域コミュニティの衰退が懸念されている今こそ、協働による県民運動の展開が重要である。

だれもが安全に、かつ、安心して暮らすことのできるまちを築くことは、私たちの願いであり、将来を担う子どもたちへの義務でもある。

ここに、私たちは、共に力を合わせ、災害に強い安全・安心の岡山を創造するため、この条例を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、防災対策に関し、基本理念を定め、災害予防対策、災害応急対策及び復旧・復興対策における県、市町村、県民、自主防災組織、事業者及び防災ボランティアの責務又は役割を明らかにすることにより、防災対策を総合的かつ計画的に推進し、もって災害に強い社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 災害 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象により生ずる被害をいう。
- 二 防災 災害を未然に防止し、災害発生時における被害の拡大を防ぎ、並びに災害の復旧及び復興を図ることをいう。
- 三 防災対策 災害を未然に防止する等のための災害予防対策、災害発生時における被害の拡大を防ぐための災害応急対策並びに災害からの復旧及び復興を図るための復旧・復興対策をいう。
- 四 自主防災組織 自らが居住する地域を守るため、住民が自発的に結成する防災組織をいう。
- 五 災害時要援護者 高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人等であつて災害から自らを守るための安全な場所への避難等に支援を要する者をいう。
- 六 防災ボランティア 防災に関する社会貢献活動（岡山県社会貢献活動の支援に関する条例（平成十三年岡山県条例第十三号）第二条第一項に規定する社会貢献活動をいう。）を行う個人又は

団体をいう。

(基本理念)

第三条 防災対策は、県及び市町村が県民の生命、身体及び財産を災害から保護する公助、県民が自らの安全は自らで守る自助並びに県民が自主防災組織、事業者等とともに地域において互いに助け合う共助を基本として実施されなければならない。

2 防災対策は、県、市町村、県民、自主防災組織、事業者及び防災ボランティアがその責務又は役割を果たすとともに、協働することにより着実に実施されなければならない。

(県の責務)

第四条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、県民の生命、身体及び財産を災害から守るため、国、市町村その他の関係機関と連携し、防災対策に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、市町村、県民、自主防災組織、事業者及び防災ボランティアが実施する防災対策への支援に努めるものとする。

2 県は、災害に関する調査及び研究を行い、その成果を公表するとともに、防災対策に反映させるものとする。

3 県は、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二条第十号に規定する地域防災計画について、基本理念にのっとり同法第四十条第一項の規定による検討を加えるとともに、当該計画に定められた施策の実効性の確保を図るものとする。

4 県は、防災対策に関する施策を円滑に推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(市町村の役割)

第五条 市町村は、基本理念にのっとり、基礎的な地方公共団体として、住民の生命、身体及び財産を災害から守るため、国、県その他の関係機関及び自主防災組織と連携し、防災対策に関する施策の推進に努めるものとする。

(県民の役割)

第六条 県民は、基本理念にのっとり、平常時から災害に対する危機意識をもって自ら防災対策を実施するよう努めるものとする。

2 県民は、基本理念にのっとり、地域において自主防災組織等が実施する防災対策に積極的に参加するよう努めるとともに、国、県及び市町村が実施する防災対策に協力するよう努めるものとする。

(自主防災組織の役割)

第七条 自主防災組織は、基本理念にのっとり、災害及び防災に関する普及啓発、地域における安全点検その他の災害予防対策並びに避難誘導、初期消火、救出救護その他の災害応急対策を実施するよう努めるものとする。

2 自主防災組織は、基本理念にのっとり、国、県、市町村等が実施する防災対策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第八条 事業者は、基本理念にのっとり、災害発生時等（災害が発生し、又は発生するおそれがある場合をいう。以下同じ。）において、来所者、従業員及び地域住民の安全を確保し、事業を継続することができる体制を整備するよう努めるとともに、負傷者等の救出救護、復旧及び復興時の雇用の場の確保等防災対策を実施するよう努めるものとする。

2 事業者は、基本理念にのっとり、国、県、市町村等が実施する防災対策に協力するよう努めるものとする。

(防災ボランティアの役割)

第九条 防災ボランティアは、基本理念にのっとり、災害応急対策及び復旧・復興対策が効果的に実施されるよう、県、市町村及び自主防災組織と連携し、きめ細かな被災者の支援に努めるものとする。

第二章 災害予防対策

第一節 県の責務及び市町村の役割等

(危機管理体制の充実)

第十条 県及び市町村は、災害発生時等において迅速かつ的確に対処することができるよう危機管理のための体制の充実を努めるものとする。

(消防団及び水防団の充実等)

第十一条 市町村は、地域の防災対策において重要な役割を担っている消防団及び水防団の組織の充実及び機能の強化に努めるものとする。

2 県は、前項に規定する施策の実施を支援するものとする。

(防災訓練等の実施)

第十二条 県及び市町村は、災害に適切に対応する能力を向上させるため、県民、自主防災組織、事業者、防災ボランティア及び国その他の関係機関と連携し、防災に関する訓練及び研修を行うよう努めるものとする。

2 県及び市町村は、災害発生時等において職員が迅速かつ的確に対処することができるよう、防災

に関する訓練及び研修の実施により、職員の災害及び防災に関する知識の習得並びに災害発生時等にとるべき行動の修得並びに防災意識の高揚に努めるものとする。

(災害及び防災に関する普及啓発)

第十三条 市町村は、住民、自主防災組織及び事業者が平常時から災害に備え、適切な防災対策を実施することができるよう、国、県その他の関係機関と連携し、災害及び防災に関する普及啓発に努めるものとする。

2 県は、国、市町村その他の関係機関と連携し災害及び防災に関する普及啓発を図るとともに、前項の普及啓発の実施を支援するものとする。

3 前二項の普及啓発は、災害の発生原因となる自然現象（以下「災害発生現象」という。）の種類又は地域により災害の態様が異なることに留意して行われなければならない。

(災害関連情報の提供等)

第十四条 県及び市町村は、県民、自主防災組織及び事業者が平常時から災害に備え、適切な防災対策を実施することができるよう、災害発生現象に関する情報、地形、地質、過去の災害、予測される被害その他の災害に関連する事項についての情報（第二十八条第二項及び第三項並びに第三十三条第一項において「地形等災害関連情報」という。）及び避難に関する情報を収集するとともに、当該情報を適切に県民、自主防災組織及び事業者に提供するよう努めるものとする。

2 市町村は、当該市町村の区域内の防災対策に関する情報を掲載した地図（第四十一条第一項において「防災地図」という。）を作成し、住民にその内容及び活用方法を周知するよう努めるものとする。

3 県は、前二項に規定する市町村の施策の実施を支援するものとする。

(防災に関する教育の実施)

第十五条 学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいう。）又は保育所を設置し、又は管理する者は、防災に関する教育の重要性を認識し、幼児、児童、生徒及び学生が、防災に関する理解を深めるとともに、災害発生時等において自己の安全を確保するため適切な対応ができるよう防災に関する教育の実施に努めるものとする。

2 教職員、保育士等は、災害発生時等において適切な対応ができるよう防災に関する訓練及び研修への参加に努めるものとする。

(物資の計画的な備蓄等)

第十六条 県及び市町村は、災害応急対策に必要な物資及び資機材を計画的に備蓄し、整備し、又は点検するよう努めるものとする。

(公共施設の整備等)

第十七条 市町村は、避難場所の指定に当たっては、災害に対する安全性を考慮するとともに、避難場所に指定したその所有又は管理に係る公共施設の耐震性の確保等に努めるものとする。

2 県は、避難場所に指定されたその所有又は管理に係る公共施設の耐震性の確保等に努めるものとする。

3 県及び市町村は、ユニバーサルデザイン（年齢、性別、能力、国籍等にかかわらず、すべての人にとって安全かつ安心で利用しやすいよう、建物等を設計することをいう。）の趣旨に沿って、前二項の公共施設の整備に努めるものとする。

4 県及び市町村は、道路、公園、河川、港湾等の施設について、防災上の観点から、定期的な点検及び計画的な整備に努めるものとする。

5 県及び市町村は、防災対策上特に重要な建築物について、耐震性の確保等に努め、又はその所有者に対しこれを促すよう努めるものとする。

(情報収集伝達体制の整備)

第十八条 市町村は、あらかじめ、災害発生時等における被害、避難、住民の安否その他の必要な事項に関する情報の収集及び伝達のための体制の整備に努めるものとする。

2 県及び市町村は、孤立地区（災害の発生により交通が途絶した地区をいう。次条第三項において同じ。）における通信の途絶に備え、災害発生時の通信手段の確保に努めるものとする。

3 県は、災害発生時等における気象、被害等に関する情報を収集し、国、市町村その他の関係機関に提供するための体制をあらかじめ整備するものとする。

4 県及び市町村は、法令に基づく避難の勧告若しくは指示又は災害時要援護者に対する避難の準備に関する情報（次条第一項、第三十六条及び第四十一条において「避難勧告等」という。）に関する情報の提供について、あらかじめ報道機関との連携を図るよう努めるものとする。

(避難計画の策定等)

第十九条 市町村は、あらかじめ、自主防災組織等と連携し、避難勧告等の発令の基準、避難場所、避難経路、避難方法その他の避難のために必要な事項を定めた避難計画を、災害の態様及び地域の特性に応じて策定するよう努めるものとする。

2 市町村は、あらかじめ、災害発生時等における避難場所の運営について、衛生、プライバシー（他人からみだりに見られず、若しくは干渉されず、又はそのおそれがないことをいう。）等に配慮し、かつ、避難場所の所有者又は管理者及び自主防災組織と連携した運営のための基準を作成するよう努めるものとする。

- 3 県及び市町村は、孤立地区の発生に備え、災害発生時における住民等を輸送する手段の確保に努めるものとする。
- 4 市町村は、あらかじめ、関係機関と連携し、疾病等のために避難場所では生活することができない住民が避難することができる施設及び災害発生時において当該施設で必要となる人員の確保に努めるものとする。
- 5 県は、広域的な避難が円滑に行われるようにするため、避難場所への誘導方法を確立することができるよう市町村を支援するものとする。

(災害時要援護者の支援体制の整備)

第二十条 市町村は、あらかじめ、災害時要援護者に関する情報を把握するよう努めるとともに、自主防災組織等と連携し、災害時要援護者の支援を行うための体制の整備に努めるものとする。

- 2 市町村は、あらかじめ、福祉避難所(災害時要援護者であつて避難場所での生活において特別な配慮を必要とするものが避難することができる施設をいう。)の指定に努めるものとする。
- 3 県は、前二項に規定する施策の実施を支援するものとする。

(医療救護体制の整備等)

第二十一条 市町村は、あらかじめ、災害発生時における医療及び救護に関する計画の策定に努めるとともに、災害による傷病者の治療の拠点となる医療機関の指定等災害発生時における医療及び救護のための体制の整備に努めるものとする。

- 2 県は、前項に規定する施策の実施の支援並びに災害発生時における広域的な医療及び救護のための体制の整備に努めるものとする。

(公衆衛生の確保のための体制の整備)

第二十二条 県及び保健所を設置する市は、あらかじめ、関係機関と連携し、災害発生時における感染症(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)第六条第一項の感染症をいう。)の発生の予防及びそのまん延の防止、住民の心身の健康管理その他の公衆衛生の確保のための体制の整備に努めるものとする。

(緊急輸送体制の整備)

第二十三条 県及び市町村は、国その他の関係機関と連携し、災害発生時における物資等の緊急輸送のための体制の整備に努めるものとする。

(事業者等との協定)

第二十四条 県及び市町村は、食料、飲料水、医薬品その他の生活物資の供給及び輸送、災害の発生に伴い帰宅が困難となった者(第三十八条及び第四十五条において「帰宅困難者」という。)への

支援その他の災害応急対策が迅速かつ的確に実施されるよう、あらかじめ、事業者等又は他の地方公共団体との協定の締結に努めるものとする。

(自主防災組織の結成の促進等)

第二十五条 市町村は、自主防災組織の結成の促進に努めるとともに、自主防災組織が実施する防災対策に対し、必要な支援を行うよう努めるものとする。

2 県は、前項に規定する施策の実施を支援するものとする。

(人材の育成等)

第二十六条 県及び市町村は、自主防災組織の防災対策及び防災ボランティアの活動が効果的に実施されるよう、自主防災組織が実施する防災対策において指導的役割を担う者の育成並びに防災ボランティアの活動が円滑に実施されるよう連絡調整を行う者等の専門的な知識及び技術を有する防災ボランティアの育成及び確保に努めるものとする。

(防災ボランティア活動の環境整備等)

第二十七条 県及び市町村は、災害発生時における防災ボランティアの活動が円滑に実施されるよう、関係機関と連携し、受入体制の整備、物資及び資機材の提供等防災ボランティアの活動の環境の整備に努めるものとする。

2 県及び市町村は、防災ボランティアの活動への県民及び事業者の積極的な参加を促すため、意識の啓発に努めるものとする。

第二節 県民の役割

(防災知識の習得等)

第二十八条 県民は、防災に関する訓練及び研修に積極的に参加すること等により、災害発生現象の特徴及び予測される被害に関する知識の習得に努めるとともに、災害発生現象の態様に応じた備え及び災害発生時等にとるべき行動の修得に努めるものとする。

2 県民は、自らが生活する地域について、地形等災害関連情報を収集し、理解するよう努めるものとする。

3 県民は、災害発生現象の態様及び地形等災害関連情報に応じた避難場所、避難経路、避難方法、家族との連絡方法等をあらかじめ家族等で確認しておくよう努めるものとする。

(建築物の安全性の確保等)

第二十九条 建築物の所有者は、当該建築物について、建築物に関する法令に基づき耐震診断（地震に対する安全性を評価することをいう。）を行うよう努めるとともに、その結果を踏まえ、耐震改修（地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕若しくは模様替又は敷地の整備を

することをいう。)その他の適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 県民は、その所有し、又は管理する家具、窓ガラス等について、災害発生時の転倒、飛散等を防ぐための措置を講ずるよう努めるものとする。

3 ブロック塀、広告板その他の工作物及び自動販売機(以下この項において「工作物等」という。

)の設置者は、当該工作物等の耐震性等を確保するために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、災害発生時の安全性を確保するため、当該工作物等を定期的に点検し、必要に応じ、補強、撤去その他の適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

(生活物資の備蓄等)

第三十条 県民は、あらかじめ、食料、飲料水、医薬品その他の災害発生時等において必要となる生活物資を備蓄し、及び点検し、並びにラジオ等の災害発生時等の情報収集の手段を確保するよう努めるとともに、避難の際に必要な物資を直ちに持ち出すことができるように準備しておくよう努めるものとする。

2 県民は、災害を未然に防止し、及び災害発生時の被害の拡大を防止するため、消火器その他の必要な資機材を整備するよう努めるものとする。

(災害時要援護者からの情報の提供)

第三十一条 災害時要援護者は、自主防災組織等及び市町村に対し、避難等の支援を受ける際に必要な自らの情報をあらかじめ提供するよう努めるものとする。

第三節 自主防災組織の役割

(防災意識の啓発等)

第三十二条 自主防災組織は、防災意識の啓発及び高揚を図るため、地域住民に対して防災に関する訓練及び研修を行うよう努めるとともに、その構成員を、県、市町村等が行う防災に関する研修等に積極的に参加させるよう努めるものとする。

(地形等災害関連情報の確認等)

第三十三条 自主防災組織は、県、市町村等が提供する災害及び防災に関する情報を活用し、地形等災害関連情報を確認するよう努めるとともに、災害発生現象の態様及び当該地形等災害関連情報に応じた避難場所、避難経路、避難方法等をあらかじめ把握しておくよう努めるものとする。

2 自主防災組織は、前項の規定により確認し、及び把握した情報その他の防災対策に関する情報を掲載した地図を作成し、地域住民にその内容及び活用方法を周知するよう努めるものとする。

(災害時要援護者の支援等)

第三十四条 自主防災組織は、災害時要援護者の避難等の支援を円滑に行うため、市町村等と連携し

、あらかじめ地域における災害時要援護者に関する情報を把握するよう努めるとともに、家具の転倒防止等災害時要援護者の災害予防対策の支援に努めるものとする。

2 自主防災組織は、災害時要援護者に関する情報の管理に当たっては、情報の漏えい及び目的外利用の防止に万全を期するものとする。

(物資の備蓄等)

第三十五条 自主防災組織は、初期消火、負傷者等の救出救護その他の災害発生時の応急的な措置に必要な物資及び資機材を備蓄し、整備し、又は点検するよう努めるものとする。

(避難勧告等への対応の準備)

第三十六条 自主防災組織は、避難勧告等が発令された場合に地域住民の避難が円滑に行われるよう、あらかじめその構成員の役割を分担しておく等災害予防対策の実施に努めるものとする。

第四節 事業者の役割

第三十七条 事業者は、災害発生時等において来所者、従業者等の安全を確保し、及び事業を継続するための計画を策定し、当該計画を実施するための体制を整備するよう努めるとともに、防災に関する訓練及び研修を積極的に行うよう努めるものとする。

第三章 災害応急対策

第一節 県の責務及び市町村の役割

(情報の収集及び提供)

第三十八条 県及び市町村は、災害発生時等において、第十八条第一項又は第三項の体制に基づき、速やかに災害及び防災に関する情報を収集し、住民、自主防災組織、帰宅困難者等に対し、迅速かつ的確に提供するよう努めるものとする。

(災害応急対策のための体制の確立)

第三十九条 県及び市町村は、災害発生時等において、迅速かつ適切な避難、救助、医療等の災害応急対策が実施されるよう必要な体制の速やかな確立に努めるものとする。

(市町村への応援)

第四十条 県は、災害発生時等において、市町村から応援を求められ、又は応急措置の実施を要請されたときは、あらゆる手段の活用を検討し、速やかに対応するものとする。

第二節 県民の役割

(避難及び避難場所)

第四十一条 県民は、災害発生時等において、当該災害に関する情報に留意し、防災地図の活用により、必要と判断したときは自主的に避難するとともに、避難勧告等の発令があつたときは速やかに

これに応じて行動するものとし、避難に当たっては、互いに助け合い、円滑な避難に努めるものとする。

2 避難場所を利用する者は、互いに協力して共同生活を営むよう努めるとともに、避難勧告等が解除されるまでの間、避難を継続するものとする。

(車両使用の自粛等)

第四十二条 県民は、災害発生時において、災害対策基本法、道路交通法（昭和三十五年法律第五号）その他の法令に基づき公安委員会又は警察官が行う車両の通行の規制その他の交通の規制を遵守するとともに、当該交通の規制が行われていない道路においても、緊急通行車両（災害対策基本法第七十六条第一項の緊急通行車両をいう。）の通行の妨げとならないように車両の使用を自粛するよう努めるものとする。

第三節 自主防災組織の役割

第四十三条 自主防災組織は、災害発生時等において、市町村その他の関係機関と連携し、地域住民の安否等に関する情報の収集及び伝達、地域住民等の避難誘導、初期消火、負傷者等の救出救護、給水及び給食、危険箇所の巡視その他の地域における災害応急対策を実施するよう努めるものとする。

第四節 事業者の役割

(来所者等の安全の確保)

第四十四条 事業者は、災害発生時等において、来所者、従業員等の安全を確保するよう努めるとともに、その専門性及び組織力を活用し、自主防災組織等と連携し、負傷者等の救出救護、初期消火、地域住民等の避難誘導、災害等に関する情報の収集及び提供等を行い、地域住民の安全を確保するよう努めるものとする。

(帰宅困難者への支援)

第四十五条 事業者は、事業所の周辺地域において帰宅困難者が発生しているときは、一時的な避難場所の提供その他の必要な支援に努めるものとする。

第五節 防災ボランティアの役割

第四十六条 防災ボランティアは、災害発生時において、県、市町村及び自主防災組織と連携し、地域において必要とされている災害応急対策の内容を的確に把握した上で、被災した家屋の清掃、避難場所における給食の支援等きめ細かな活動を行うことにより、災害応急対策が効果的に実施されるよう努めるものとする。

第四章 復旧・復興対策

第一節 県の責務及び市町村の役割

第四十七条 県及び市町村は、大規模な災害が発生したときは、県民の参画を図りながら、公共的施設の復旧、被災者の生活の再建、地域経済の復興等について定めた計画を策定するよう努めるものとする。

2 県及び市町村は、被災者の意向を踏まえるとともに、国その他の関係機関と連携し、前項の計画の定めるところにより、復旧・復興対策の円滑な実施に努めるものとする。

第二節 県民の役割

第四十八条 県民は、自らも地域の復旧及び復興の主体であることを認識した上で、互いに協力し、県、市町村、自主防災組織、事業者及び防災ボランティアと協働することにより、自らの生活の再建及び地域社会の再生に努めるものとする。

2 県民は、循環型社会を形成する観点から、復旧及び復興時において、家具等を再使用することにより、廃棄物の発生を抑制するよう努めるものとする。

第三節 自主防災組織の役割

第四十九条 自主防災組織は、復旧及び復興時において、地域社会の再生に貢献し、かつ、国、県及び市町村が実施する復旧・復興対策に協力するよう努めるものとする。

第四節 事業者の役割

(雇用の場の確保等)

第五十条 事業者は、復旧及び復興時において、事業の継続又は中断した事業の速やかな再開により雇用の場の確保に努めるとともに、国、県、市町村等と連携し、地域経済の復興に貢献するよう努めるものとする。

(生活に不可欠な施設の復旧)

第五十一条 水道、電気供給施設、ガス供給施設、電気通信事業の用に供する施設等の管理者は、復旧対策を実施するときは、情報の共有を図る等互いに協力しながら当該施設の速やかな復旧に努めるものとする。

第五節 防災ボランティアの役割

第五十二条 防災ボランティアは、復旧及び復興時において、被災者の生活の再建が円滑に行われるよう、県及び市町村と連携し、被災者の意向に配慮した支援に努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

制 定 理 由

防災対策に関し、基本理念を定め、災害予防対策、災害応急対策及び復旧・復興対策における県、市町村、県民、自主防災組織、事業者及び防災ボランティアの責務又は役割を明らかにすることにより、防災対策を総合的かつ計画的に推進し、もって災害に強い社会の実現に寄与する必要がある。

地方公営企業等金融機構出資について

平成20年度において、地方公営企業等金融機構に対し、次の金額の範囲内で出資を行うものとする。

出 資 額 141,000 千円

(参 考)

岡山県議会の議決すべき事件を指定する条例抜粋

地方自治法第96条第2項の規定により、次の事項を岡山県議会の議決すべき事件として指定する。

1～5 略

6 1件 500万円以上の出資及び出捐に関すること。

包括外部監査契約の締結について

次のとおり包括外部監査契約を締結するものとする。

- 1 契約の目的 監査及び監査の結果に関する報告
- 2 契約の始期 平成20年4月1日
- 3 契約の金額 16,231千円を上限とする額
- 4 契約の相手方 岡山市関263番地の17
河村英紀(弁護士)
- 5 契約要領 岡山県財務規則(昭和61年岡山県規則第8号)に準拠

(参考)

地方自治法抜粋

(包括外部監査契約の締結)

第252条の36 次に掲げる普通地方公共団体(以下「包括外部監査対象団体」という。)の長は、政令の定めるところにより、毎会計年度、当該会計年度に係る包括外部監査契約を、速やかに、一の者と締結しなければならない。この場合においては、あらかじめ監査委員の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

一 都道府県

二・三 略

2～7 略

県民局・支局の再編について

平成21年4月の地域庁舎においては、現地で行う必要がある県施設の管理や災害・危機管理などの業務について実施することとしているが、今後、再編完了に向けて、以下により支局体制における課題等について検討を行う。

1 主な課題

- ・危機管理体制の構築
- ・保健所のあり方の見直し
- ・岡山市の政令指定都市への移行
- ・入札制度改革の取組
- ・庁舎関係（県民局執務スペースの確保、支局空きスペースの有効活用等）
- ・その他、県民局・支局体制における課題 等

2 「県民局・支局の再編に関する連絡会議」の設置(H20.2)

(1) 目的

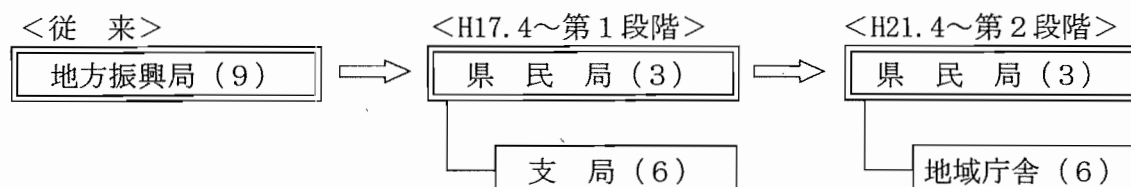
全庁的な共通認識のもとで取組を進め、来年度の早い時期に、支局体制の検証、再編の方向性、県民局及び地域庁舎の業務・組織のあり方等について明らかにする。

(2) 構成

総務部次長、企画振興部次長、本庁主管課長、県民局総務課長、支局総務室長等

(参 考)

1 再編の進め方 - 2段階の見直し -



2 地域庁舎で実施する業務

- ア 災害・危機管理への対応
- イ 現場における業務実施の効率性確保
- ウ 県民サービスの確保
- エ 県道等県が管理すべき施設の維持管理・補修

地方振興局の再編

— 地方振興局から県民局へ —

平成17年1月

岡山県

目 次

はじめに	1
序 論	
1 再編のねらい	2
2 再編後の地方振興局が担うべき機能	2
(1) 総合出先機関としての機能	
(2) 広域行政支援機能	
(3) 県民の参画、地域との協働による地域のプロデューサー機能	
(4) 各行政分野ごとの出先機関としての機能	
(5) 住民サービス機能	
3 再編への取組	3
I 再編による新たな行政体制	
1 新たな行政体制	4
(1) 県民局	
(2) 地域庁舎	
2 再編の進め方 - 2段階の見直し -	4
II 県民局の所管区域	
1 所管区域	5
2 3局再編の考え方	6
(1) 歴史的、地理的背景	
(2) 市町村合併への対応	
(3) 行政効率	
(4) 住民の生活圏域	
3 県民局の位置	7
III 県民局の組織と業務	
1 再編に伴う組織と業務	8
2 各機関で実施する業務の考え方	10
(1) 本庁へ集約して実施する業務	
(2) 県民局で実施する業務	
(3) 地域庁舎で実施する業務	
3 県民局の設置に伴う出先機関の見直し	13
(1) 保健所	
(2) 農業改良普及センター	
(3) 玉野建設事務所及び建部建設事務所	
(4) その他の出先機関	

IV 県民局の機能強化	14
V 市町村への権限・事務の移譲	
1 取組の姿勢	15
2 進め方	15
VI 再編に伴う削減効果の目標	15
VII 再編に伴う課題への対応	
1 二重行政への対処の考え方	16
(1) 制度上の見直し	
(2) 運用上の見直し	
(3) 県民への周知	
2 災害・危機管理対応への考え方	17

資料

・生活圏域

資料1:通勤圏 資料2:通学圏 資料3:重症時医療圏 資料4:高速道路・鉄道網

・各機関で行う具体的な業務（主なもの）

はじめに

地方振興局は、昭和49年7月、地域の特性に応じながら、地域住民に密着した総合的で効率的な行政を推進するため、それまで県下各地域に数多く点在していた縦割りの単独事務所のうち、県税事務所、福祉事務所、労政事務所、農林事務所、農業改良普及所、土木事務所など、地域の基幹的な出先機関を9つの生活圏ごとに整備・統合し設置されたものです。

以来、市町村の枠を超えた広域的な行政課題への対応や、ハード・ソフト両面にわたる総合的な行政サービスの提供、市町村に対する支援や助言、地域ニーズに応えた特色ある施策などを推進し、地域の振興発展に大きな役割を果たしてきました。

しかし、モータリゼーションの急速な浸透や道路網の整備による生活圏の広域化、通信網の整備による高度情報化、少子・高齢化の進行、分権型社会への移行、市町村合併の進展など、本県を取り巻く社会経済状況は、この30年間で著しく変化しています。

また、環境問題への対応や、県政の目標である「快適生活県」を実現させるための様々な分野での協働の推進など、新たな課題にも対応していく必要があります。

さらに、国・地方を取り巻く厳しい財政状況の中、今まで以上に、限られた財源を有効に活用し、効率的な行政運営を一層進めていくことが求められています。

このような状況の変化や課題を踏まえ、第3次行財政改革大綱の基本的考え方に沿って地方振興局の再編整備を行うこととしました。

本県は、総合的な出先機関の設置において、全国的に先駆けた取組を行いました。そして、今、時代に対応した新たな県民局体制の設置にあたりましても、全国に範を示してまいります。

この振興局の再編は、第3次行財政改革の中の最大の取組課題であり、地方分権改革の大きな流れの中で、本県の将来の発展のために避けては通れない改革です。

今後、地域や県民との協働、市町村への権限移譲を進めながら、振興局制度発足以来の大改革に全庁一丸となって取り組んでまいります。そして、この再編により、これまで地方振興局が果たしてきた役割、機能を引き継ぎながら、新しい時代に対応した真に効率的で効果的な行政体制の確立を目指しますので、県民の皆様のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。

平成17年1月

岡山県知事 石井正弘

序 論

1 再編のねらい

今後、市町村への権限移譲が一層進み、市町村合併など、市町村のあり方も大きく変わっていく中で、広域的な地域の総合出先機関として、地域の実態を踏まえた施策を、多様な主体との協働を進めながら、迅速・的確に展開することを目指します。

また、本県を取り巻く極めて厳しい行財政状況のもとで、県民の期待に応える「新しい時代に対応する柔軟でスリムな組織体制」の整備を目指します。

2 再編後の地方振興局が担うべき機能

(1) 総合出先機関としての機能

新たな行政課題や複雑・多様化する行政需要に的確に対応するため、地方分権時代にふさわしい地域の総合出先機関としての総合調整機能を発揮します。また、現在、地方振興局を経由して本庁で処理している業務については、原則としていずれかの機関だけの処理で完結し、二重の事務処理とならないようにします。

(2) 広域行政支援機能

地方分権時代における市町村の主体的な活動を、より広域的な視点で支援します。

(3) 県民の参画、地域との協働による地域のプロデューサー機能

市町村との連携、NPOや地域住民などとの協働の視点で地域課題を解決していくことを目指します。

(4) 各行政分野ごとの出先機関としての機能

業務の必要性について十分検討したうえで、税務、保健福祉、農林水産、土木などの各行政分野の出先機関としての機能を果たし、効果的な事業推進を図ります。

(5) 住民サービス機能

旅券発行・納税窓口など住民と密接なつながりのある事務は、電子自治体の機能を活用し、住民の利便性の確保に配慮しながら効率的に事務を進めるとともに、今後、市町村への権限移譲を検討するなど見直しを行います。

3 再編への取組

広域化による機能強化

- ・広域的、専門的な行政課題に対応するため、専門性が必要な部門に行政資源（人員や予算）を集中し、機能の充実・強化を図ります。
- ・本庁から再編後の地方振興局への権限の委譲を進め、広域化された局で、申請から決定までの一連の手続きが完了するシステムを作ります。

多様な主体との協働の推進

- ・NPO、ボランティア等多様な主体との協働を進め、その創造性を県政に反映させます。
- ・市町村へ権限・事務の移譲を積極的に進め、県民に身近な行政事務は身近な行政主体が担うこととします。
- ・従来の行政の枠を超えた、質の高いサービスの提供を目指します。

簡素効率的な組織、執行体制の確立

- ・官・民、県・市町村の役割を見直し、効率的・効果的な組織体制を築きます。

I 再編による新たな行政体制

1 新たな行政体制

現在の地方振興局は、県の総合出先機関として県内各地の生活圏ごとに9箇所設置され、30年にわたって地域の代表的な県機関として親しまれてきました。

しかし、今後、身近な行政主体による自己決定、自己責任を趣旨とした「分権型社会」への移行や市町村合併の進展などから、「地方振興」は、市町村がその中心的な役割を果たしていくこととなります。

こうした社会の変化に対応した新たな総合出先機関として、また、県民本位の地域政策全般を担う広域化した県の出先機関として、地方振興局は新しい行政体制に生まれ変わります。

(1) 県民局

現在の地方振興局を統合し、県民と向き合いながら、地域の政策全般について担うこととなる新たな県の拠点機関として、平成17年4月から**3つの「県民局」**に再編します。

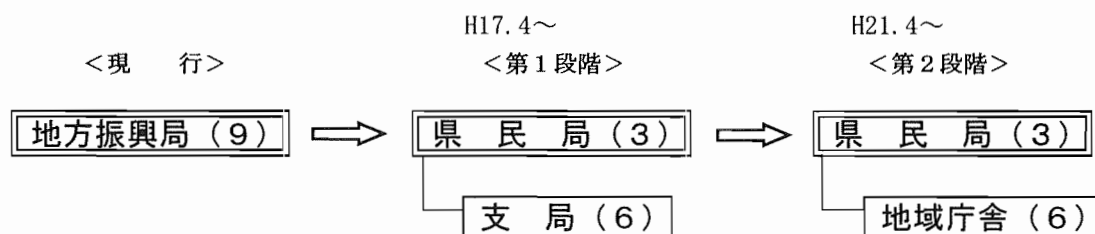
(2) 地域庁舎

6つの既存の地方振興局は3つの県民局に統合されますが、現地で行う必要がある県施設の管理業務や災害・危機管理などの業務については、現在の地方振興局が置かれている地域に**「地域庁舎」**(仮称、以下同じ)を設け、ここで実施します。

しかし、次の「再編の進め方」に示すとおり、こうした体制は平成21年4月から実施することとし、平成17年4月から平成21年3月までの4年間は、6つの地方振興局を県民局の**「支局」**に改め、過渡的な体制で業務を行います。

2 再編の進め方 - 2段階の見直し -

平成17年度を再編のスタートとしますが、現在のいずれの地方振興局の場所にも県民局またはその支局を設置します。しかし、平成20年度末までの第3次行財政改革推進期間中に、「住民に身近な行政事務はできるかぎり市町村で行う」という地方分権の理念に基づき、市町村への権限・事務移譲等を進めながら、順次、支局の機能を縮小し、平成21年4月までには支局を地域庁舎へ再編することで、再編を完了させるという2段階での見直しを進めます。

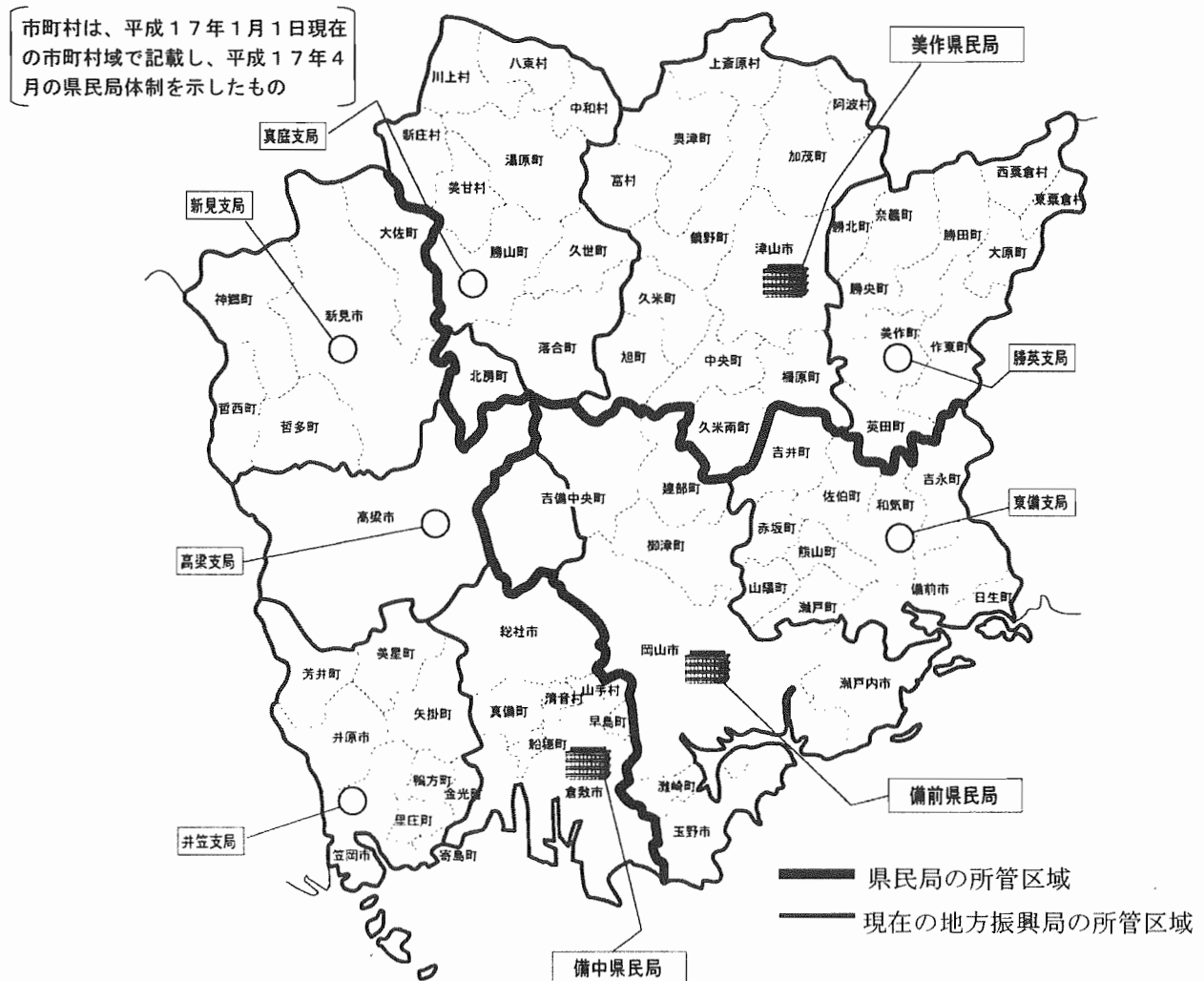


※ 県民局、支局または地域庁舎の組織と業務については、P8以下に掲載しています。

II 県民局の所管区域

1 所管区域

歴史的・地理的背景、市町村合併への対応、行政効率、住民の生活圏域等を総合的に勘案し、備前県民局・備中県民局・美作県民局の3局に再編します。



県民局	位置	人口 (万人)	面積 (km ²)	合併後市町村数(見込)	所管区域 (見込)	現在の 地方 振興局
備前県民局 └ 東備支局	岡山市	90.1	1,900	9 5市4町	岡山市、玉野市、備前市、瀬戸内市、津津郡、赤磐郡、和気郡、児島郡、加賀郡	岡山局 東備局
備中県民局 └ 井笠支局 └ 高梁支局 └ 新見支局	倉敷市	78.9	2,462	10 7市3町	倉敷市、総社市、笠岡市、井原市、高梁市、新見市、都窪郡、浅口郡、小田郡、後月郡、吉備郡、阿哲郡	倉敷局 井笠局 高梁局 阿新局
美作県民局 └ 真庭支局 └ 勝英支局	津山市	26.1	2,743	10 3市5町2村	津山市、上房郡、真庭郡、苫田郡、勝田郡、英田郡、久米郡	真庭局 津山局 勝英局

(注) 合併後市町村数は、平成17年1月1日現在の協議会の設置状況により推測(今後の市町村合併により変更の可能性があります。) 現行の所管区域を越えて合併した吉備中央町は備前県民局の所管とし、合併により真庭市となる予定の北房町は美作県民局の所管とします。

2 3局再編の考え方

(1) 歴史的、地理的背景

備前、備中、美作という古来の国による地域は、それぞれがその歴史的、地域的な共通点を持って発展してきており、地域ごとの結びつきは現在でも強く残っているといえます。県民局は、こうした地域の結びつきの中にあって、広域的な施策を推し進めます。

併せて、備前、備中、美作という伝統的な地名を県民局の名称に用いることで、それぞれの県民局の所管区域を概ね示すとともに、一定の広がりを感じさせることができるものと考えます。また、今日の社会において忘れがちとなっている歴史や風土の大切さを後世に引き継ぎ、地域の文化や伝統を守り、育む気持ちを大切にしていきたいと思います。

(2) 市町村合併への対応

現在、すでに3つの合併市町が誕生するとともに、県下各地域において市町村合併への取組が進められており、これらの合併が実現すると、平成の大合併前に78あった市町村が約1/3程度になると見込まれます。

現在の9つの地方振興局は、78の市町村と連携を図りながら業務を進めてきましたが、こうした市町村の行政体制の大きな変革の中で、新たな市町村の行政体制に応じた見直しを行い、地域の総合出先機関である地方振興局も再編に取り組む必要があります。

(3) 行政効率

広域行政を実施するための一定の人口規模を持ち、管内の面積や市町村数に大きな不均衡が生じないように配慮しました。

特に、分権改革が進む中で、県民に軸足をおいた行政を進めるうえで欠くことのできないパートナーであり、今後とも一層の連携が必要となる市町村について、広域化した県民局間で数的バランスをとり、各局が効率的に広域行政を展開できる体制とします。

また、道路網・高速交通網の整備や公共交通機関等の利便性を考慮しました。さらに、情報先進県である本県の高度情報通信網の一層の進展に伴い、時間的距離の課題も克服されるものと考えます。

そして、現下の極めて厳しい財政状況を念頭に、行財政改革の効果を最も発揮できる体制を目指します。

(4) 住民の生活圏域

昭和49年の地方振興局制度発足時以降の通勤圏、通学圏、医療圏など、県民の行動圏域の移り変わりも併せて考慮しました。

[資料参照]

3 県民局の位置

備前県民局は岡山市、備中県民局は倉敷市、美作県民局は津山市に設置します。

また、再編に伴う財政支出を極力抑制するため、備前県民局は現在の岡山地方振興局、備中県民局は現在の倉敷地方振興局、美作県民局は現在の津山地方振興局の建物を使用します。

県民局の位置については、行政サービスは主に「人」を対象としていることから、人口の集積度を考慮するとともに、管内各地域からの交通の利便性を勘案し、これら3つの都市に設置することが最も望ましいと考えました。

特に、再編に伴い9つの地方振興局が3つの県民局へ集約されることから、各県民局管内の住民や市町村等の来局の利便性や業務実施の効率性を考慮すると、交通の結節点として管内各地域から比較的短時間で到達できる位置にあることが望ましいといえます。

なお、県民局の位置については、今後、地方分権の進展に伴い県と市町村との役割分担が大きく見直される場合などには、広く県民の意向を踏まえ、財政健全化の実現を図ったうえで、あらためて議論する必要も生じてくるものと考えます。

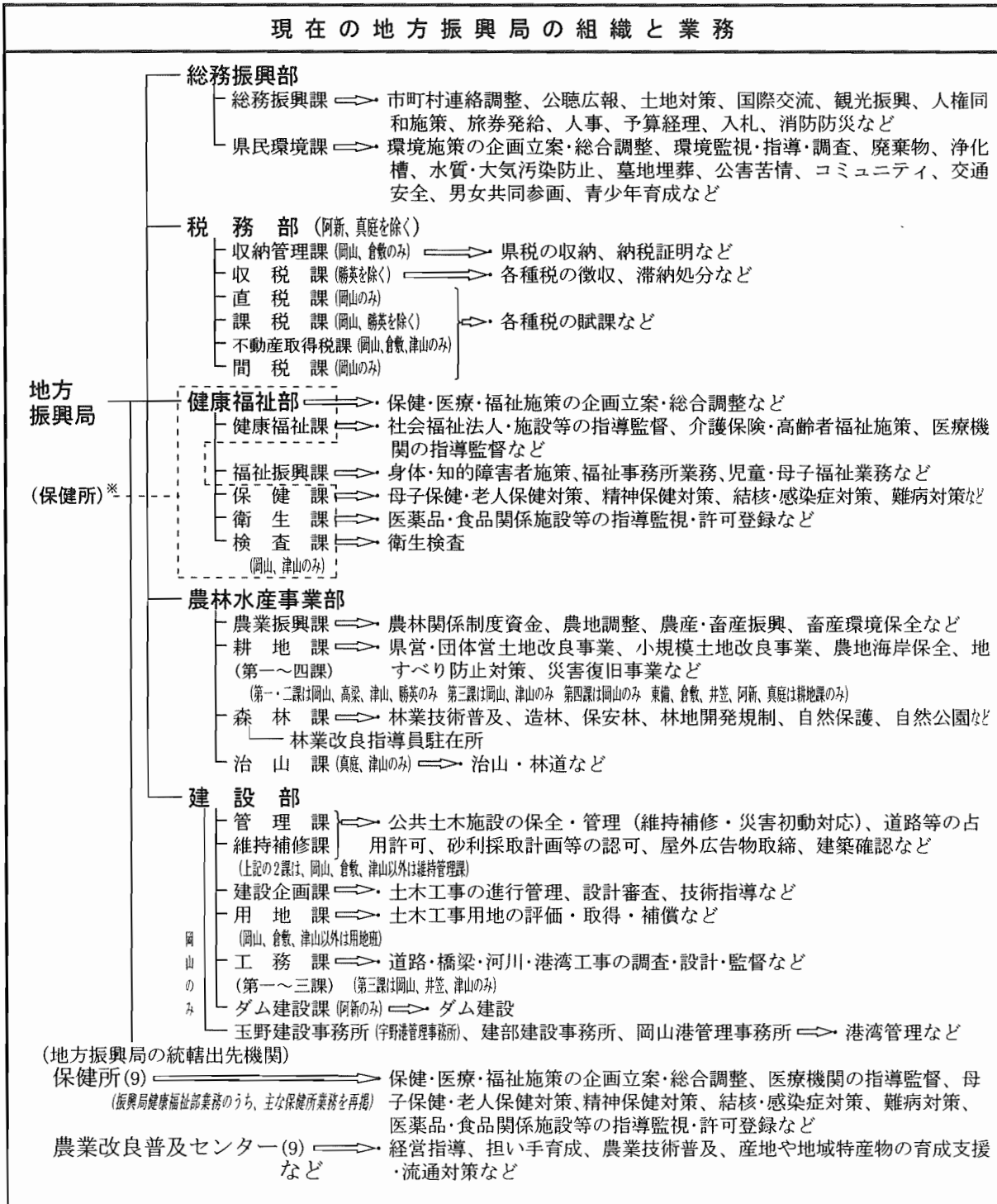
地方振興局は、県民局へ再編することにより広域化されますが、これに対して、県民の生命や財産を守るための災害・危機管理への対応業務や窓口対応業務など現地で行う必要がある業務は、引き続き現在の場所で行うとともに、電子申請の拡大や市町村への権限移譲の推進などにより、県民サービスへの影響に配慮します。

Ⅲ 県民局の組織と業務

1 再編に伴う組織と業務

再編により、現在の地方振興局の組織及び業務は、次のように変わっていくことになります。

なお、組織体制等については、市町村合併の動向や市町村と県との役割分担、民間との協働など関連する諸課題の進展、その他社会経済情勢の変化に柔軟に対応しながら、再編を進めてまいります。

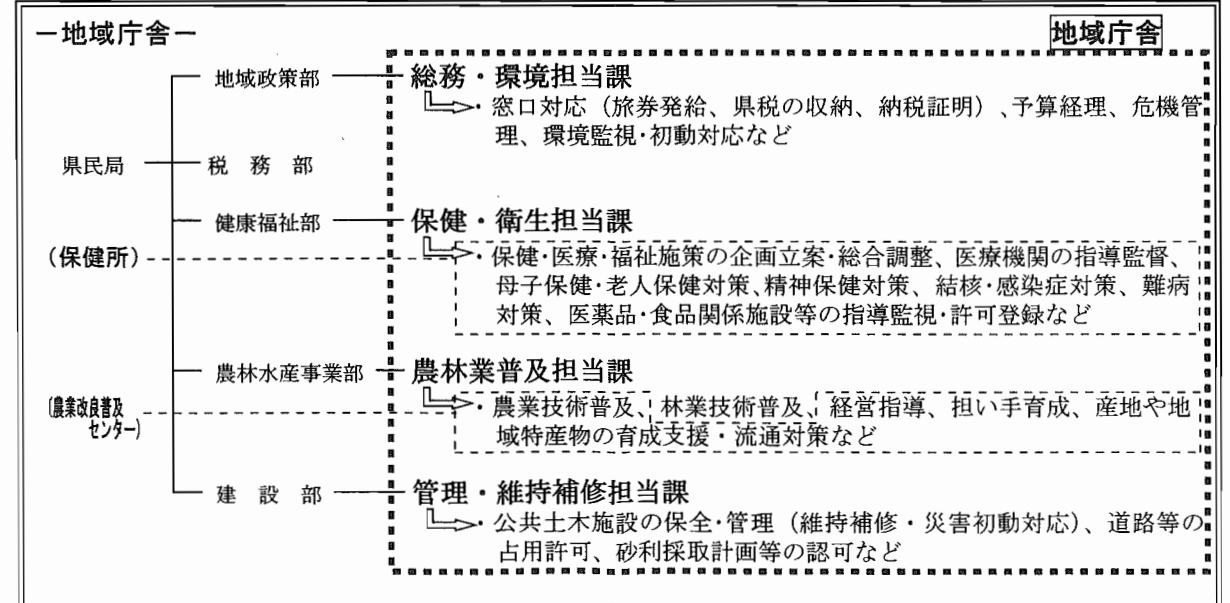
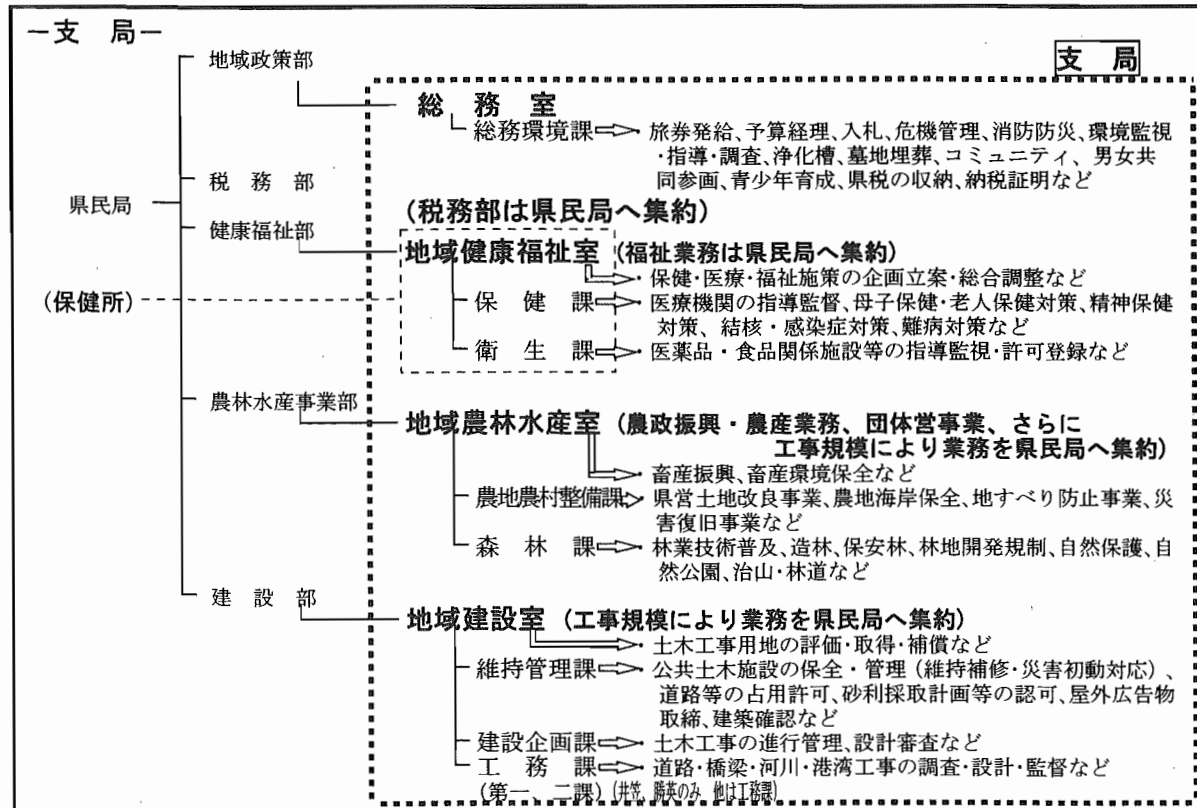
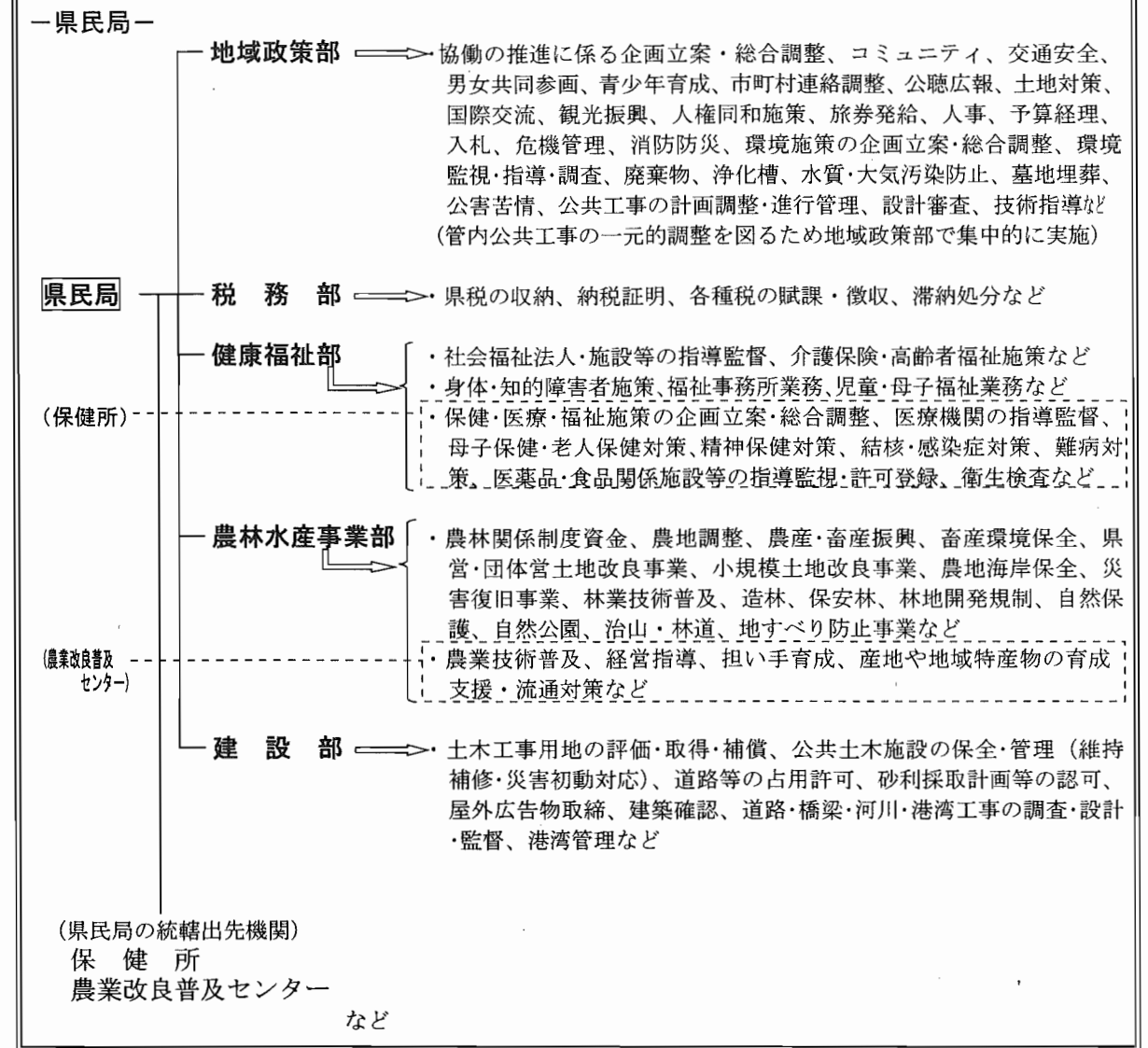


※保健所は地方振興局に併置しています。

H17. 4再編時の組織と業務・・・再編完了までの過渡的体制



H21. 4再編完了後の組織と業務



注) H21年度における課体制については、今後の事務事業の細部に関し未定部分が多いことから、現時点では示すことはできない。

2 各機関で実施する業務の考え方

(1) 本庁へ集約して実施する業務

次の業務は、平成17年4月以降、本庁で一元的に実施することにより、効率的で迅速な処理が可能となることから、県民局では行わず本庁で実施します。

業務の種類	考え方・業務の内容
極めて高い専門的知識を要する業務 年間処理件数が少ない業務 全県的な啓発業務 調査等の管内集計業務 など	本庁に集約を図り、専門性を高めたうえで、効率的・迅速に実施します。 大型店出店調整、企業立地促進補助、農協等の指導監督、地方交付税検査、地方債許可など

(2) 県民局で実施する業務

県民局では、平成17年4月以降も、原則としてこれまで地方振興局で行ってきた業務を行います。

(3) 地域庁舎で実施する業務

平成21年4月以降、地域庁舎では次の業務のみを実施します。
(平成21年3月末までは支局で実施します。)

ア [災害・危機管理への対応]

業務の種類	考え方・業務の内容
自然災害や健康被害、環境破壊などへの初期対応の業務	被災状況の確認、2次災害の防止等のため、関係職員が一定の時間で現場に到着できるよう、引き続き、現地で実施します。 地震、風水害、崩土・落石、食中毒、感染症、児童虐待、精神保健緊急対応、水質汚濁事象の発生など
環境破壊や健康被害の未然の予防の業務	県民の生命、財産に直接関わる重大な危機の発生を未然に予防するための監視業務を効率的に実施するため、引き続き、現地で実施します。 産業廃棄物、大気・水質、医薬品・食品関係施設等の監視・指導・調査など

イ [現場における業務実施の効率性確保]

業務の種類	考え方・業務の内容
農業 [※] ・林業普及指導の業務	<p>農家や林家へ赴き、直接、現地で指導や研修を行うなど、現場に出向くことが基本であること、さらに来局者の負担にも配慮し、引き続き、現地で実施します。</p> <p>〔農業普及指導、林業普及指導など〕</p>

※ 農業普及指導の業務は、現在、農業改良普及センターで実施していますが、今後、県民局への統合を検討します。

ウ [県民サービスの確保]

業務の種類	考え方・業務の内容
県民を対象とした許認可、窓口対応の業務	<p>多くの県民が地方振興局を訪れる主要な窓口対応業務については、県民サービスの著しい低下を避けるため、引き続き、現地で実施します。</p> <p>〔しかし、県民に最も身近な自治体である市町村へ権限、事務を移譲・委託する、あるいは、電子申請等を活用するなどにより、業務を縮小していきます。〕</p> <p>〔旅券発給、税の収納、納税証明の発行など〕</p>

エ [県道等県が管理すべき施設の維持管理・補修]

業務の種類	考え方・業務の内容
県管理道路、河川・ダム等の維持管理、補修の業務	<p>県は公共施設の管理者として維持管理、補修業務を行い、不慮の事故の防止や荒天等による災害発生の防止に努める必要があるため、引き続き、現地で実施します。</p> <p>〔しかし、県民に最も身近な自治体である市町村へ権限、事務を移譲・委託するなどにより、業務を縮小していきます。〕</p> <p>〔道路・河川等の占用許可、道路パトロール、除雪など 維持補修業務（工事金額1千万円未満） 路面舗装工事、交差点改良等交通安全施設設置工事、崩土・落石等による危険箇所防除施設設置工事など〕</p>

(過渡的体制)

平成17年4月から平成21年3月までの間の支局の業務

平成17年4月から、次の①～④の業務（県民サービスへの影響を最小限にとどめながら、一元的に処理することが効率的な業務）は県民局に集約して実施し、それ以外の業務は、過渡的体制としての支局で実施します。

① 市町村への補助等の業務

市町村合併により対象数が減ることなどから、県民局に集約し、一元的に対応します。

〔単県医療費助成、地域福祉対策メニュー事業、団体営土地改良事業補助など〕

② 対象が限られる許認可等の業務

専門性を備えた県民局に集約し、迅速、的確に対応します。

〔廃棄物処理施設設置許可、社会福祉法人施設指導・監査、介護サービス事業者指導・監査など〕

③ 一定規模以上の公共工事の計画・設計・建設の業務

県民局に集約し、効率的、効果的に実施します。

〔道路建設工事、河川改修工事、県営土地改良事業など〕

一定規模以上の公共工事とは、平成17年4月の再編段階では、工事金額4千万円以上の工事とします。支局においては、事業の継続性や地域・県民への影響などを踏まえ、県民局へ集約される工事以外の工事の計画、設計、建設の完了までを行います。

④ その他、集約することで専門性を増し、効果的に実施することが可能となる業務

専門性を備えた県民局に集約し、迅速、的確に対応します。

〔各種税の賦課・徴収、滞納処分、市町村振興計画等の協議、選挙事務、観光振興、農地転用許可など〕

引き続き支局で実施する、上記①～④に掲げる以外の業務についても、平成21年4月の再編完了に向けて、公共工事やそれに付随する事業等を県民局に集約するとともに、権限・事務を市町村へ移譲・委託する、あるいは、電子申請等を活用するなどにより、一層の効率化を進めます。

その結果、平成21年4月以降は(3)のア～エに掲げる業務のみが地域庁舎で実施されることとなります。

なお、支局内の総合調整や対外的な調整業務を行うとともに県民局全体の事業調整にも参画する責任者を支局に配置します。

3 県民局の設置に伴う出先機関の見直し

(1) 保健所

平成17年度は、引き続き現在の場所で保健・衛生業務を行います。

今後、平成17年度末までの現行の岡山県保健医療計画（2次保健医療圏）の見直しを検討することとしており、健康危機管理体制の確保の観点及び市町村合併の動向を踏まえ、保健所の設置のあり方についての見直しを検討します。

(2) 農業改良普及センター

平成17年度は、引き続き現在の場所で普及指導業務を行います。

今後、農業改良普及センターの必置規制の廃止などを内容とした農業改良助長法の一部改正法の施行に伴い、平成18年4月の県民局への統合も含め設置のあり方についての見直しを検討します。

(3) 玉野建設事務所及び建部建設事務所

現在の岡山地方振興局建設部の出先事務所としては廃止し、平成17年4月から備前県民局建設部及び美作県民局建設部に業務を集約します。

ただし、玉野建設事務所が担っている港湾管理機能（宇野港管理事務所）については、引き続き、現在の場所で開催することとします。

(4) その他の出先機関

第3次行財政改革大綱に定めるとおり、上記以外の出先機関についても、近年の交通機関の発達や情報化の進展、さらには、市町村合併の進展を踏まえ、統合や所管区域の見直しを行います。

IV 県民局の機能強化

地方振興局から県民局へ再編するにあたり、県民の参画と協働を推進する地域の総合出先機関として、地域ニーズを把握し、これを県行政へ反映させるために、県民局の機能の強化、体制の充実を図ります。

① 企画・立案機能の強化

- ・局の企画・立案機能、総合調整を担う「地域政策部協働推進室」を設置します。
- ・県民との幅広い協働をベースに、地域の特色あるプロジェクトや先駆的取組などを体系化した「夢づくり協働プログラム」を策定します。

② 総合調整機能の強化

- ・本庁から県民局へ権限委譲を進め、県民局において申請から決定までの一連の手續を完了させ、二重行政の解消に取り組みます。
- ・地域の声を県政に反映させ、地域ニーズに基づく施策を推進します。

③ 地域住民との協働による施策の展開

- ・県民局における協働施策を地域全体で推進するため、地域住民をはじめ市町村、各種団体など多様な協働の主体の参画による「協働の推進と地域の意見を聞く場」を設けます。

④ 地域ニーズの県政への反映

- ・地域ニーズを踏まえて、本庁と県民局が一体となった政策を推進するため、県民局長が本庁の政策企画推進会議等の構成員となるなど、本庁と局の連携強化のための体制を整備します。

⑤ 市町村支援機能の強化と連携体制の構築

- ・市町村への権限・事務の移譲などへの対応のため、県民局からの市町村への職員派遣や職員交流などによる人的支援を強化します。
- ・県民局において、より広域的・専門的な視点から、合併後の市町村等に対して助言、協力するなど、密接な連携体制を構築します。

V 市町村への権限・事務の移譲

1 取組の姿勢

地方分権の進展や市町村合併の進捗により市町村の自治能力は向上することから、地方振興局の再編と並行して、住民に身近な事務は、できる限り住民に最も身近な基礎的自治体である市町村で行うことができるよう、県と市町村との役割分担を踏まえ、市町村と十分に協議を行いながら、権限・事務の移譲を積極的に進めることとします。

2 進め方

今後、県の事務事業の精査、他県の先行事例等を参考に、移譲可能な権限を選定し、平成16年度末を目指して権限移譲を推進するための指針の策定に取り組み、全庁的な権限移譲推進体制のもと、できるだけスムーズな移譲が進められるよう対応します。

その際、以下のとおり市町村に対して積極的な措置等を講じることとします。

- ① 移譲された事務処理に必要な経費に対する財政措置
- ② 市町村研修生の受け入れ、県職員の派遣などの人的支援
- ③ 事務処理（引継）マニュアルの作成、説明会、実務研修の実施

VI 再編に伴う削減効果の目標

県民局への再編に伴い、事務事業の見直しや組織の簡素・効率化等を進めながら定数の削減に取り組み、現在約2,100人いる地方振興局職員について、平成21年度の再編完了までに370人程度の削減を行ったうえで、現在見込み得る新たな行政需要等への対応に必要な再配置を行うことにより、**340人程度の純減**を図ることを目標とします。

これにより、今後5年間で、人件費については40億円以上、また、削減人数に応じた事務経費等の削減を図ることで10億円以上、**合計50億円以上の削減効果**を生み出します。

なお、今後、市町村と協議を進めていく権限・事務移譲の進展、その他社会経済情勢の変化に伴い将来新たに発生する行政需要に柔軟に対応しながら、目標の達成に向け努力してまいります。

Ⅶ 再編に伴う課題への対応

1 二重行政への対処の考え方

本庁、県民局、支局（地域庁舎）の間の事務処理上の権限と責任の所在について、制度上も運用上も明確にし、それぞれの機関でワンストップで事務を完結させることにより、二重の事務処理とならないよう取り組みます。

(1) 制度上の見直し

① 本庁から県民局への権限委譲

地域の実情を把握している県民局で処理すべきと考えられる事務については、知事から県民局長へ権限を委譲していきます。

例) ・ 4 ha以下のすべての農地転用事務

- ・ 県営土地改良事業の法手続、財産処分等に関する事務
- ・ 国土利用計画法の土地取引の規制事務
- ・ 廃棄物再生事業者及び浄化槽保守点検業者の登録事務など

② 本庁への事務処理権限の引き上げ

現在、地方振興局長に権限を委譲している事務であっても、全県的な調整や判断が真に必要な事務については、権限を本庁に引き上げます。

例) ・ 大型店出店調整に関する事務

- ・ 農協等の指導監督に関する事務
- ・ 地方債の許可に関する事務など

③ 支局及び地域庁舎における事務処理

支局で実施する事務のうち、支局のエリアに関する事務は支局で完結できるよう、支局に配置する責任者に権限を付与します。

地域庁舎における窓口対応業務等についても、県民サービスの観点から地域庁舎で完結するよう、地域庁舎に課を設置し、その責任者に権限を付与します。

(2) 運用上の見直し

① 上記の制度上の見直しを踏まえ、市町村補助金の交付事務等は、原則として最終的に意思決定する機関でワンストップで処理することを運用上も徹底します。

② 各種調査事務等で、各地方振興局において、管内集計したものについて、再度、本庁で集計しているような事務は、原則として直接本庁で行います。

③ 本庁と県民局の間の単なる経由業務は、廃止します。

(3) 県民への周知

県民局への再編にあたり、県民局及び支局（地域庁舎）で行う業務について、パンフレットやホームページなど各種の広報手段を活用し、県民に対しての周知を図ります。

2 災害・危機管理対応への考え方

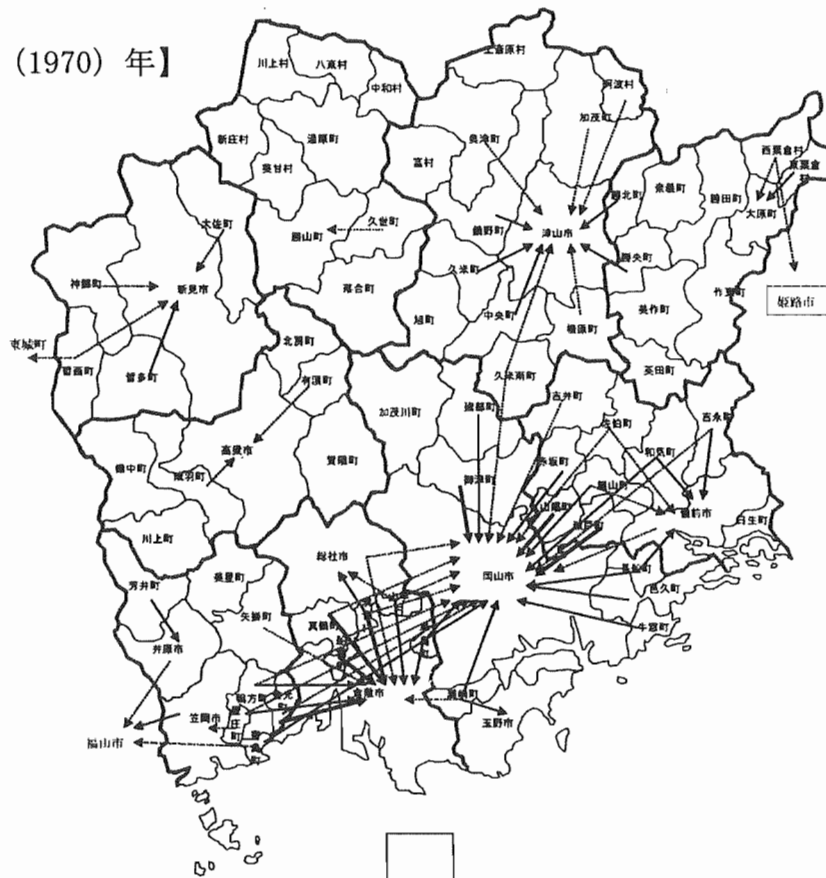
今年度発生した台風被害などの災害発生状況等を検証し、県民局への再編を踏まえた危機管理体制を整備します。

この中で、災害・危機発生時における市町村・本庁・県民局・支局のそれぞれの役割分担を明確にするとともに、新たに県民局に危機管理を担当する責任者を配置するほか、支局においても責任体制を明確化するなど、組織的な防災体制を強化します。そして、災害発生時の情報収集・伝達体制、支局の災害対応に必要な職員を県民局から出動させる体制などを構築します。

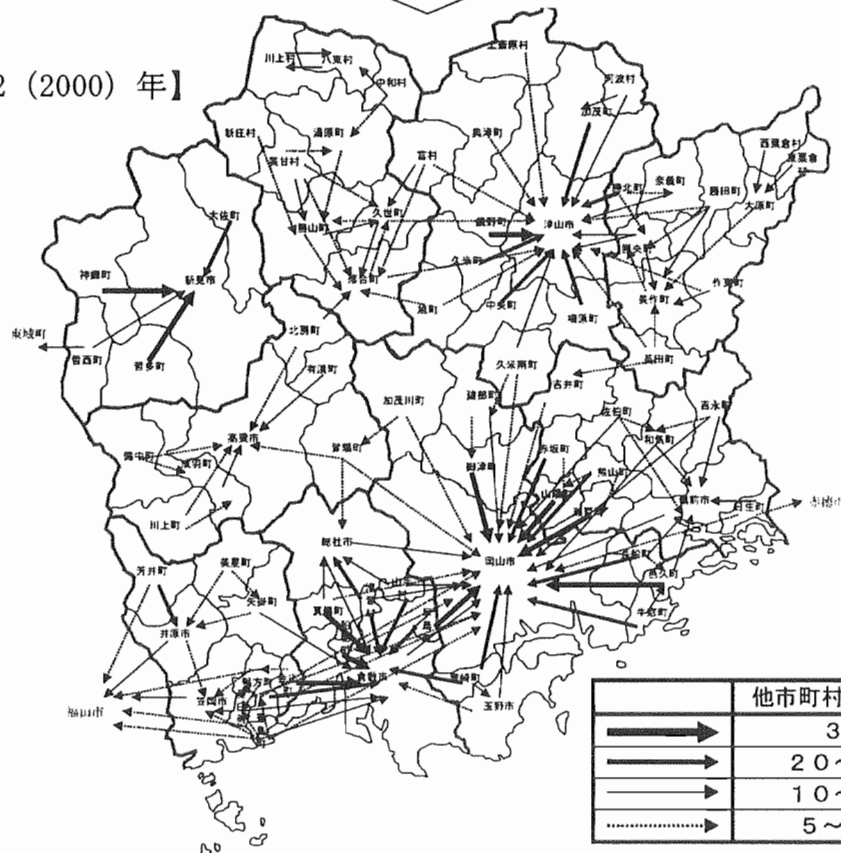
また、平成21年度の再編完了時には、地域庁舎における体制は極力スリムなものとなりますが、災害・危機への初動対応は重要であり、市町村等と情報を共有化するとともに県民へリアルタイムな情報提供を行う防災情報ネットワークを活用したうえで、災害・危機に迅速かつ的確な対応ができる人員体制の整備を図るとともに、災害の状況に応じ随時、県民局から地域庁舎に職員を出動させるなどの防災体制を新たにシステム化します。併せて、市町村合併の進展を踏まえ、市町村防災体制の一層の整備を促すとともに、市町村との連携を充実強化してまいります。

一 資 料 一
 生活圏域
 通勤圏

【昭和45（1970）年】



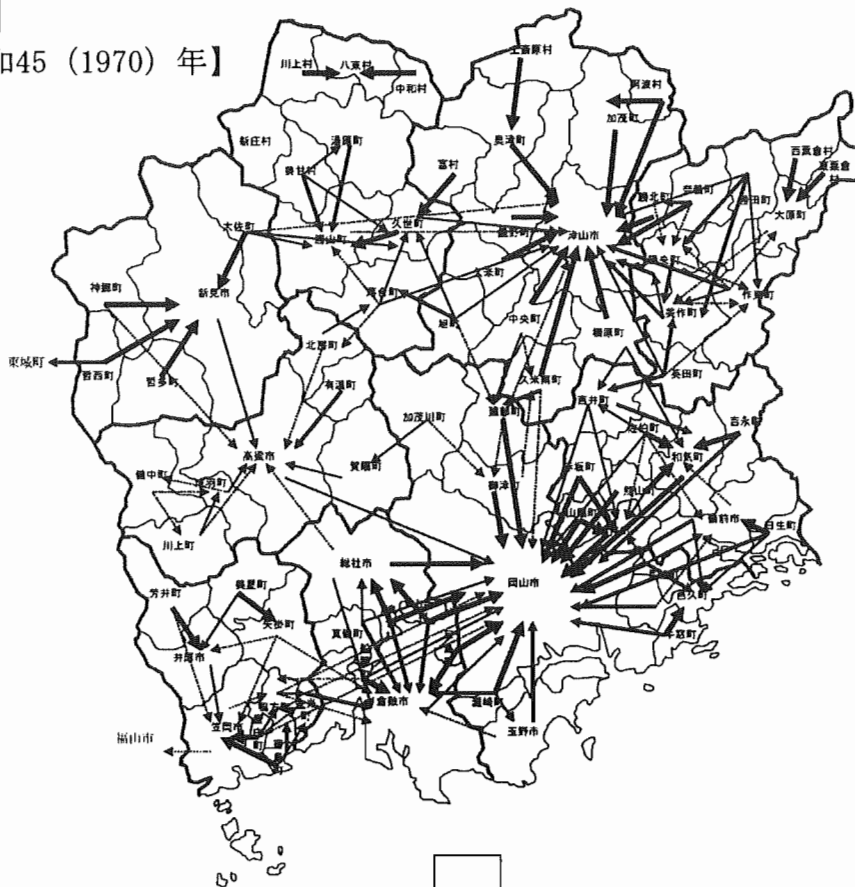
【平成12（2000）年】



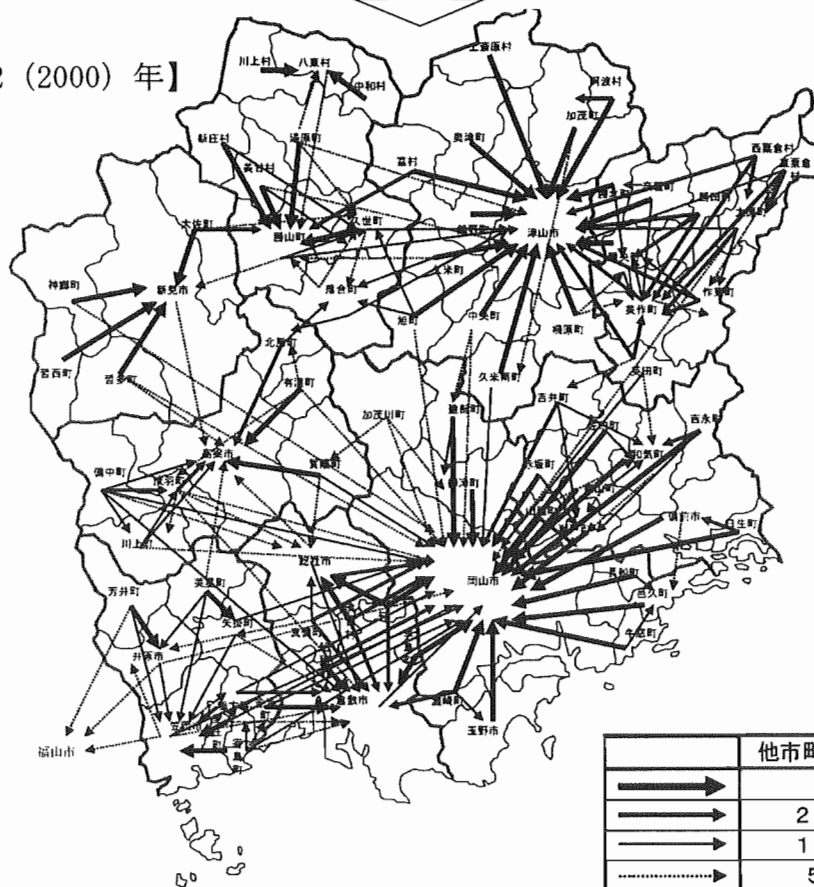
(資料) 総理府統計局「昭和45年国勢調査報告」
 総務省「平成12年国勢調査報告」より




通学圏

【昭和45（1970）年】



【平成12（2000）年】

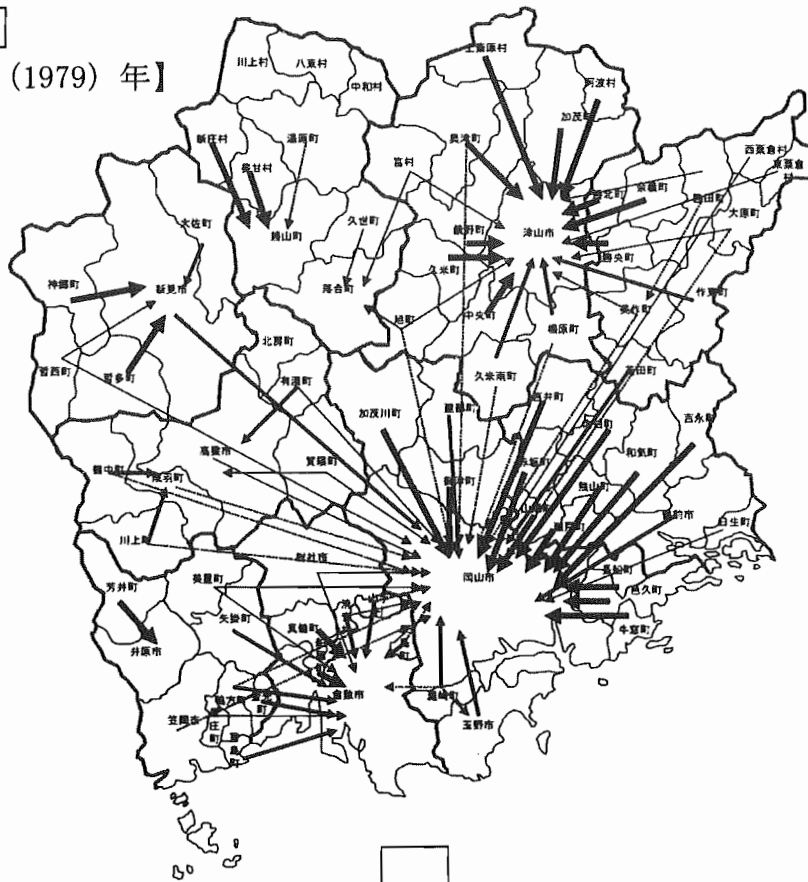


	他市町村への通学依存率
	30%以上
	20~30%未満
	10~20%未満
	5~10%未満

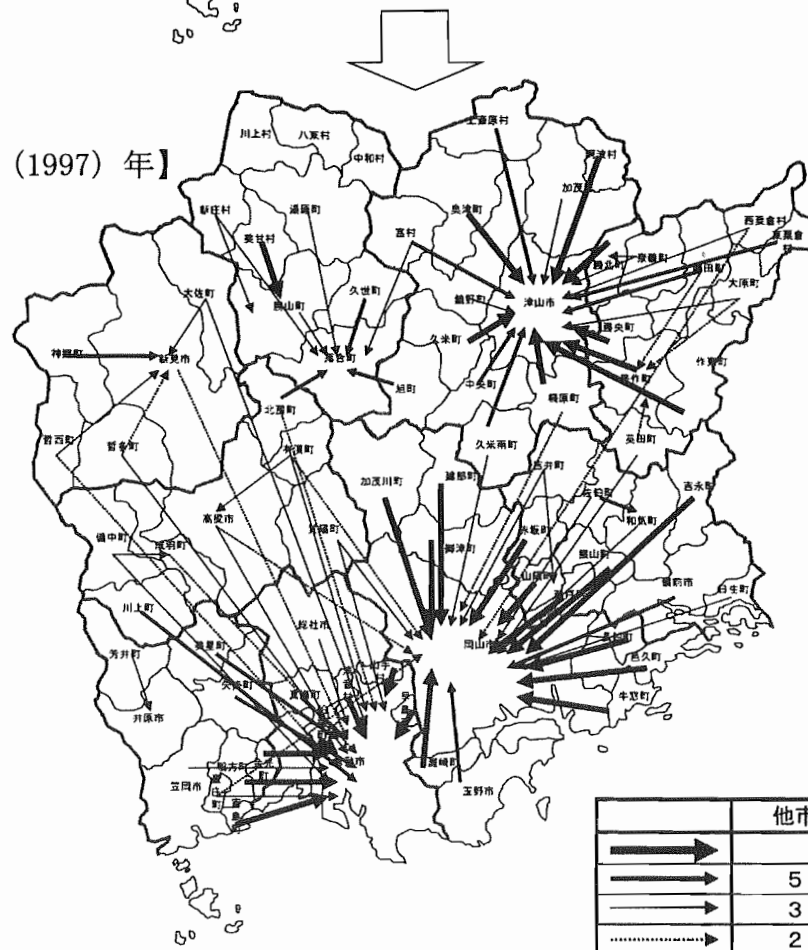
(資料) 総理府統計局「昭和45年国勢調査報告」
総務省「平成12年国勢調査報告」より



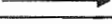

重症時医療圏

【昭和54（1979）年】



【平成9（1997）年】



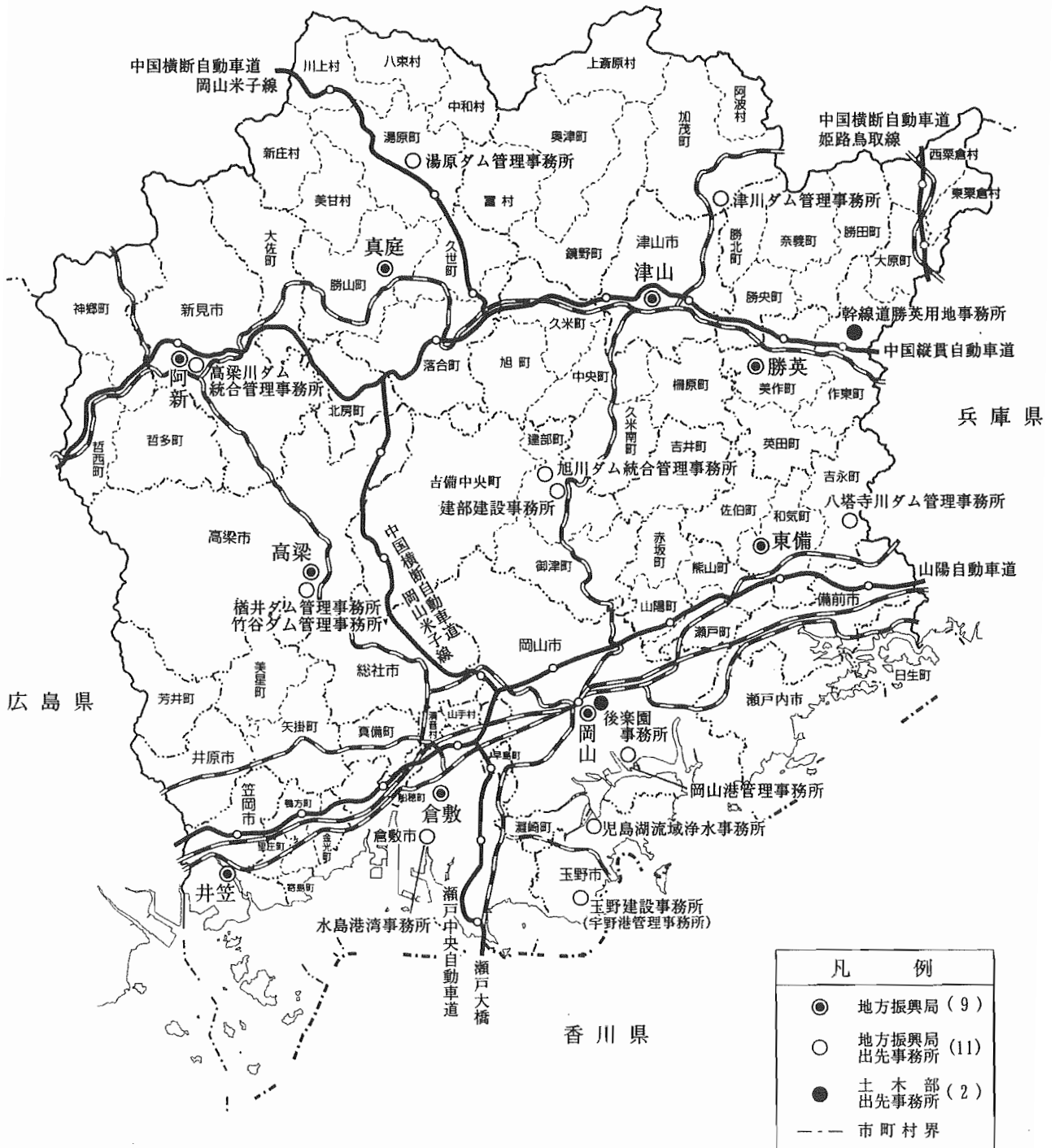
他市町村への依存率	
	70%以上
	50～70%未満
	30～50%未満
	20～30%未満

（資料）岡山経済研究所「おかやま生活行動圏
20年の変動と展望」（平成10年）より作成

高速道路・鉄道網



鳥取県

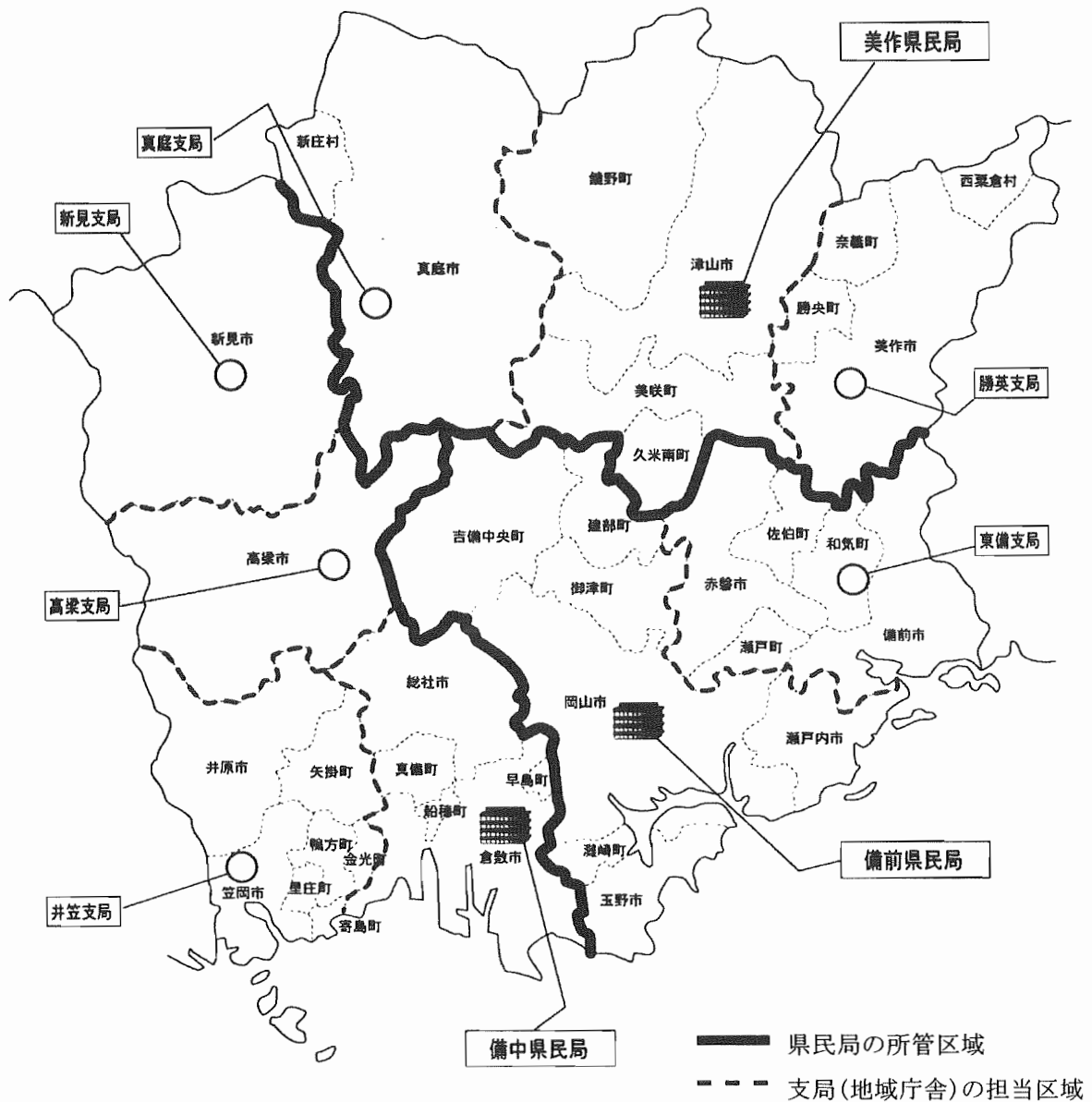


(平成17年1月1日現在)

各機関で行う具体的な業務（主なもの）

－再編後の県民局・支局（地域庁舎）における室（課）の所管区域－

[平成17年4月の県民局体制を示したもの]



(注) 平成17年1月1日までに合併が決定された市町村は、合併後の名称、区域で示しています。(今後の市町村合併により変更の可能性があります。)

平成17年4月から金光町は井笠支局の管轄となりますが、保健所業務に関しては、当面、現在の倉敷保健所の所管とします。

○地域振興・県民生活に関する業務

振興局で行っている主な業務名	H17. 4再編時				H21再編完了時			
	県			外部委託	県			外部委託
	本庁	県民局	支局		本庁	県民局	地域庁舎	
土地対策		●				◎		
高度情報化	●				◎			
国際交流								
旅券発給		●	●			◎	◎	
国際交流・貢献事業の支援等		●				◎		
市町村振興								
市町村連絡調整、市町村振興計画等の協議		●				◎		
地方債の許可、地方交付税検査	●				◎			
商工業振興								
企業立地促進補助等	●				◎			
商工会議所法、商工会法に基づく許可	●				◎			
大型店の出店調整	●				◎			
観光振興		●				◎		
同和対策の推進	●	●			◎	◎		
労働対策								
労働関係調査	●				◎			
労働問題講習会等	●				◎			
公聴広報		●				◎		
消防防災対策								
防災体制の配備		●	●			◎	◎※2	
コミュニティ・ボランティア		●	●※1			◎		
文化行政		●				◎		
青少年健全育成								
普及啓発		●	●※1			◎		
立入調査、指導		●				◎		
男女共同参画活動の推進		●	●※1			◎		

※1 各種団体の育成・支援に関する業務

※2 県民局との連携による配備体制

○環境に関する業務

振興局で行っている主な業務名	H17. 4再編時				H21再編完了時			
	県			外部委託	県			外部委託
	本庁	県民局	支局		本庁	県民局	地域庁舎	
一般廃棄物対策		●				◎		
産業廃棄物対策								
不適正処理に係る指導監視		●	●			◎	◎ (初級対応)	
処理施設の設置許可		●				◎		
快適な環境の確保の推進		●				◎		

○県税に関する業務

振興局で行っている主な業務名	H17. 4再編時				H21再編完了時			
	本庁	県		外部委託	本庁	県		外部委託
		県民局	支局			県民局	地域庁舎	
窓口対応(県税の収納、納税証明の発行)		●	●			◎	◎	
県税の賦課		●				◎		
収納管理・徴収		●				◎		
課税免除								
軽油引取税・免税軽油使用者証の交付		●				◎		
自動車税・身体障害者等課税免除		●				◎		
犯則取締等	●				◎			

○保健福祉に関する業務

振興局で行っている主な業務名	H17. 4再編時				H21再編完了時			
	本庁	県		外部委託	本庁	県		外部委託
		県民局	支局			県民局	地域庁舎	
介護保険事業								
市町村支援		●				◎		
介護サービス事業者監査指導 介護支援専門員の養成・研修		●				◎		
社会福祉法人、施設等の指導監査		●				◎		
精神保健福祉対策								
精神保健相談等		●	●			◎	◎	
措置入院等(緊急時の対応)		●	●			◎	◎	
感染症対策								
結核・感染症の発生動向調査		●	●			◎	◎	
感染症予防及び発生時対応		●	●			◎	◎	
指導監視・危機管理対応								
食品関係営業施設監視		●	●			◎	◎	
薬事法関係施設監視指導		●	●			◎	◎	

○農林水産業に関する業務

振興局で行っている主な業務名	H17. 4再編時				H21再編完了時			
	本庁	県		外部委託	本庁	県		外部委託
		県民局	支局			県民局	地域庁舎	
農地転用許可等農地関係の調整		●				◎		
農業振興対策								
国庫補助事業		●				◎		
単県補助事業		●				◎		
農業制度資金		●				◎		
畜産環境対策		●	●			◎		
農協等の指導業務	●				◎			

振興局で行っている主な業務名	H17.4再編時				H21再編完了時			
	県			外部委託	県			外部委託
	本庁	県民局	支局		本庁	県民局	地域庁舎	
団体営事業(土地改良事業など)		●				◎		
県営事業(土地改良事業など)								
計画、地元調整、法的手続き等		●				◎		
設計、入札、現場管理等		●	●※3 (一定規模未満)			◎		◎
県管理施設(国営造成施設を含む)の管理		●	●			◎		
造林・間伐事業(補助事業)		●	●			◎		
農業・林業普及指導		●	●			◎	◎	

※3 工事金額4千万円未満の工事

○建設工事に関する業務

振興局で行っている主な業務名	H17.4再編時				H21再編完了時			
	県			外部委託	県			外部委託
	本庁	県民局	支局		本庁	県民局	地域庁舎	
道路・河川管理								
各種許可・措置命令		●	●			◎	◎	
パトロール		●	●			◎	◎	
公共施設の維持補修		●	●※3 (一定規模未満)	●		◎	◎※4 (一定規模未満)	◎
屋外広告物規制 (許可・違反広告物除却作業)		●	●			◎		
宅地造成等規制 (許可、完了検査)		●	●			◎		
建設業者管理 (指導・相談、営業所調査、経営事項審査)		●	●			◎		
入札業務		●	●※3 (一定規模未満)			◎		
工事計画、進行管理		●	●※3 (一定規模未満)			◎		
工事設計、工事監督等		●	●※3 (一定規模未満)	●		◎		◎
工事設計審査、工事検査		●	●※3 (一定規模未満)			◎		
市町村工事技術指導		●				◎		
災害復旧事業		●	●※3 (一定規模未満)			◎		

※3 工事金額4千万円未満の工事

※4 工事金額1千万円未満の維持補修工事

地方振興局再編 取組の経過

年月日	経 過
H15. 11. 20	「第3次岡山県行財政改革大綱」決定
H15. 12. 12	地方振興局再編プロジェクトチーム発足
H16. 5. 27	岡山県行財政改革推進本部会議 「地方振興局再編の考え方(案)」公表
H16. 7. 26	岡山県行財政改革推進本部会議 「地方振興局再編(素案)」公表
H16. 7. 27 ～ 8. 31	パブリックコメント実施 意見：261件(170名)
H16. 8. 9 ～ 9. 10	公聴会開催(県下9会場) 参加者：527名 発言者：122名
H16. 11. 11	岡山県行財政改革推進本部会議 「地方振興局再編(案)」公表
H16. 11. 19	岡山県議会全員協議会開催
H16. 11. 24	岡山県行財政改革推進本部会議 「地方振興局再編(案)」決定
H16. 12. 3	岡山県議会12月定例会 「岡山県県民局設置条例案」上程
H16. 12. 22	岡山県議会12月定例会 「岡山県県民局設置条例」議決

チボリ・ジャパン社取締役会の概要について

2月12日(火)、チボリ・ジャパン社の取締役会が岡山市内で開催され、クラブウの意向を前提に、今後の公園運営について協議が行われた。その概要は、次のとおりである。

1 クラブウからの回答

- (1) チボリ・ジャパン社の中核企業として、参画する意思はない。
- (2) チボリ・ジャパン社に土地を直接貸す意思はない。
- (3) チボリ・ジャパン社が中核企業を見つけてきた場合でも、土地を貸す意思はない
- (4) 県から土地を返還するとの話があれば、現契約での更地による返還が基本となるが、県の考え等を聞きながら、対応していきたい。

2 今後の公園運営について

坂口社長から、クラブウの回答等を踏まえ、次の考えが示され、協議が行われたが、「社長の決断はやむを得ない」との意見がある一方で、「県や市の公的支援を含め、ぎりぎりまで可能性を追求すべきだ」との意見があり、結論には至らなかった。

- (1) 県が本年12月末をもって地代の負担は止め、更に、土地所有者であるクラブウが、当社あるいは当社が見つけてきた中核企業に直接土地を貸すことができない限り、当社が本年12月末以降、現在の形で公園を運営することは事実上困難となったが、既に多くの予約が入っていること、また、12月末まで公園運営を続けたとしても株主資本の減耗もそれ程進まないこと等から、少なくとも12月末までは当社による公園運営を継続すべき。
- (2) 本年12月末以降の事業運営の在り方については、公園の公的な部分に加え、当社及び当社の施設についても、できるだけクラブウの構想の中に組み込んでいただけるよう要請したい。

3 今後の予定

今後、坂口社長が各取締役とそれぞれ協議して、本年12月末以降の会社の姿について案を作成し、それをもとに、3月下旬に開催予定の次回取締役会で、結論を出すこととなった。

岡山市の行政区画の名称について

平成20年2月4日に開催された第8回岡山市行政区画等審議会の審議状況については、次のとおりである。

〔審議結果〕

1 基本方針

政令指定都市への移行に伴って設置される区の名称(区名)は、住所の一部として表記されるなど、市民の日常生活に密接な関わりを持つことから、岡山市行政区画等審議会に諮問するとともに、公募を通じて、幅広い市民参加の下にその選定を行う。

2 区名選定の流れ

- 3月 区名募集
- 4月 区名候補の選出
- 5月 市民の意向調査
- 6月 選定・答申

3 区名案募集に当たっての検討事項

(1) 基本的な考え方

- ・①簡潔さ、②親しみやすさ、③各区の特色を表現、の3点を満たしていること。
- ・応募は、何区でもよい。

(2) 対象者等

- ・対象者は制限なし
- ・応募方法は、郵送、ファックス、Eメール等自由
- ・記載事項は、区名、氏名、住所

(3) 区名の制限事項

- ・旧市町村名は使わない
- ・中央区は使わない
- ・方位は制限なし

(4) 応募上の注意

- ・いずれの区の名称も応募可能
- ・同一名称の応募は1回限り

第8回岡山市行政区画等審議会 会議資料

I	行政区の名称（区名）について	3
II	岡山市の行政区の名称（区名）について（案）	8

[参考 1] 先行市における区名選定について

都市名		千葉市	さいたま市
選考主体		<ul style="list-style-type: none"> ■区名選定委員会 (3回開催) 委員 44人 (学識経験者32、市議会議員6、関係行政機関4、職員2) 	<ul style="list-style-type: none"> ■区名選定委員会 (4回開催) 委員 40人 (学識経験者13、市民代表20、市議会議員6、職員1) ■区名検討市民の会 (1回開催) 市民 84人 (公募)
区名募集	募集期間	平成3年10月5日～18日	平成14年5月1日～24日
	対象者	市内在住者、通勤・通学者	市内在住者、通勤・通学者
	応募方法	<ul style="list-style-type: none"> ・専用はがき ・郵送、専用応募用紙 	<ul style="list-style-type: none"> ・専用はがき ・郵送、ファックス、Eメール
	区名表記	規定なし	漢字、ひらがな、カタカナで表記
	留意事項	・いずれの区の名称も応募可能	・いずれの区の名称も応募可能
	応募数	22,910通 (有効数 22,484通)	17,494通 (有効数 16,557通)
	区名案	・選定委員会で最終決定、答申	<ul style="list-style-type: none"> ・検討市民の会で候補決定 ・応募上位3案+各区の特色を表した3～1案の各区6～4案を決定
区名投票・意向調査	投票期間	実施していない	平成14年8月1日～16日
	対象者		・市内在住者
	投票方法		<ul style="list-style-type: none"> ・専用はがき ・郵送、ファックス、Eメール
	留意事項		<ul style="list-style-type: none"> ・居住区の区名のみ1票投票 ・審議会で最終決定、答申
	投票数		44,511通 (有効数 43,646通)
	選定結果		・最多得票のものは9区中2区のみ
基本的な考え方 (主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・簡潔で親しみやすく、だれもがその地域だとわかるような語調のよい名称とする。 ・各区の均衡を考慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各区の整合性を考慮する。 ・簡潔で親しみやすい名称とする。 ・各区域の特色が表現される名称とする。 	
選定過程での考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・方位は採用しない。 (区名募集後に決定) 	<ul style="list-style-type: none"> ・投票は参考に止める。 ・旧市名にこだわるべきではない。 (区名投票後に決定) 	

静岡市	新潟市	浜松市
■行政区画等審議会 ・審議会（4回開催） ・区名選考委員会（6回開催） 委員 12人 （審議会委員6、市民代表6）	■行政区画等審議会 ・審議会（8回開催） ・検討委員会（5回開催） 委員 10人 （審議会委員の一部）	■行政区画等審議会 （5回開催）
平成15年9月1日～30日	平成17年10月31日～11月21日	平成17年9月5日～10月7日
市内在住者、通勤・通学者	市内在住者、通勤・通学者	市内在住者で小学生以上
・専用はがき ・郵送、ファックス、Eメール	・専用はがき ・郵送、ファックス、Eメール	・専用はがき ・郵送、ファックス、Eメール
漢字、ひらがな、カタカナで表記	漢字、ひらがな、カタカナで表記	漢字、ひらがな、カタカナで表記
・いずれの区の名称も応募可能 （1区で同じ名称の応募は1回）	・いずれの区の名称も応募可能 （1人1通）	・いずれの区の名称も応募可能 （同一名称の応募は1回限り有効）
8,756通（有効数 8,646通）	14,965通	9,528通
・審議会、選考委員会で各区3案を決定 （募集結果の上位3案とせず）	・審議会で各区5案を決定	・審議会で、応募上位3案+2案の各区5案を決定
平成16年1月15日～2月16日	平成18年2月24日～3月9日	平成18年1月5日～1月31日
・市内在住者、通勤・通学者 ・小学生以上	・市内在住者 ・小学生以上	・市内在住者 ・小学生以上
・専用はがき ・郵送、ファックス、Eメール	・専用はがき ・郵送、ファックス、Eメール	・専用はがき ・郵送、ファックス、Eメール
・いずれの区の名称も選択可能 （投票は区ごとに1回限り） ・審議会で最終決定、答申	・いずれの区の名称も選択可能 （投票は区ごとに1回限り） ・審議会で最終決定、答申	・いずれの区の名称も選択可能 （1人1通、各区1点限り） ・審議会で最終決定、答申
76,016通（有効数 73,406通）	34,456通（有効数 33,436通）	65,832通（有効数 62,440通）
・最多得票の名称で決定	・最多得票の名称で決定	・中区のみ投票結果2位。それ以外は最多得票の名称で決定
・親しみやすく愛着のもてるもの。 ・各区の特色を表現し、市の魅力を広く内外に周知するもの。	・区の一体感の醸成が図られるもの。 ・親しみやすく愛着のもてるもの。 ・全市的観点から整合性を考慮する。	なし
	・旧市町村名は使わない。 ・複数区に同一名がないよう配慮する。（区名募集後に決定）	・各区のバランスを考慮する。（区名募集後に決定） ・「中央」（最多得票）は使わない。（投票後に決定）

[参考 2] 政令指定都市の区名一覧

札幌市

ちゅうおうく 中央区	きたく 北区	ひがしく 東区	しろしく 白石区	とよひらく 豊平区	みなみく 南区	にしく 西区
あつべつく 厚別区	ていねく 手稲区	きよたく 清田区				

仙台市

あおばく 青葉区	みやぎのく 宮城野区	わかばやしく 若林区	たいはくく 太白区	いずみく 泉区
-------------	---------------	---------------	--------------	------------

さいたま市

にしく 西区	きたく 北区	おおみやく 大宮区	みぬまく 見沼区	ちゅうおうく 中央区	さくらく 桜区	うらわく 浦和区
みなみく 南区	みどりく 緑区	いわつきく 岩槻区				

千葉市

ちゅうおうく 中央区	はなみがわく 花見川区	いなげく 稲毛区	わかばく 若葉区	みどりく 緑区	みはまく 美浜区
---------------	----------------	-------------	-------------	------------	-------------

川崎市

かわさきく 川崎区	さいわいく 幸区	なかはらく 中原区	たかつく 高津区	たまく 多摩区	みやまえく 宮前区	あさおく 麻生区
--------------	-------------	--------------	-------------	------------	--------------	-------------

横浜市

つるみく 鶴見区	かながわく 神奈川区	にしく 西区	なかく 中区	みなみく 南区	ほどがやく 保土ヶ谷区	いそごく 磯子区
かなざわく 金沢区	こうほくく 港北区	とつかく 戸塚区	こうなんく 港南区	あさひく 旭区	みどりく 緑区	せやく 瀬谷区
さかえく 栄区	いずみく 泉区	あおばく 青葉区	つづきく 都筑区			

新潟市

きたく 北区	ひがしく 東区	ちゅうおうく 中央区	こうなんく 江南区	あきはく 秋葉区	みなみく 南区	にしく 西区
にしかんく 西蒲区						

静岡市

あおいく 葵区	するがく 駿河区	しみずく 清水区
------------	-------------	-------------

浜松市

なかく 中区	ひがしく 東区	にしく 西区	みなみく 南区	きたく 北区	はまきたく 浜北区	てんりゅうく 天竜区
-----------	------------	-----------	------------	-----------	--------------	---------------

名古屋市

ちくさく 千種区	ひがしく 東区	きたく 北区	にしく 西区	なかむらく 中村区	なかく 中区	しょうわく 昭和区
みずほく 瑞穂区	あつたく 熱田区	なかがわく 中川区	みなとく 港区	みなみく 南区	もりやまく 守山区	みどりく 緑区
めいとく 名東区	てんぱくく 天白区					

京都市

きたく 北区	かみぎょうく 上京区	さきょうく 左京区	なかぎょうく 中京区	ひがしやまく 東山区	しもぎょうく 下京区	みなみく 南区
うきょうく 右京区	ふしみく 伏見区	やましなく 山科区	にしきょうく 西京区			

大阪市

みやこじまく 都島区	ふくしまく 福島区	このはなく 此花区	にしく 西区	みなとく 港区	たいしょうく 大正区	てんのうじく 天王寺区
なにわく 浪速区	にしよどがわく 西淀川区	ひがしよどがわく 東淀川区	ひがしなりく 東成区	いくのく 生野区	あさひく 旭区	じょうとうく 城東区
あべのく 阿倍野区	すみよし 住吉区	ひがしすみよし 東住吉区	にしなりく 西成区	よどがわく 淀川区	つるみく 鶴見区	すみのえく 住之江区
ひらのく 平野区	きたく 北区	ちゅうおうく 中央区				

堺市

さかい 堺区	なかく 中区	ひがし 東区	にしく 西区	みなみく 南区	きたく 北区	みはらく 美原区
-----------	-----------	-----------	-----------	------------	-----------	-------------

神戸市

ひがしなだ 東灘区	なだく 灘区	ひょうごく 兵庫区	ながたく 長田区	すまく 須磨区	たるみく 垂水区	きたく 北区
ちゅうおうく 中央区	にしく 西区					

広島市

なかく 中区	ひがし 東区	みなみく 南区	にしく 西区	あさみなみく 安佐南区	あさきたく 安佐北区	あきく 安芸区
さえきく 佐伯区						

北九州市

もじく 門司区	わかまつく 若松区	とぼたく 戸畑区	こくらきたく 小倉北区	こくらみなみく 小倉南区	やはたひがし 八幡東区	やはたにし 八幡西区
------------	--------------	-------------	----------------	-----------------	----------------	---------------

福岡市

ひがし 東区	はかたく 博多区	ちゅうおうく 中央区	みなみく 南区	にしく 西区	じょうなんく 城南区	さわらく 早良区
-----------	-------------	---------------	------------	-----------	---------------	-------------

※重複している区名

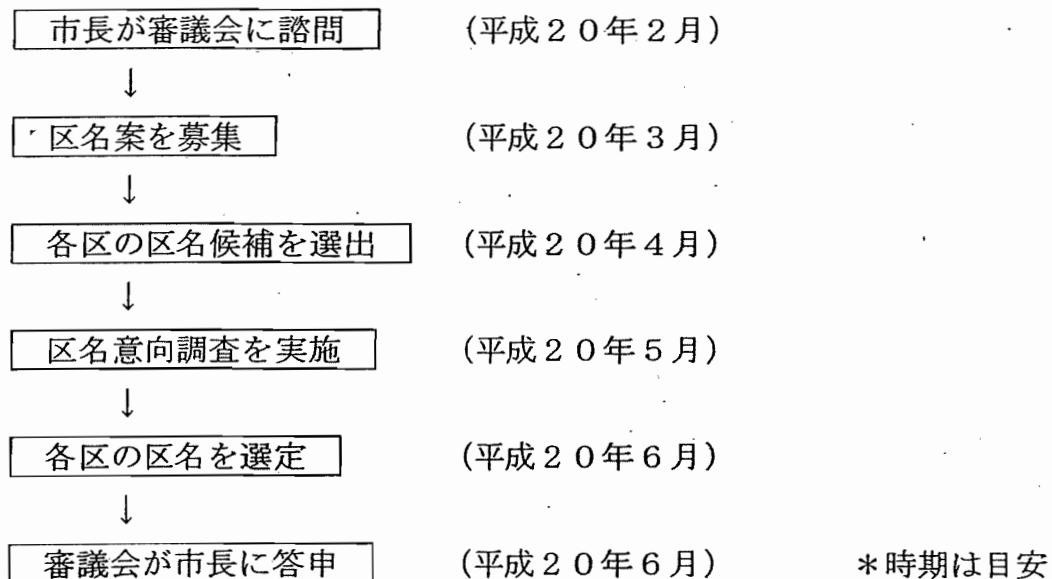
- 青葉区 (2) . . . 仙台市・横浜市
- 旭区 (2) . . . 横浜市・大阪市
- 泉区 (2) . . . 仙台市・横浜市
- 北区 (9) . . . 札幌市・さいたま市・新潟市・浜松市・名古屋市・京都市・大阪市・堺市・神戸市
- 中央区 (7) . . . 札幌市・さいたま市・千葉市・新潟市・大阪市・神戸市・福岡市
- 鶴見区 (2) . . . 横浜市・大阪市
- 中区 (5) . . . 横浜市・浜松市・名古屋市・堺市・広島市
- 西区 (11) . . . 札幌市・さいたま市・横浜市・新潟市・浜松市・名古屋市・大阪市・堺市・神戸市・広島市・福岡市
- 東区 (7) . . . 札幌市・新潟市・浜松市・名古屋市・堺市・広島市・福岡市
- 緑区 (4) . . . さいたま市・千葉市・横浜市・名古屋市
- 港区 (2) . . . 名古屋市・大阪市
- 南区 (10) . . . 札幌市・さいたま市・横浜市・新潟市・浜松市・名古屋市・京都市・堺市・広島市・福岡市

Ⅱ 岡山市の行政区の名称（区名）について（案）

1 基本方針

政令指定都市への移行に伴って設置される区の名称（区名）は、住所の一部として表記されるなど、市民の日常生活に密接な関わりをもつことから、岡山市行政区画等審議会に諮問するとともに、公募を通じて、幅広い市民参加の下にその選定を行うこととする。

2 区名選定の流れ



3 区名案募集に当たっての検討事項

区 分	検討事項及び先行事例
基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> ①簡潔さ (千葉市、さいたま市) ②親しみやすさ (千葉市、さいたま市、静岡市、新潟市) ③区の一体感の醸成 (新潟市) ④各区の特色を表現 (千葉市、さいたま市、静岡市) ⑤各区の整合性を考慮 (千葉市、さいたま市、新潟市)
対象者	<ul style="list-style-type: none"> (1) 属地 <ul style="list-style-type: none"> ①市内在住者 (全市) ②通勤・通学者 (千葉市、さいたま市、静岡市、新潟市) (2) 年齢 <ul style="list-style-type: none"> ①制限なし (千葉市、さいたま市、静岡市、新潟市) ②小学生以上 (浜松市)
応募方法	<ul style="list-style-type: none"> ①郵送 (専用はがき・官製はがき) (全市) ②ファックス、Eメール (さいたま市、静岡市、新潟市、浜松市)
記載事項	<ul style="list-style-type: none"> (1) 区名、氏名、住所 (全市) (2) (1)以外の記載事項 <ul style="list-style-type: none"> ①年齢 (さいたま市、新潟市、浜松市) ②電話 (千葉市) ③居住区 (浜松市)
区名の制限事項	<ul style="list-style-type: none"> (1) 旧市町村名 (区の一体感の醸成に支障となるとの理由) <ul style="list-style-type: none"> ①使わない (新潟市)、こだわらべきでない (さいたま市) ②制限なし (千葉市、静岡市、浜松市) (2) 方位 <ul style="list-style-type: none"> ①使わない (千葉市) ②制限なし (さいたま市、静岡市、新潟市、浜松市) (3) 「中央区」(他との質的な差を感じさせるとの理由) <ul style="list-style-type: none"> ①使わない (浜松市) ②制限なし (千葉市、さいたま市、静岡市、新潟市)
応募上の注意	<ul style="list-style-type: none"> (1) いずれの区の名称も応募可能 (全市) (2) 同一名称の応募は1回限り (静岡市、浜松市)

総務委員会資料(Ⅳ)

	頁
○ 北京・大連線の週3往復運航への増便について	1
○ 香港との間の定期路線の開設計画について	2
○ 「岡山空港開港20周年記念祭」の開催について	3

平成20年2月15日

企 画 振 興 部

北京・大連線の週3往復運航への増便について

昨年7月に開設された北京・大連線については、空路利用を促進する会等と連携しながら利用促進に努めるとともに、運航する中国東方航空及び中国政府に対して、これまで、早期の増便を強く働きかけてきた。

その結果、本年5月から週3往復へ増便することを中国東方航空が決定し、昨日、国土交通省に申請を行った。

8月の北京オリンピック開催に向け、また大連との経済交流の一層の進展のため、引き続き、利用促進に積極的に取り組んでまいりたい。

なお、増便による運航予定ダイヤ等は、下記のとおりである。

記

1. 増便開始予定日 平成20年5月1日（木）
2. 増便内容 ・現在の火曜日と土曜日に木曜日加わり、週3往復となる。
・運航ダイヤは、いずれの曜日も同じ。

(増便後予定ダイヤ)

曜日	北京⇒大連⇒岡山				岡山⇒大連⇒北京			
	北京発	大連着	大連発	岡山着	岡山発	大連着	大連発	北京着
火・木・土	8:30	9:30	10:30	13:30	14:30	15:30	16:30	17:30

*時間表示は現地時間（中国との時差は1時間）

香港との間の定期路線の開設計画について

香港との間の定期路線について、香港エクスプレス航空の稲垣忠和日本首席代表から、「本年4月下旬に開設することを香港エクスプレス航空として決定した。」旨の連絡が入った。

今後、同社は、3月上旬にも国土交通省に申請する予定であり、県としても、香港との間の新たな国際路線の早期開設に向けて、積極的に取り組んでまいりたい。

なお、連絡が入った開設計画案については、下記のとおりである。

記

【香港との間の定期路線の開設計画案】

〈運航開始予定〉	平成20年4月下旬
〈運航頻度〉	週3往復（火、水、土）
〈使用予定機材〉	B737-800（164席）

「岡山空港開港20周年記念祭」の開催について

昭和63年3月の開港から満20周年を迎える岡山空港の一層の利用促進のため、次のとおり、就航先9都市の観光案内や物産・芸能紹介などを行う。

記

【主催】 岡山県、空路利用を促進する会、
岡山空港開港20周年記念事業実行委員会

【後援】 就航先9都市の観光振興機関

【期間】 2008年3月8日(土)～9日(日)
(いずれも11:00～16:30)

【会場】 岡山空港ターミナルビルほか
国際線出発ロビー(2階)、到着ロビー(1階)
観光バス乗降場 ほか

【内容】 ①岡山空港開港20周年記念式典
3月8日の11:00～11:20
②就航先の観光大使の紹介・写真撮影会
③就航先の観光PRと旅行相談コーナー
④就航先の芸能紹介
⑤就航先の味が楽しめる「まんぷく屋台村」と物産販売 など

【その他】 ①札幌、沖縄、ソウル、大連、グアムの往復航空券(ペア)のプレゼント
②グアム産マグロの解体ショーと即売会(3月8日)
③岡山空港発の旅行が当たるビンゴ大会(3月9日)
④ヘリコプター遊覧(有料)
⑤岡山市内での街頭キャンペーン(3月7日と9日)



“ありがとう”の感謝を込めて

岡山空港開港 20周年記念祭

ヘリコプター
による
遊覧飛行(有料)
空から岡山の街を
見てみよう!

就航先の芸能と名産品に出会える2日間

屋上送迎
デッキ
無料開放

2008
3/8±・9日

就航先9都市
観光大使撮影会
&スタンプラリー
豪華景品プレゼント!

岡山空港発 札幌・沖縄・
ソウル・グアム・大連までの
往復航空券(ペア)が
抽選で当たる!!

就航先9都市の 観光大使がやって来る!

サブステージ
があるよ!
岡山空港
みゆ〜じあむ
フォトコンテスト入賞作品
パネル展示



メインステージ 11:00~16:30

まんぷく屋台村 11:00~16:30

3/8± 13:00~
限り マグロの
解体ショー&
即売会!!

グアムから
やってきた

売り切れごめん! 商品がなくなり次第終了となります。

13:00~ 3/9日 旅行商品券が
受付開始 11:30~ 限り 当たる!

空港ターミナルビル1F
国際線到着ロビーにて開催

参加資格は「20」20周年に関わる方
(結婚20周年・20歳・岡山に来て20年...)
証明書をご持参ください。詳しくは山陽新聞
3月3日付朝刊(予定)をご覧ください。

ビンゴゲーム
10等まで豪華商品
プレゼント!

就航先都市から 芸能紹介 各地の伝統芸能のステージをお楽しみください。

 ギター 榎田 光雄	 よさこいソーラン 有間瞳子一座「飛舞人」	 霧島九面太鼓 和奏(わかな)	 沖縄民族芸能イサー 沖縄イサー琉設会	 風物ノリ(農楽) 大棟良重 豊田文化財団 3号指定 秀寿苑(ケムサダン) 日本支部 マンナム	 中国スーパー雑技団 中国スーパー雑技団	 ドラム&ギター Jesse & Ruby
------------------	-----------------------------	-----------------------	---------------------------	--	----------------------------	-----------------------------

就航先都市から まんぷく屋台村! 代表的な料理や名産品を出店販売します。

子どもも楽しめる縁日コーナーもあるよ!

空井販売 鹿兒島 東京 他にも多数 出店予定

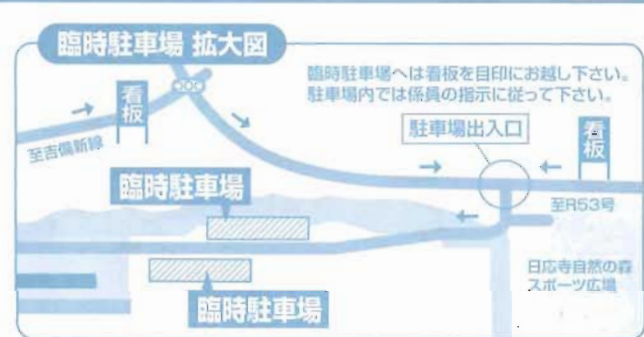
地元岡山からはカキオコ(日生)の屋台、
餅つき(新庄)の実演販売が出店。

※写真は全てイメージです。※出店内容が変更になる場合がございます。※記載されているタイムスケジュール・各イベントの開催時間に変更になる場合がございます。

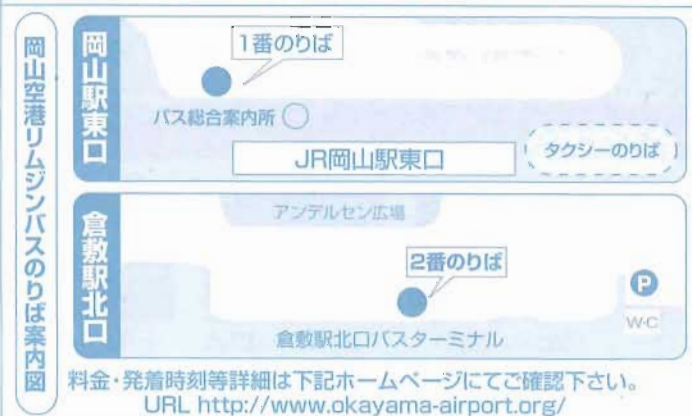
主催/岡山県・空路利用を促進する会・岡山空港開港20周年記念事業実行委員会

後援/(社)北海道観光連盟・(社)札幌観光協会・東京都中央区観光協会・(社)鹿児島県観光連盟・(財)鹿児島観光コンベンション協会
(財)沖縄観光コンベンションビューロー・韓国観光公社大阪支社・上海市旅游事業管理委員会・グアム政府観光局・北京市旅游局・大連市旅游局

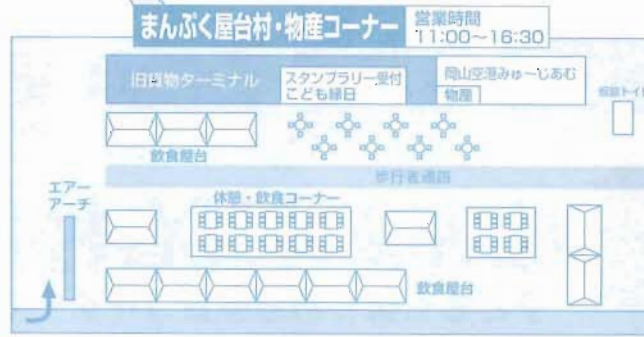
岡山空港開港20周年記念祭 3/8(土)・9(日)



岡山駅・倉敷駅からリムジンバスが運行されています。



イベントにご来場の際は、なるべく公共交通機関をご利用下さい。
 臨時駐車場のスペースは500台ありますが、満車時はお断りする場合があります。
 イベント参加の方は第1～第4駐車場への駐車はご遠慮下さい。
 あらかじめご了承願います。



スケジュール(メインステージ)

3/8 (土)	3/9 (日)
11:00～11:30 式典行事	11:00～11:30 観光大使紹介・撮影会
11:30～12:00 観光大使紹介・撮影会	11:30～13:00 芸能紹介
12:00～14:00 芸能紹介	13:00～13:30 観光大使紹介・撮影会
14:00～14:30 観光大使紹介・撮影会	13:30～16:30 芸能紹介
14:30～16:30 芸能紹介	

太陽光発電システムの完成について

工業用水道事務所 鶴新田浄水場に設置工事を進めていた200kWの太陽光発電システムが、平成20年2月22日（金）に運用開始する運びとなった。

今回の完成により、企業局の太陽光発電システムの合計出力は1514.5kWとなり、事業者としては一昨年から引続き中国・四国地方において最大規模となる。また、鶴新田浄水場は既設分と合わせ600kWとなり、県内有数規模の太陽光発電システムとなる。（西之浦浄水場に設置している800kWの太陽光発電システムは、単一の施設として中国・四国地方最大。）

記

1 事業費 約114百万円（税込）

※ 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO技術開発機構）の太陽光発電新技術等フィールドテスト事業により、事業費の1/2を負担。

2 効果 CO₂削減効果 年間約120トン（今回設置分のみ）

（企業局の太陽光発電システム全体で年間約920トン）

経済効果 工業用水道施設への設置分全体で年間約830万円

導入効果額（電気使用料金の削減効果と直射日光遮光による傾斜板の延命効果等）から年経費（減価償却費や維持管理費）を差し引いた額

3 概 要

設置年度	平成19年度	平成18年度まで	計
設置箇所	鶴新田浄水場 ※（）内は既設分との計	県庁舎、西之浦浄水場 など	
出力(kW)	200 (600)	1314.5	1514.5
予想年間発電電力量(kWh)	216,000 (648,000)	1,440,500	1,656,500
家庭での使用量(戸分)	約 60 (約 180)	約 400	約 460
太陽電池モジュール枚数(枚)	1,120 (3,282)	8,073	9,193

- 工業用水道事務所 鶴新田浄水場 太陽光発電システム

